

令和5年2月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和5年3月3日・6日～7日・9日

場 所 第3委員会室

令和5年3月3日(金曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計予算
- 議案第15号 令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 令和5年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算
- 議案第18号 令和5年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算
- 議案第19号 令和5年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算
- 議案第23号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例
- 議案第35号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)
- 議案第57号 令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第4号)
- 議案第60号 令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)
- 議案第62号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第78号 工事請負契約の変更について
- 請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願

- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・令和4年中の交通事故情勢と取組について
 - ・宮崎県警の組織について
 - ・宮崎県企業局経営ビジョンの投資・財政計画(電気事業)の見直しについて
 - ・宮崎県総合運動公園プールの用途廃止について
 - ・令和5年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案について
 - ・次期「宮崎県教育振興基本計画」(素案)について
 - ・「宮崎県生涯読書活動推進計画」の一部改定について
- 閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員	長	河野哲也
副委員	長	佐藤雅洋
委員		徳重忠夫
委員		井本英雄
委員		日高陽一
委員		田口雄二
委員		関師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	山本将之
警務部長	黒川清彦
警務部参事官兼 首席監察官	久留米英樹

生活安全部長	三原 健	育英資金室長	唐仁原 博
刑事部長	時任和博	高校教育課長	高橋哲郎
交通部長	日高俊治	義務教育課長	佐々木孝弘
警備部長	河野晃央	特別支援教育課長	横山貢一
警務部参事官兼 会計課長	山崎 猛	教職員課長	中別府勇治
警務部参事官兼 警務課長	迎 修二	生涯学習課長	長尾岳彦
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	井上保志	スポーツ振興課長	押川幸廣
総務課長	甲斐義勝	競技力向上推進室長	岩切正義
少年課長	黒木 守	文化財課長	長友由美子
生活環境課長	田中宏光	人権同和教育課長	北林克彦
交通規制課長	澤田信也	図書館長	小川雅彦
運転免許課長	池田健二	美術館副館長	木村幸久
		総合博物館長	岩切喜郎

企業局

企業局長	井手義哉
副局長(総括)	斎藤孝二
副局長(技術)	森 英彦
総務課長	齊藤郁宏
経営企画室長	小野一彦
工務管理課長	宮田晃尚
施設保全課長	松生 晃
発電設備課長	日高 誠
総合制御課長	丹山竜一郎

教育委員会

教 育 長	黒木 淳一郎
副 教 育 長	田村 伸 夫
教 育 次 長 (教育政策担当)	児玉 康 裕
教 育 次 長 (教育振興担当)	東 宏太朗
教 育 政 策 課 長	中尾 慶一郎
財 務 福 利 課 長	加 塩 美 昭

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	上園祐也

○河野委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案を御覧ください。

本日は補正予算関係議案等について審査を行います。明日以降、当初予算関連議案等について審査を行うこととしておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、明日以降の当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付しております委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

まず、1の審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事項・新規事項を中心に説明を求めることとして、併せて令和3年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることといたします。

次に、2の当初予算議案等の審査についてであります。

当初予算の審査に当たっては、長くなることから、教育委員会については2班に分けて審査を行い、最後に総括質疑の場を設けたいと存じます。

審査方法について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第63号に対して、人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付しております「条例案に対する意見について」を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました補正予算関連議案について、警察本部長の概要説明を求めます。

○山本警察本部長 おはようございます。公安委員会——警察本部関係の審査のほど、本日、何とぞよろしく願いいたします。

本日、お願いを申し上げます議案につきましては、2つございます。

議案第43号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」。こちらは、5億1,000万円余の減額補正等をお願いさせていただくものでございます。

また、議案第63号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」。こちらにつきましては、危険、または特別な警察職員の業務につきまして、遠隔地の離島等における水上警戒作業についての増設をお願いするものでございます。

続きまして、報告事項といたしまして、警察保有車両の交通事故等に伴います損害賠償額を定めたこと、その他報告事項として、令和4年中の交通事故情勢と取組について、御報告を申し上げます。

関係部長から御報告を申し上げますので、何とぞよろしく願いいたします。

○河野委員長 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○黒川警務部長 令和5年2月定例県議会提出の議案第43号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」の公安委員会関係につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットにあります文教警察企業常任委員会資料の3ページ、令和4年度2月補正予算の資料に沿って御説明いたします。

議会資料のほうでは、令和4年度2月補正歳出予算説明資料の467ページ以降となります。

資料の、1の令和4年度2月補正予算の概要を御覧ください。

本議案に係る補正予算は、マイナス5億1,251

万3,000円の減額補正であります。

その内訳は、人件費の執行残及び物件費の入札残による減額など、減額の総計がマイナス5億6,343万7,000円となっております。

また、交番、駐在所庁舎新築費や交通安全施設整備事業費などの総額がプラス5,092万4,000円であります。

今回の補正によりまして、補正後の予算額は、恩給及び退職年金費を除き、268億785万6,000円となります。

続きまして、今回の補正の内容を御説明いたします。

タブレット資料3ページの、2の補正予算の内訳を御覧ください。

歳出予算説明資料につきましては、471ページからになります。

一般会計警察費の(項)警察管理費(目)公安委員会費、補正額につきましては、マイナス179万9,000円であります。

この減額は、新型コロナウイルス感染症による影響で、全国公安委員会連絡会議等が代表者会議になったことにより、運営に要する経費である旅費等に執行残が出たものであります。

次に、(目)警察本部費、補正額につきましてはマイナス2億7,094万1,000円であります。

職員費につきましては、人件費の執行残に係る補正であり、その主なものは、育児休業者、年度途中退職者等に係る給料の不用額であります。

また、運営費に関しましては、警察職員設置に要する経費の執行残に伴う補正であり、その主なものは、会計年度任用職員雇用報酬や退職手当によるもので、会計年度任用職員が年休等により通勤しなかった日に係る通勤手当の不用額によるものや、途中退職者が見込み数より少

なかったためであります。

次に、(目)装備費、補正額につきましては、マイナス264万5,000円であります。

装備費につきましては、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備資機材の整備に要する経費であり、その主な補正につきましては、警察車両の管理維持に必要な各種手数料等が見込みより少なかったことにより、警察活動用車両維持費を補正するものであります。

次に、(目)警察施設費、補正額につきましては、マイナス58万4,000円であります。

警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費であり、その主な補正につきましては、警察庁舎の補修・維持管理等を行うための費用が入札等により減額されたものによりますが、交番、駐在所庁舎新築費につきましては、社会情勢の影響を受けて資材等が高騰していることなどから、やむを得ず増額の補正を行っております。

次に、(目)運転免許費、補正額につきましては、マイナス1億9,870万1,000円であります。

運転免許費は、運転免許試験及び各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費でありまして、補正額の主なものにつきましては、高齢運転者が運転免許の更新時に義務づけられている高齢者講習等について、県警が自動車教習所に委託して実施しておりましたが、昨年の道路交通法改正に伴い各自動車教習所でも独自に実施することができるようになったことから、委託料を減額補正するものであります。

資料は次の4ページになります。

(項)警察活動費(目)警察活動費、補正額につきましては、マイナス3,784万3,000円あります。

警察活動費の(事項)一般活動費につきまし

では、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費であります。

その主な補正理由につきましては、自動車保管場所証明事務を警察署に行かずに申請ができるOSSシステム運営経費に係るシステムの維持管理費用の残であります。

(事項)交通安全施設維持費につきましては、交通安全施設の維持補修費や電気料を計上しておりますが、その主な補正理由につきましては、保守に関する入札による執行残が出たものであります。

続きまして、(事項)交通安全施設整備事業費についてであります。安全で安心な交通環境を整備するために、交通安全施設を整備する事業であります。その中の主な補正としましては、国庫補助対象の事業において、警察庁が財務省に対して要求した補助金の予算が財務省の査定により減額されたことに伴い、本県に対する補助金につきましても交付決定が減額されたことによる減額であります。

また、一部増額の補正を行っておりますが、これは国の国土強靱化計画による国庫補助事業の追加補正によるものでありまして、本県は交通信号機のLED化13式を実施するために増額の補正を行うものであります。

最後に、繰越明許費についてであります。

資料は、令和5年2月県議会定例会提出予算事項別明細書(令和4年度補正分)の358ページとなります。

事業名、その他警察施設営繕等事業1億8,060万3,000円と交通安全施設整備事業3,061万5,000円の2事業となります。

その他警察施設営繕等事業につきましては、警察本部の空調や火災報知器を集中管理する中央監視設備の改修工事と警察本部の照明制御設

備の改修工事、木脇駐在所の建設工事の3つの工事を繰り越すこととなります。

主な繰越しの理由につきましては、新型コロナウイルスや社会情勢の変化等により建設機材の納品が間に合わないことや、想定していた地盤補強ができず、工法の検討に時間を要したため、やむを得ず工事を繰り越すものであります。

また、交通安全施設整備事業につきましては、先ほど御説明しました国土強靱化計画による国庫補助事業でありまして、国の補助事業の決定の時期が遅かったことにより工事期間を確保することができないことから繰り越すものであります。

続きまして、議案第63号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

常任委員会資料の5ページ及び提出議案の63ページをお開きいただきたいと思います。

今回、条例の一部を改正する理由につきましては、遠隔地の離島周辺海域における水上警戒作業を特殊勤務手当を支給する対象業務として追加するため、関係規定の改正を行うものであります。

遠隔地の離島周辺海域とは、具体的には尖閣諸島周辺海域のことでありまして、近年、外国公船による領海等への侵入事案が著しく増加しているため、警察では海上保安庁の巡視船に乗船した上で、一体となって警戒に当たっているところであります。

この警戒作業は、警察職員には通常想定されていない遠洋での長期間の船上勤務であり、その精神的、肉体的負担は極めて大きいものであります。

このため、遠隔地の離島周辺海域における警戒作業を特殊勤務手当の支給対象とすることに

より、警戒に従事する職員の労苦やその業務の特殊性に応じた的確な給与処遇改善を図ることとするものであります。

改正の内容について御説明いたします。

1点目は、特殊勤務手当の新設についてであります。

条例第3条に「遠隔地水上警戒作業」を追加し、遠隔地水上警戒作業を特殊勤務手当の支給対象とするものであります。

2点目は、特殊勤務手当の重複支給についてであります。

条例第6条に「第27号」を追加し、遠隔地水上警戒作業手当を他の特殊勤務手当と重複して支給することができる特殊勤務手当とするものであります。

3点目は、特殊勤務手当の支給額についてであります。

条例別表(第4条関係)に、「第3条第27号の作業1日につき1,100円」を追加し、遠隔地水上警戒作業手当の支給額を日額1,100円とするものであります。

この手当の額は、国家公務員に支給される特殊勤務手当の額と同額であります。

最後に、施行期日についてであります。昨年8月に本県警察職員がこの作業に従事していることに鑑みまして、公布の日から施行し、令和4年8月1日から適用することといたしたいと思っております。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○函師委員 まず、補正に関して、運転免許費の減額について説明がありましたけれども、高齢者講習の委託費の減額ということなんです。もう一度詳しく説明をお願いします。

○黒川警務部長 主な補正理由は、道路交通法の改正に伴いまして、自動車教習所に委託し実施していた高齢者講習等が、委託でなく自動車教習所単独で講習を行うことができるようになったことにより不用額が生じたもので、事業費全体では1億9,127万円を減額補正するものでございます。

○函師委員 自動車教習所に委託していた金額が減額につながっているんですが、何箇所でも何人分の委託だったのか。

また、この教習所が独自でできるようになったということは、1億9,000万円余というのは、今後、高齢者が負担することになるのか、どこか別からの委託費が出るのか、そのあたりを教えてください。

○日高交通部長 まず、何箇所何人分ということですが、21の自動車教習所になっております。

1年間で何人だったかといいますと、約4万3,805人の高齢者、70歳以上の方が高齢者講習を受講されたというのが結果です。

この委託は、今の警務部長の説明のとおり、結局変わらないんです。委託して高齢者講習を受けた4万3,000人の高齢者が負担される手数料と、減額になったことによって高齢者講習を受ける方が負担される手数料に変化はありません。仕組みが変わったということです。

委託でやっていたときには、警察が持っている予算で自動車学校で受けてもらうので、そこで払った手数料は県庫に証紙で返ってくるんですけれども、仕組みが変わって、21校のうち19校は認定ということで、委託しなくてもいい状態になったので、独自に同じ手数料を自動車学校の収入として払う、もらう関係になったというだけです。県庫に戻ってくるのか、自動車学

校の収入となるかの差は出ましたけれども、県警から委託する必要がなくなったということです。

○**函師委員** 高齢者講習というのは、1回当たりの受益者負担、高齢者負担はどれくらいなんですか。

○**日高交通部長** 6,450円です。

○**函師委員** それは基本的に全額自己負担で、負担された方が年間4万3,800人余いらっしゃるということですね。

○**日高交通部長** はい。そうです。

○**函師委員** 分かりました。

別の質問で、条例改正の内容をお伺いしたいんですが、最近の国際情勢の不安定に伴って、我々が知ることのできないほどの緊迫感があるのだらうと思いますが、改正内容の日額1,100円という金額の設定は国がしているものなんでしょうけれども、積算の根拠があれば教えていただきたいんですけれども。

○**黒川警務部長** 手当の額の根拠につきましては、地方財政計画上の容認額として警察庁から示された額を根拠としております。

○**山本警察本部長** 若干補足をさせていただきますと、ほかにもいろいろな危険な手当というのがありまして、例えば、変死体を取り扱った際の変死体取扱手当とか、そういうものが地方財政計画によってそれぞれ額が定められていまして、ほかの特殊あるいは危険な作業と並べたときに、1,100円が妥当であろうということを示されていると、そのように御理解をいただければと思います。

○**函師委員** 分かりました。

○**日高委員** この遠隔地水上警戒作業というのは、どういった作業になってくるのでしょうか。

○**黒川警務部長** 国境、離島における不法上陸

事案等に対処するため、平素から所要の部隊を編成して、海上保安庁の巡視船に乗船するなどして海上保安庁と連携して警戒に当たっているということでございます。

○**日高委員** はい。承知しました。

これは1,100円ということなんですけれども、トータルでいうとどれくらいになるのでしょうか。

○**黒川警務部長** 今回勤務した者につきましては、当地で16日間勤務しておりまして、支給見込額は1,100円×16日の1万7,600円となります。

○**日高委員** 総予算で、1日に1,100円以外のお給料全てでどれくらいになるのでしょうかという意味なんですけれども。それぞれ部隊があつて、日給的ということになります。

○**黒川警務部長** 今の特殊勤務手当に加えて、通常の給与と旅費等も含めると、日給ということで行くと……。

○**日高委員** 難しいですね。

○**黒川警務部長** それぞれの職員の給与の号俸と旅費の手当等の額も勘案した上での総計になりますので、具体的に今すぐに申し上げることはできませんが、この勤務によって日給が跳ね上がるとかそういうことはそれほどなかろうかと思えます。

○**日高委員** こんな給料しか出ないんですよというお話を聞いたことがあったのですが、やはり最前線で頑張っていらっしゃる方なので、もっと必要なんじゃないかという思いがあつての質問でありました。

○**田口委員** 関連して伺います。

宮崎県においては、昨年8月にこういう応援に行ったということですが、海上保安庁も今非常に人手不足でしょうかから、今後、全国でローテーションを組みながら応援に行くという形になるんですか。

○黒川警務部長 今現在、宮崎県には派遣要求は来ておりませんので、その後については未定であります。

全国における派遣の状況については、宮崎県は沖縄県の公安委員会により援助の要求があった場合に派遣することになりますけれども、他県の県警の派遣状況については、宮崎県警がお答えする立場にはないので、御承知おきいただきたいと思えます。

○山本警察本部長 若干補足を申し上げますと、沖縄県警察におきまして、数年前に国境離島警備隊というものがあります。

基本的には、この部隊が海上保安庁の船に乗船して警戒に当たるわけですが、今警務部長からも話がありましたとおり、この公船による活動が常態化している状況にありまして、沖縄県でだけでは部隊が回しきれない部分が当然ある中で、沖縄県公安委員会からほかの県に部隊の派遣要請というものがあります。

それが、今回、昨年8月に宮崎県警察に1名の依頼があったというものでありまして、推察をいたしますと、沖縄県警から宮崎県にも依頼があったということからほかの県にもそれなりの部隊の派遣要請が規模等に依拠してあるのではないかというふうに考えております。

○田口委員 分かりました。

○河野委員長 ほか、ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○黒川警務部長 それでは、損害賠償を定めたことについて、御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の6ペ

ージを御覧ください。

今回御報告いたします警察における損害賠償事案は、交通事故など6件であります。

それでは、1件目の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、警備部外事課の警察官が、令和4年8月19日午後5時25分頃、宮崎市内の市道を捜査用車両で直進中、相手方車両が右側路地から左右安全不確認のまま右折進行してきたため、相手方車両左前部が自車右後方側面に接触したものであります。

事故の原因につきましては、相手方の左右安全不確認、当該職員の動静不注意の過失によるもので、過失割合は、県側が30%、相手方が70%になっております。

損害賠償は物件損害のみで、県側が負担する1万287円を県警の任意保険から支払っております。

また、公用車については、修理費8万9,100円のうち2万6,730円を県費から支出しております。

次の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、刑事部捜査第一課の警察官が、令和4年9月18日午後7時頃、県立宮崎病院の駐車場において、捜査用車両から降車しようとした際、ドアが台風による突風にあおられて開放し、左方に駐車していた相手方車両の運転席側ドアに接触したものであります。

事故の原因につきましては、当該職員のドア開放措置不適の過失によるもので、相手方に過失はありません。

相手方車両の修理費、代車料として15万51円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理が必要な損傷がありませんでした。

次の車両損傷事故について説明いたします。

この事故につきましては、令和4年9月22日午前11時50分頃、日向市美々津町の駐車場において、交通部交通規制課が管理する車両感知器用ケーブルが台風の影響により下方に垂れ下がった状態であったため、駐車場から国道に出ようとする相手方車両の天井部に設置されていたテレビ用アンテナと接触し、同アンテナを損傷させたものであります。

事故の原因につきましては、車両感知器用ケーブルの管理瑕疵、相手方の前方安全不確認の過失によるもので、過失割合は、県側が50%、相手方が50%になっております。

損害賠償は物件損害のみで、相手方アンテナの修理費6万7,000円のうち3万3,500円を県警の任意保険から支出しております。

車両感知器用ケーブルについては、修理が必要な損傷がありませんでした。

次の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、警務部総務課の警察官が、令和4年10月12日午後3時45分頃、日向市内の駐車場において、普通自動車を運転し、方向転換のため後退した際、フェンス設置工事のために設置されていたフェンス用の柱に自車後部バンパーを接触させたものであります。

事故の原因につきましては、当該職員の後方安全不確認の過失によるもので、相手方に過失はありません。

相手方フェンス用柱の修理費として8,800円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理費の7万5,460円を県費から支出しております。

次の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が、令和4年10月16日午後2時20分頃、宮

崎市内のアパート敷地において、ミニパトを駐車した際、助手席側前輪が浄化槽のマンホールの蓋の上にあったため、車両重量により当該マンホールの蓋を支えるためのコンクリート枠を破損させたものであります。

事故の原因につきましては、当該職員の駐車方法不適の過失によるもので、相手方に過失はありません。

相手方コンクリート枠の修理費として2万680円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理が必要な損傷がありませんでした。

最後の水道管破損事故について説明します。

この事故につきましては、令和4年11月16日午後1時45分頃、宮崎市内の民家において、宮崎北警察署の警察官が変死事案に対応中、遺体搬送用担架を屋外に運び出す際、その担架を家屋屋外に設置されていた水道管に接触させて破損させたものであります。

事故の原因については、当該職員の安全不確認の過失によるもので、相手方に過失はありません。

損害賠償は物件損害のみで、相手方水道管の修理費4万4,000円を県費から支出しております。

以上が、今回の損害賠償事案になります。

今回報告させていただいた交通事故等につきましては、基本的な安全確認を怠るなどしたために発生した事故でありますので、いま一度職員への意識づけを徹底し、各種事故防止対策に取り組んでまいります。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○徳重委員 毎回議会のたびに損害賠償の事案

が出てくるわけですが、8月からの分でも7～8件出ているわけですね。年間だとこの倍ということになるかと思うんです。

警察官の皆さんは事故が起きないということはありませんし、当然あっても仕方がないと思うんですけれども、警察官側の過失の割合がどうなっているのかお尋ねします。割合はいろいろあると思うんですけれども、警察官のほうが悪かったというようなものはどれくらいの割合なのか。

○久留米首席監察官 令和3年中についてお答えいたします。

損害賠償事案となった交通事故が全部で16件発生しております。その中で、警察の過失割合の高い事故は14件ございました。

その内訳につきましては、県側100で相手側ゼロが12件、県側90で相手側10が1件、県側70で相手側30が1件、県側20で相手側80が2件となっております。

○徳重委員 警察官は模範となるべきこととございまして、ここ何年かの流れとして、事故件数やこういう事案を減らそうと努力をされていることは分かるのですが、減っているものなのか、あるいは現状維持なのか、その状況を教えてください。

○久留米首席監察官 令和2年で申しますと12件発生しております、そのうち警察の過失割合が高い事故が9件となっております。

令和元年中で申し上げますと、警察の過失割合が高い事故は15件中の15件ということで、ほぼ横ばいの状態かなというふうに思っております。

○徳重委員 ぜひ少しでも減らせるように、努力をいただきますようお願いしておきたいと思っております。

○河野委員長 その他、ございませんか。

○井本委員 考えてみれば、これは全部民民の問題ですね。警察官が交通違反をするということはほとんど考えられないのだけれども、警察官も人の子だから、そういうものもあるのかなと思いますが、どんなものでしょうか。

○久留米首席監察官 交通事故の分析をしてみますと、事故の理由としては安全不確認の事故が一番多く、事故の形態で言いますと、車対車ではなくて対工作物、工作物との接触が多いということです。やはり交通事故防止の意識が若干欠けているのかなと思っておりまして、引き続き指導を徹底していきたいと思っております。

○河野委員長 いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○日高交通部長 それでは、令和4年中の交通事故情勢と取組について報告いたします。

資料は、パワーポイントのもので、7ページから始まります。

まず、1の交通事故の発生状況について説明いたします。

(1)のグラフは、過去10年間の発生件数と高齢者の事故の推移を表したものです。

令和4年中の交通事故発生件数は3,798件、前年比マイナス663件、減少率はマイナス14.9%で、この数字は速報値ではありますが、減少率で見ますと全国1位と少なかったということでありました。

死者数につきましては32人で、前年より増加したものの、統計開始の昭和23年以降では過去

3番目に少ない数となりました。

しかしながら、死者に占める高齢者の割合は18人の56%でありまして、死者の半数以上を高齢者が占めており、例年高い割合で推移しております。

棒グラフの下に薄い赤色で、高齢運転者による交通事故件数と割合を示しておりますが、件数自体は年々減少しているものの、全体に占める割合が約3割と年々高くなる傾向にあります。

また、グラフの下の表のとおり、高齢運転者の死亡事故については、昨年は11件発生し、前年より増加している傾向にあります。

次のページに移っていただきまして、資料の8ページ、(2)の歩行者事故について説明いたします。

歩行者事故については年々減少しており、昨年は256件で、前年比マイナス44件、減少率はマイナス14.7%となっております。

棒グラフの下に薄い赤色で示してありまして、横断歩道横断中の事故につきましても昨年は65件でありまして、令和2年の約半数となるなど、大きく減少しております。

一方で、歩行中の死者につきましても、オレンジ色の折れ線グラフのとおり、平成28年以降はほぼ横ばいで推移しております。

高齢者の歩行中死者は、赤色の折れ線グラフで示してありますが、歩行中死者の多くが高齢者となっております。

また、下の表に示してありますが、高齢者につきましても、特に夜間の死者が多い現状にあります。

資料は次の9ページに移りまして、(3)のグラフを御覧ください。

こちらは、昼夜別の歩行中死者の推移ですが、昨年の歩行中死者については14人で、夜間の死

者が10人と7割以上を占めており、過去10年を見ましても夜間の死者が多い傾向にあります。

また、下の表にありますが、夜間の死者で反射材を着用していた方は少なく、平成30年以降は1人もおりませんでした。

資料は次のページ、10ページに移ります。(4)のグラフと表を御覧ください。

こちらは、交差点事故の発生状況ですけれども、棒グラフの下に薄い赤色で示してありますが、交差点の事故件数は、例年全体の約3割を占めながらも、年々減少傾向にはあります。

交差点における死者数は、赤色の折れ線グラフで示してありますが、昨年こそ減少したものの、例年ほぼ横ばいで推移しております。

交差点の死者が減らない原因としましては、下の表を見ていただきますと、歩行者、特に高齢歩行者が交差点で交通事故に遭うケースが減少していないことが考えられます。

以上のことから、引き続き高齢運転者、高齢歩行者双方の対策のさらなる強化が必要となっております。

資料は次のページ、11ページに移ります。

次に、2の取組について説明いたします。

まず、(1)の制限運転の推進についてであります。

制限運転というのは、運転者が御自分の体調や運動能力を把握し、運転の時間帯や場所などについて、あらかじめ体調が悪いときは運転を控える、また、夜間の運転を控えるなどの一定のルール——これが制限という意味ですけれども——を自ら設け、それを守ることで交通事故の危険性を低減させる高齢運転者の交通事故防止の取組であります。

次の12ページに移っていただきまして、資料の(2)制限運転宣誓者受付人数の表を御覧く

ださい。

この制限運転というのは、それぞれの高齢者の方に宣言をしていただいて始まるというものなんですけれども、昨年の7月以降、これまでは自治体を中心にやっていただいていたんですが、13警察署、それから3つの運転免許センター、それぞれで受付を開始しまして、8月以降は自動車教習所の高齢者講習においてということなんですけれども、宣誓の受付を開始しております。

その結果、宣誓者数につきましては大幅に増加しまして、施策を開始した令和元年5月から昨年12月までで、市町村と警察、自動車教習所、全てを合わせますと6,097の方に宣誓をしていただいております。

また、制限運転は、高齢運転者が宣誓して終わりではなく、より長く安全運転を継続してもらうためにはアフターフォローが大事ですので、宣誓と安全教育をセットにした取組を推進してまいります。現在行っております。

次は、資料の13ページに移りまして、(3)歩行者保護対策について説明いたします。

まず、交通安全施設の整備等についてです。

横断歩道重点対策として、摩耗度の高い横断歩道等を重点に102キロメートル(前年比プラス26キロメートル)の補修更新を実施しております。

これは令和5年度も引き続き継続更新予定であります。

次に、モデル横断歩道のカラー化についてであります。

過去に横断中歩行者の事故が発生した横断歩道や、通学路で信号機のない横断歩道など、県内27か所をモデル横断歩道に指定しておりますが、横断歩道における交通ルール遵守を目的と

して、資料の写真にありますとおり、モデル横断歩道について、赤色でカラー化を行いました。

その結果、県警独自の調査になりますけれども、車両停止率の平均値が、カラー化前は56.9%であったものが、12.7ポイント向上し、69.6%となりまして、県民の皆様からも大きな反響がありました。

色を赤色に選んだ理由ですけれども、車両は、信号機の赤色灯火では必ず停止しなければなりません、横断歩道でも歩行者が横断する場合には、車両は必ず停止しなければならないということを強く意識づけするために赤色としました。

また、交通指導取締りににつきましては、横断歩行者妨害違反、これは重大事故に直結する危険な違反であることから、特に指導取締りを強化するよう県内各署に指示しております。

以上のような横断歩道における歩行者保護の取組を行った結果、信号機のない横断歩道における車両の停止率、これは毎年JAFが調査しているものなんですけれども、資料の折れ線グラフのとおり、昨年は53.6%と前年よりも8.6ポイント向上し、全国平均よりも13.8ポイント高くなっております。

次に、反射材の着用促進についてであります。

県内では、夜間の歩行中死者の割合が高いという事故実態を踏まえまして、高齢者を中心として反射材配布の取組を強化し、昨年は約2万8,000個の反射材を配布したほか、反射材普及啓発業務を民間委託しました。

この業務委託は、多くの高齢歩行者が反射材の有効性を実感できるような広報啓発等、反射材の普及浸透を図る取組について、民間業者からアイデアを募集し、取組自体を業者に委託したものであります。

業務委託の内容は、例えば啓発用のポスターの作成、CDの配布、ラジオやテレビCMによる啓発などを行っております。

このほかリーフレットの配布や交通情報板を活用するなどの広報啓発を実施し、反射材の着用を呼びかけております。

資料は、次の14ページに移りまして、(4)交通事故多発地点対策についてですが、昨年7月から、事故多発地点における指導取締りを強化しておりまして、事故多発地点における積極的な警察官の街頭活動によって、一定の成果が現れつつあります。

G I S、これは地理情報システム、ジオグラフィック・インフォメーション・システムの略なんですけれども、このG I Sというシステムによりまして、地図上に事故の多発エリアを抽出するのですが、資料のとおり、赤い色の濃いエリアが事故の多い場所というのが一目で分かるというようなものになっております。

この例示で挙げているのは、宮崎市内のデパート前交差点とか宮崎市役所前交差点付近を例示しておりますが、地図を拡大しますと、右側の赤いのか、オレンジのです。ちょっと見づらくはありますが、赤の点々は人身事故が発生した場所を示しておりまして、黄色の点々は物損事故を表しております。そういうことによって、発生地点が明らかになっておりまして、さらに抽出したエリアについて、発生の時間帯、事故の種類、事故の原因などを分析することで、事故実態に即した交通指導取締りが可能となっております。

今後も、事故実態の分析と、分析結果に基づく指導取締りの実施、さらには実施結果の検証と改善という、いわゆるP D C Aサイクルを回しながら、真に抑止効果のある指導取締り

を実施し、安全で安心な宮崎の交通環境の構築に努めてまいります。

○河野委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○徳重委員 交差点、歩道のラインは、今までずっと白だったんですね。それが赤になって、非常に目立つようになっていいなと私は思っているんですが、白と赤との経費が大分違うのかどうか。どれくらい違うのか、教えていただければありがたいです。

○日高交通部長 白だったときと、赤に塗った後を調査したんですけれど、先ほど申し上げましたけれど——13ページの資料に写真がありますが、カラー化前の白だったときには56.9%の停止率でしたけれども、赤色に塗ったカラー化後、69.6%に停止率は向上したという結果であります。

○徳重委員 経費が幾ら違うのかということを知りたいんです。赤のほうが目立って、停車率も高くなってうまくいっていると思っております。結果も出ているんですが、経費が違うのかどうか。

○日高交通部長 1か所のカラー舗装するための費用ということですよ。これは長さによっても変わるんですけれども、片側一車線の双方向の短いような直線道路であれば、赤を塗る費用が約10万円の塗料であります。白のほうが塗る量が多いですから、ちょっと高いとは思いますが。

少し説明しますと、白の横断歩道の塗料というのは、摩耗をなるべく抑えるためにガラス材質が結構入っているんですよ。なので、摩耗が遅くなるんです。白はガラス材質で滑りやすいので、赤も同じような同じガラス材質で塗ってしまうと横断歩道全部が滑りやすくなってしま

うため、赤色は摩擦係数の高い塗料で塗っているんですよ。

白の塗料と赤の塗料の材質が違うので、値段も差が出ていると思います。白の費用は今調べています。

○徳重委員 最後になりますが、赤の場合は停車率が約70%近くいっているわけで、非常にいいことかなと思っています。今、横断歩道が消えているところは非常に多いようですから、これから塗り替えるところは全部赤にしたらどうかと私は思うんだけど、いかがでしょう。

○日高交通部長 すばらしい御意見ありがとうございます。私もそのほうがいいとは思いますが、道路は、国道、県道、市町村道で、それぞれ道路管理者が違いますので、本来であれば、こういうカラー化の作業は道路管理者にさせていただくのが本来の姿ではあるんですけども、今回実証実験という意味合いもありましたので、県警察本部から予算をいただいて、同じような塗り方で必要なところ——モデル横断歩道に指定したところに、取りあえず塗ってみたという感じなんですよ。

これからの考え方なんですけれども、今は県内27か所なんですけど、実証実験の結果、停止率は上がりました。

県民の皆様の反響としていい感じで言っただいて、停止率も上がりましたので、増やしたいと思っています。

さらに、今度は*27か所、モデル横断歩道を指定しておりまして、それぞれの道路管理者に予算の都合がつけば塗ってカラー化していただけないかというお願いをしています。

この前終わったばかりなんですけれども、令和5年度の予算でやろうと言っただいて、道路管理者は結構多いですので、もう*27か所

はまたカラー化できるんじゃないかなと思っています。

○日高委員 紅白幕みたいでいいかなと思っています。日南でカーブの赤の横断歩道を始めたときも斬新なアイデアだなと思ったんです。ぜひ、これを進めていただきたい。

この27か所というのは、先ほどのGISで決められたのか、それともどういう視点で27か所というのは決められたのでしょうか。

○日高交通部長 この27か所は、令和3年度に指定したんですけども、事故も多く起きているところばかりでもなく、歩行者、横断者が多いところ、特に登下校の人が多いところもあり、それらが重なっているところもあります。そういうところを選んでいきます。

○日高委員 横断歩道での事故は小学生の巻き込まれ事故とかもよくあるんですけども、その中で9割が一時停止を怠った事故だというふうにあります。先ほど御説明がありました、市、県とこれからそれぞれやっていくということです。子供たちが使うような横断歩道もぜひ優先的にやっていただけたら、そういう推奨をしていただきたいなと思います。

○井本委員 基本的に、カラー化は警察がやる仕事じゃないわけでしょう。道路管理者がやるんでしょから、各地方自治体で予算を組んでやらないかんことですよ。その辺の指導をするという話ですか。

○日高交通部長 はい。先ほど赤は10万円ぐらいと言いましたが、赤色のほうが白の2倍高いという値段であります。赤より白のほうが安いということです。

先ほどの道路管理者ですけれども、県道は県なので、県土整備部が予算を持っていて、市町

※48ページに訂正発言あり

村道はそれぞれの自治体。国道は国交省です。それぞれ道路管理者は違います。

○井本委員 宮崎県は昔横断歩道で止まらないといううわさがあったんだけど、皆さん方のキャンペーンのおかげで、この頃、ほとんど止まるようになりました。だから、本当にさすがだなと感心しとるんだけど、そのおかげもあって停車率が高くなったんじゃないですか。カラー化もあるかもしれんけれど、そのキャンペーンのおかげのほうが強いんじゃないかなと私は思っているんだけどね。

○日高交通部長 ありがとうございます。この信号機のない横断歩道につきましては、先ほどの資料の中に、JAFが調査した折れ線グラフ——JAFが2018年からずっと全国区調査でしているんですけども、宮崎県は、赤ですから2018年は7.9%だったんですよ。それが2022年は53.6%まで上がっていますので、大分上がった。長野県とかはもっと80%を超えて全国1位なんですけれども、まだ53.6%ということは、100台のうち半分——53.6台しか停車していないという状態じゃないですか。

実はこの状態は危ない状態なんです。7.9%しか止まらないと思っていたら、車が通り過ぎるのを歩行者が待つじゃないですか。止まってくれ始めてますが、でも半分なので渡れると思っ

て行ったら半分来るということです。先ほども言いましたけれども、歩行者妨害違反、この件数は信号無視よりも多い検挙件数になっているので、もっと指導取締りをやっていけないと思っています。ぜひ県民の皆さんの交通安全意識を高めていっていただきたいと、県警察本部でもその努力を続けていきたいと思っております。

○河野委員長 その他、何かありますか。

○井本委員 最後のこの地理情報システムは、警察で分かっているだけの情報でしょう。この辺は危ないんだっていうのを民間のほうに知らしめるということを考えないといけないんじゃないですか。

○日高交通部長 これは、公開されています。県警のホームページからこのGISにアクセスできるようになっているんです。このままは載っていないんですけども、いつからいつまで、ここではどのぐらい事故が起きていますというのを自分でアクセスして調べることができます。この事故多発地点というのは、3年間分の人身事故と物損事故を全部落とし込んだ一つの切り口であって、アクセスした人がそれぞれ分析に使うんですよ。

もう一つは、県内で500か所を選んでいるんですが多過ぎるので、大規模署で大体50か所、中規模、小規模で40とか30とか、管内の発生場所はここが多いですよというのを各警察署ごとに活用して使っています。こちらは全体での広報というのはしてないですね。

今のところその2つでやってるという感じですよ。

国道の道路管理者についてちょっと補足しますと、県内では、10号線と220号線の2つは国交省が道路管理者になっております。

その他の国道、例えば都城にある269号線とかは国道なんですけれども、県が道路管理者になっているので、県の予算でやるということになります。

○久留米首席監察官 補足で答弁させていただきます。

先ほど徳重委員から警察側の事故の推移について御質問がございまして、今ほぼ横ばいということでお答えしました。井本委員からもあり、

警察の事故の形態について御説明をさせていただいたところですが、補足しまして、警察が加盟している任意保険がございまして、この金額の推移をちょっと御説明させていただきます。

令和元年度が744万4,990円ということで、これは前年度の事故で相手方に支払った金額に応じて設定されるんですけれども、この金額が令和2年度が629万5,940円、令和3年度が287万4,020円、令和4年度若干上がりまして、353万5,230円ということになっております。令和元年度の744万円に比較すると金額は下がっているということで、件数的には横ばいということですが、重大な事故の発生には至っていないのかなというふうに考えております。

引き続き指導を徹底してまいります。

○黒川警務部長 先ほど日高委員から、遠隔地水上作業手当の件で、1日どのぐらいの給料でということでお話がありましたので、参考に、この警察職員が派遣された令和4年8月ベースでちょっとお答えしますと、県警全職員で、給料——本俸と各種手当、時間外手当とか含まれますけれども、その1人当たりの平均が大体40万円でございます。ですから、この派遣された職員の給料については、なかなか具体的に申し上げることはできませんが、大体その40万円というベースの中において、容認いただきましたら、遠隔地水上作業手当が含まれるという感じでございます。

○河野委員長 いいですか。

それでは、以上をもって、警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時18分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託された補正予算関連議案について、企業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 それでは、本日御審議いただく事項につきまして、御説明をいたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の目次を御覧ください。

本日は、提出議案2件、その他報告事項1件の計3件につきまして、御説明をいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、Iの提出議案につきましては、議案第59号「令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第4号）」、及び議案第60号「令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）」の2件でございます。

IIのその他報告事項につきましては、宮崎県企業局経営ビジョンの投資・財政計画（電気事業）の見直しについて、御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、関係課・室長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○河野委員長 次に、議案等に関する説明を求めます。

なお、議案とその他報告事項は関連がありますので、委員の質疑は全ての説明が終了した後にお願いいたします。

○齊藤総務課長 補正予算の概要について御説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

議案第59号「令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第4号）」であります。

今回、継続費の増額補正をお願いする必要が生じた事業は、「綾第二発電所大規模改良事業」

であります。

1の事業の概要であります。本事業は、運転開始から60年以上が経過した綾第二発電所の発電設備の老朽化に伴い、令和元年度から令和7年度にかけて、水車発電機等の大規模改良を実施するもので、再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFITを活用し、収益の確保を図るものであります。

2の継続費の補正の理由であります。

令和3年6月議会において御報告しました水圧鉄管工法変更に伴いまして、水圧鉄管をメンテナンスフリーとするため、コンクリート全巻きとしますことや、資機材の運搬や搬出・搬入のため、モノレールや立て杭等が必要となりましたことなどにより、事業費の増額をお願いするものであります。

また、既存水圧鉄管の全撤去に期間を要しますことから、事業の完了は令和9年度になる見込みであります。

3の継続費の補正についてであります。

まず、(1)の設定期間につきましては、ただいま御説明しましたとおり、令和元年度から令和7年度までであったものを変更し、令和元年度から令和9年度までとしております。

(2)の総額及び年割額についてであります。

令和4年度の補正予定額はございませんが、アの営業費用においては、水圧鉄管の除却に要する経費となりますが、太枠の補正予定額の欄にありますとおり、令和7年度から令和9年度にかけて変更が生じ、3か年合計で、5億5,000万円を増額するものであります。

イの建設改良費においては、水圧鉄管の更新及びモノレールや立て杭等の仮設に要する経費となりますが、太枠の補正予定額の欄にありますとおり、令和6年度から令和9年度にかけて

変更が生じ、4か年合計で、27億5,000万円を増額するものであります。

5ページを御覧ください。

4の概要図であります。

今回の主な補正対象は、図の中央にございます発電所の左側に赤枠で囲った水圧鉄管、工事用立て杭及び工事用モノレールであります。

次に、5の今後のスケジュールであります。今年度の11月に既存発電機を停止させ、工事が本格着工する予定となっております。

その後、令和10年3月に本事業が完了し、4月から発電開始となる予定です。

続きまして、6ページをお開きください。

議案第60号「令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)」であります。

1の補正の理由であります。令和4年台風第14号による一ツ瀬川県民ゴルフ場のコース冠水被害に伴い、ゴルフ場利用者数が目標を下回ることが想定され、指定管理者からの納付金の減額が見込まれますことから、営業収益の施設利用料を減額補正するものであります。

また、指定管理者が支出した修繕費用のうち、指定管理者との協定書により企業局が負担すべきものについて、その費用を特別損失として計上するものであります。

次に、2の補正額であります。

まず、施設利用料の減額であります。

表の3段目、施設利用料の行を御覧ください。

指定管理者からの納付金については、今年度の年間利用者数が目標人数を下回ることが想定されますことから、経営の欄にありますとおり、納付金見込額は1,274万4,000円となります。

この結果、納付金の予算額を補正前の1,963万7,000円から、その差額の689万3,000円を減額

するものであります。

次に、特別損失の計上であります。

表の下から3段目であります。その他特別損失の行を御覧ください。

コース冠水被害に伴い指定管理者が支出した修繕費として、コース内に流入した土砂等の撤去を土木事業者に委託した経費の支出額が951万9,000円でありました。

これは、表の下に参考で記載しております「協定書により企業局が負担することとされている費用」のうち、「ア、1件当たりの修繕・更新等の費用が100万円以上のもの」に該当することから、この経費については、全額を企業局が負担することとし、特別損失として計上するものであります。

なお、ただいま説明しました、施設利用料の減額と特別損失の計上によりまして、税務署への消費税の納付額が当初の見込みより減少することから、表の下から4段目にありますとおり、137万9,000円を減額補正するものであります。

その結果、表の一番上の太枠の事業収益につきましては、補正予定額は、689万3,000円の減で、補正後の事業収益の合計は、1,463万8,000円となります。

次に、表の中ほどの太枠の事業費につきまして、補正予定額は、814万円の増で、補正後の事業費の合計は、2,747万2,000円となります。

この結果、事業収益から事業費を差し引きました一番下の収支残につきましては、1,283万4,000円のマイナスとなります。

決算時において欠損金が生じた場合には、累積欠損金として計上し、後年度の利益により補填していくこととなります。

令和4年度の補正予算に係る説明は以上であ

ります。

○小野経営企画室長 宮崎県企業局経営ビジョンの投資・財政計画（電気事業）の見直しについて御報告いたします。

資料の7ページを御覧ください。

1の見直しの経緯であります。

企業局では、令和2年3月に策定しました「宮崎県企業局経営ビジョン」に基づき、計画的・効率的に事業を進めているところですが、電気事業において、大規模改良事業の工事費の増等が生じたことから、現行ビジョンの投資・財政計画について見直しを行いました。

2の変更の主な要因としましては、3つあります。

1つ目が、渡川発電所大規模改良事業の工期延長に伴う電力料の減であります。これは、渡川発電所の固定価格買取制度（FIT）を適用した運転開始が、令和5年4月から令和5年11月に延期になったことによる、この期間の収入の減となっております。

2つ目が、綾第二発電所大規模改良事業の工法変更に伴う工事費の増及び工期延長に伴う電力料の減であります。これは、綾第二発電所大規模改良工事における水圧鉄管の工法の変更に伴う工事費の増、並びに発電機停止期間の増による収入の減となっております。

3つ目が、水車発電機精密点検に係る工事費の増であります。これは、昨今、水車発電機の精密点検工事の費用が増加していることから、特別修繕引当金として毎年引き当てを行っている修繕費が増となったものであります。

3の新旧比較であります。

現行ビジョンと、見直し後の投資・財政計画の純損益及び内部留保資金の比較を行っております。

まず、図1、純損益のグラフを御覧ください。

赤の線が現行ビジョンの、緑の線が見直し後の新計画の、純損益の推移を表しております。

現行ビジョンにおいては、令和6年度まで赤字の見込みでしたが、綾第二発電所の工期延長に伴い、新計画では令和9年度まで赤字の見込みとなっております。

また、令和30年度以降に関しましては、綾第二発電所のFIT売電期間が20年であるのに対し、改良工事の減価償却期間が20年を超えるものがあることから、一時的に赤字を計上しますが、減価償却終了後は、回復する見込みとなっております。

次に、図2、内部留保資金のグラフを御覧ください。

先ほどの図1、純損益のグラフと同様、赤の線が現行ビジョンの、緑の線が見直し後の新計画の、内部留保資金の推移を表しております。

新計画では、令和10年度以降は、綾第二発電所が発電を再開するために内部留保資金は増加する見込みです。

企業局としましては、引き続き計画的、効率的に事業を進めていくことで、電力の安定供給と収益の確保に努めてまいります。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について質疑はありませんか。

○凶師委員 一ッ瀬川の県民ゴルフ場の件で、今年度は冠水の被害があったということでマイナスなんですけど、後年度の利益により補填していくという御説明だったんですけども、今後また冠水がいつ起こるとも分かりませんし、地球温暖化のあおりや台風の大規模化もあって、今後また安定的に利益が確保されるという保証はどこにもないと思うんです。例えばどこまで、

赤字が続いた場合とか補填が追いつかなくなった場合に、閉鎖も含めた方向変換を考えていらっしゃるのかをお聞きしたいのと、利用者に関しては安価で健康増進にもつながるこういうコースというのは残してほしいという声もあろうかと思うんですが、収支のバランスに重きを置く必要もあろうかと思っておりますので、そのあたりのビジョンを教えてください。

○小野経営企画室長 地域振興事業——一ッ瀬川の県民ゴルフ場でございますが、河川敷ということもありまして、委員御指摘のとおり、冠水はちょっと避けて通れないのかなというところで、見通しとしまして、3年に1回程度の冠水被害を想定して、経営見通しを立てておるところでございます。

今後につきましては、今の指定管理者の指定期間が令和5年度までとなっております。また次が令和6年度から始まるんですけども、引き続き企業局内部でも将来的な見通しを検討していきながら、指定管理者とも情報共有していきながら、今後も含めて検討していきたいと思っております。

利用者は主に西都・児湯池区のお客さんが多いんですけども、宮崎市も加えまして、やはり高齢の方が多いというところで、低廉な料金で、なるべく継続して福祉の向上に役立てていきたいと考えておるところでございます。

○凶師委員 もちろん有効活用していただくにこしたことはないんですけども、例えば、今言われた西都・児湯とか宮崎でも佐土原寄りの方々の利用がほぼだと思んですけども、例えば、関係自治体の、特に国民健康保険とか後期高齢者の医療費がこの周辺だけは減少傾向にありますよとか、利用者の方の医療保険の使用が減っていますよとか、ゴルフ場の運営はマイナスで

も、利用者の健康増進には数値で効果が出ていますとかいうのがあればバランスも取れようかと思うんですが、そのあたりの調査をされるような予定等はないんでしょうか。

○小野経営企画室長 委員御指摘のような調査については、今後企業局としてもどういうふうに取り組んでいけるかというものを含めて、ちょっと検討していきたいと思います。

○河野委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって、企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午後1時5分再開

○河野委員長 委員会を再開します。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴してください。

それでは、当委員会に付託されました補正関連議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 まず最初に、お礼を申し上げます。

去る1月15日に宮崎工業高等学校で開催しました水球プールの完成お披露目会に際しましては、県議会からは、当委員会より河野委員長と日高委員に御臨席いただきました。ありがとうございました。

また、2月12日に延岡星雲高等学校で開催いたしました相撲場の完成お披露目会に際しまし

ては、河野委員長と田口委員に御臨席いただきました。ありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております文教警察企業常任委員会資料の表紙をお開きいただきまして、2ページの目次を御覧ください。

今回、御審議いただきます議案は、予算議案といたしまして、議案第43号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」、議案第57号「令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第58号「令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)」、特別議案といたしまして、議案第62号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」、議案第78号「工事請負契約の変更について」の5件であります。

次に、その他報告事項といたしまして、宮崎県総合運動公園プールの用途廃止について御報告させていただきます。

それでは、資料の3ページ目を御覧ください。

補正予算の概要であります。今回の教育委員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように、33億8,278万9,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、1,064億7,150万5,000円であります。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太線枠、補正額の欄に記載しておりますように、2億4,220万2,000円の増額補正をお願いす

るものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、40億6,896万2,000円です。

その結果、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、1,105億4,046万7,000円となります。

次に、4ページを御覧ください。

債務負担行為の変更についてであります。そちらに記載のとおり、各種スポーツ施設の整備において、資材価格等の高騰により工事費が増加していることから、債務負担行為の増額変更を行うものであります。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

繰越明許費についてであります。そちらに記載のとおり、県立学校の老朽化対策や災害復旧工事等において、工事が年度を繰り越すことなどから、繰越明許費の追加及び変更をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、引き続き担当課長等から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○中尾教育政策課長 令和4年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の令和4年度2月補正 歳出予算説明資料の教育政策課のインデックスのところ、411ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄を御覧ください。

今回の補正は、189万3,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄

にありますように、31億4,694万8,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

413ページをお開きください。

下から4段目の(事項)職員費が6,745万6,000円の増額であります。これは、組織改正に伴い、事務局職員の数が増えたことによるものであります。

次に、その下の(事項)一般運営費が1,352万5,000円の減額であります。これは、本庁及び教育事務所等の運営管理に要する経費の執行残によるものであります。

414ページをお開きください。

一番下の(目)社会教育総務費の(事項)職員費が8,586万3,000円の減額であります。

続きまして、415ページを御覧ください。

(目)保健体育総務費の(事項)職員費が3,867万6,000円の増額であります。

これらは、組織改正に伴い、職員の数に変動が生じたことによる増減であります。

○加塩財務福利課長 歳出予算説明資料の417ページをお開きください。

財務福利課の補正額は、表の一番上の段、左のほうにありますとおり、総額で5,723万6,000円の減額補正でございます。

この結果、補正後の額は、同じ段の右から3列目、91億4,465万2,000円となります。

補正の内訳は、表の2段目の左にあります一般会計が2億9,943万8,000円の減額補正、その4段下にあります特別会計が2億4,220万2,000円の増額補正であります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料、419ページをお開きください。

一般会計についてであります。

ページ中ほど、(事項)維持管理費が1億5,136万8,000円の減額であります。これは、老朽化対策工事に係る工事費の入札残等であります。

次に、420ページをお開きください。

(事項)の2つ目、教職員住宅費が1,289万3,000円の減額であります。これは、教職員住宅の営繕工事に係る工事請負費等の執行残であります。

次に、421ページをお開きください。

(事項)の2つ目、海洋高校実習船費が8,338万4,000円の減額であります。これは、宮崎海洋高校の実習船進洋丸における法定検査費用等の執行残であります。

次に、同じページの一番下の段にあります、(事項)文教施設災害復旧費が4,231万1,000円の減額であります。これは、今年度発生した災害復旧に係る事業費が下回ったことによる工事請負費等の執行残でございます。

次に、423ページをお開きください。

県立学校実習事業特別会計であります。

(事項)高等学校実習費が92万7,000円の増額であります。これは、令和3年度の決算認定で、令和4年度への繰越金が確定したことによるものであります。

最後に、424ページをお開きください。

育英資金特別会計であります。

(事項)育英事業費が2億4,127万5,000円の増額であります。こちらにつきましても、令和3年度の決算認定で、令和4年度への繰越金が確定したことによるものでございます。

○高橋高校教育課長 高校教育課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の高校教育課のインデックスのところ、425ページをお開きください。

一般会計で、5億8,873万1,000円の減額補正をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり、30億8,222万1,000円であります。

主なものにつきまして御説明いたします。

427ページをお開きください。

ページ中ほどの、(事項)一般運営費(教育庁共通)が2,228万円の減額であります。このうち、説明欄1、教育庁パソコンリースが1,456万円の減額であります。これは、学校の職員が使用するパソコンのリースに係る使用料の執行残によるものであります。

次に、ページ一番下の、(事項)高等学校就学支援事業費が4億8,380万6,000円の減額であります。これは、県立高校の生徒へ授業料相当額を支援する就学支援金の対象者が確定したことなどによるものであります。

428ページをお開きください。

ページ一番上の、(事項)学力向上推進費が3,542万9,000円の減額であります。このうち、説明欄1のIT教育環境整備事業が1,809万円の減額であります。これは、主に生徒が使用するコンピューターのリースに係る使用料の執行残などによるものであります。

次に、その下にあります、(事項)指導者養成費が1,631万1,000円の減額であります。このうち、説明欄の5、国際理解教育推進事業が1,293万2,000円の減額であります。これは、外国語指導助手(ALT)の雇用に係る報酬や費用弁償等の執行残であります。

○佐々木義務教育課長 義務教育課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の義務教育課のインデックスのところ、431ページを御覧ください。

補正額としましては、1,840万9,000円の減額をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、1億3,525万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

433ページをお願いいたします。

中ほどの、(事項)一般運営費が623万円の減額であります。こちらは、説明欄1の県立学校給食等緊急支援事業であります。物価高騰の影響による給食費、寮食費の増額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、2段下の、(事項)学力向上推進費が383万1,000円の減額であります。主な理由としましては、みやざき小中学校学習状況調査に係る業者委託の入札残や、研修会、視察等の旅費の執行残でございます。

最後に、一番下の、(事項)指導者育成費は739万2,000円の減額であります。主な理由としましては、初期研修に係る会計年度任用職員の人件費や、研修受講者の旅費の執行残でございます。

○横山特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育課のインデックスのところ、435ページをお開きください。

一般会計で3,942万円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の欄にありまして、4億380万8,000円となります。

以下、その主な内容について御説明いたします。

437ページをお開きください。

最初の、(事項)特別支援教育振興費が2,371万1,000円の減額であります。主なものは、その下の説明欄の6、県立高等学校生活支援充実事業の1,441万2,000円の減額であります。これは、

今年度、障がいのある高校生に対して介助を行う生活支援員の配置対象となる生徒が想定よりも少なかったことによる人件費等の執行残であります。

次に、下から3段目にあります、(事項)一般運営費(特別支援学校)が1,550万9,000円の減額であります。主なものは、その下の説明欄(1)通学用バス運行委託料の700万円の減額であります。理由といたしましては、落札額が予定価格を下回ったことによる委託料の執行残であります。

次に、説明欄(3)県立学校給食等緊急支援事業の850万円の減額であります。これは、給食費、寮食費の増額を行った学校が13校のうち3校にとどまったことによる補助金の執行残であります。

○中別府教職員課長 教職員課関係の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、439ページをお開きください。

一般会計21億6,746万4,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の907億7,869万4,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

441ページをお開きください。

まず、最初の、(事項)教職員人事費の1億7,502万6,000円の減額につきましては、これは、主に、会計年度任用職員の報酬等につきまして、勤務日数等の実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、一番下の、(事項)退職手当費の3,011万5,000円の減額につきましては、これは、退職予定者数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

442ページをお開きください。

(項) 小学校費のうち、(事項) 職員費につきましては、7億4,222万1,000円の減額を、(事項) 旅費につきましては、1,780万7,000円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項) 中学校費のうち、(事項) 職員費につきましては、5億721万円の減額を、(事項) 旅費につきましては、1,772万円の減額をお願いしております。

443ページを御覧ください。

一番上の、(項) 高等学校費のうち、(事項) 職員費につきましては、3億1,193万7,000円の減額を、(事項) 旅費につきましては、1,215万7,000円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項) 特別支援学校費のうち、(事項) 職員費につきましては、3億3,799万7,000円の減額を、(事項) 旅費につきましては、1,414万4,000円の減額をお願いしております。

以上の職員費につきましては、教職員の給料や職員手当等でございますが、主に教職員の退職と採用に伴う若返りによるものであります。

また、旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修等の中止や、オンラインでの実施等で出張が減少したことなどによるものであります。

○長尾生涯学習課長 生涯学習課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、445ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で5,328万3,000円の減額補正をお願いしております。

その結果、補正後の額は、ページの右から3列目にありますように、6億5,460万円となります。

それでは、主なものについて御説明いたしま

す。

447ページをお開きください。

初めに、中ほどにあります、(事項) 成人青少年教育費が490万6,000円の減額であります。これは、主に説明欄の4、地域と学校の絆を育む体制整備推進事業で、国費と県費から市町村への補助を行っておりますが、その交付額の決定に伴う減額等であります。

次に、448ページをお開きください。

中ほどにあります、(事項) 図書館サービス推進費が383万円の減額であります。主なものは、説明欄の2、図書館サービス費で、県立図書館の会計年度任用職員に係る経費等の執行残によるものであります。

次に、一番下の段、(事項) 美術館費が3,046万2,000円の減額であります。

次の449ページを御覧ください。

主なものは、一番上の説明欄の4、県立美術館老朽化対策事業で、県立美術館の空調設備改修工事に係る経費の執行残によるものであります。

また、その次の、(事項) 美術館普及活動事業費ですが、634万7,000円の減額であります。主なものは、説明欄の2、特別展費で、特別展の受付業務等に係る会計年度任用職員の経費の執行残等による減額であります。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、451ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で1億7,929万4,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の額は、右から3列目の2億2,107万9,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたしま

す。

453ページを御覧ください。

一番上の、(事項) 学校体育指導費ですが、1,585万円の減額をお願いしております。主なものは、説明欄2の部活動改革推進事業でありまして、国費と県費から市町村へ部活動指導員配置に対する補助をしておりますが、部活動指導員の交通費分が国庫補助対象外となったことや、指導者を確保できなかった市町村があったこと等による補助金の執行残等であります。

454ページを御覧ください。

中ほどの少し下、(事項) 保健管理指導費ですが、1,256万6,000円の減額をお願いしております。主なものは、説明欄1の県立学校児童生徒保健管理指導における児童生徒の各種健康診断や心臓検診に係る検診料などの執行残と、説明欄3の県立学校医・学校薬剤師手当における県立学校医や学校薬剤師に対する報酬の執行残であります。

次に、455ページを御覧ください。

一番上の、(事項) 競技力向上推進事業ですが、1億3,947万7,000円の減額をお願いしております。主なものは、説明欄3の施設・設備整備の(2)練習環境整備事業でありまして、国スポのポート競技会場となっている富田浜の堆積土砂のしゅんせつにおきまして、工法検討をした結果、工事時期を令和4年度から令和6年度に延期したことなどによる執行残となります。

○長友文化財課長 文化財課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の文化財課のインデックスのところ、457ページをお開きください。

今回、一般会計で3,381万8,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の欄にあります

ように、4億6,488万円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

459ページをお開きください。

初めに、一番上の、(事項) 文化財保護顕彰費が711万7,000円の減額補正であります。主な理由としましては、説明欄2の特別史跡西都原古墳群保存整備事業における西都原古墳群の除草委託等の執行残や、説明欄9の西都原古墳群史跡整備推進事業における、発掘調査や古墳の墳丘整備の国庫補助決定等に伴う減額であります。

次に、一番下の、(事項) 埋蔵文化財保護対策費が1,738万9,000円の減額補正であります。

460ページをお開きください。

主な理由としましては、説明欄2の埋蔵文化財発掘調査における国土交通省からの委託による発掘調査の執行残であります。

次に、461ページを御覧ください。

表の上のほうにあります、(事項) 考古博物館費が177万1,000円の減額補正であります。主な理由としましては、説明欄2の西都原古墳群遺構保存覆屋再整備事業において、西都原古墳群にあります古墳を覆う施設の屋根改修工事に係る入札残であります。

次に、一番下の、(事項) 考古博物館資料整備費が171万4,000円の減額補正であります。主な理由としましては、説明欄2の資料整備費における遺物の保存処理事業に係る国庫補助決定等に伴う減額であります。

○北林人権同和教育課長 人権同和教育課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育課のインデックスのところ、463ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で482万5,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、1億832万8,000円となります。

その主な内容について御説明いたします。

465ページをお開きください。

最初の、(事項)人権教育総合企画費が133万7,000円の減額であります。主な理由としましては、説明欄1から3の人権教育に関する各種研修会をオンライン開催等にしたことによる講師や参加者旅費等の執行残であります。

次に、一番下の、(事項)生徒健全育成費が147万5,000円の減額であります。主な理由としましては、説明欄2の生徒指導推進事務費における研修会をオンライン開催としたことによる旅費の執行残、説明欄4のみやざきの子どもを守る総合支援事業において、市町村に対してスクールソーシャルワーカー配置に係る経費の補助を行っておりますが、その交付額の決定に伴う減額であります。

次に、466ページをお開きください。

最初の、(事項)学校安全推進費が147万8,000円の減額であります。主な理由としましては、説明欄2の学校安全研究大会等事業費における学校安全指導者研修会をオンライン開催したことによる講師や参加者旅費や資料代等の執行残であります。

○押川スポーツ振興課長 文教警察企業常任委員会資料の6ページを御覧ください。

議案第62号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

1、改正の理由ですが、現在、延岡市で整備中の新宮崎県体育館につきまして、建設工事の遅れに伴い、サブアリーナの供用開始時期を

更する必要が生じたため、施行期日の改正を行うものであります。

次に、2、改正の内容につきましては記載のとおりであります。また、(1)(2)それぞれの条例につきまして、公布の日から1年を超えない範囲内で規則で定める日から施行するとしておりましたものを、2年を超えない範囲内で規則で定める日から施行すると改正するものであります。

具体的には、矢印の下の枠を御覧ください。

これら2つの条例は、6月議会で議決をいただき、令和4年7月5日に公布されております。

当時は、サブアリーナは令和5年5月に完成し、6月中旬をめどに供用を開始する予定であったため、施行期日は、条例が公布されて1年後の令和5年7月4日までとしておりました。

しかしながら、今回、サブアリーナの完成が3か月程度遅れると、事業を所管しております総合政策部から連絡を受けたところであります。

現時点では、サブアリーナは令和5年7月末に完成予定と伺っており、このままですと、6月議会で議決いただきました2つの条例の施行期限であります令和5年7月4日を超えてしまうため、条例の施行期限を1年延ばし、令和6年7月4日までとするものであります。

3、施行期日ではありますが、今回の期限の1年延長につきましては、公布の日から施行することとしております。

○高橋高校教育課長 文教警察企業常任委員会資料7ページをお願いいたします。

議案第78号「工事請負契約の変更について」、御説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、予定価格5億円以上の工事請負契約を変更する場合は、議会の議決

に付することになっておりますことから、今回、議案を提出したものであります。

変更を予定しております工事請負契約は、令和3年6月県議会定例会において議決を経ました宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業でございます。1の事業概要にありますように、経年劣化が進んでおります宮崎海洋高等学校の実習船の代船として、国際条約基準に準拠する実習船の建造を進めるものであります。

2の工事請負契約の概要にありますように、当初契約額23億5,950万円に対し、今回、3,975万3,000円の増額となる23億9,925万3,000円に契約金額を変更するものであります。

変更する理由は、3にございますように、実習船の建造に係る資材高騰の影響等による費用の増加によるものであります。

8ページを御覧ください。

実習船は、この11月に進水式を行いまして、現在、最終的な検査等を行っております。今後の予定につきましては、この3月下旬に造船所のある佐世保から宮崎に回航し、新年度の4月に竣工式を開催する予定であります。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について、質疑はありませんか。

○日高委員 先ほどの船に関してなんですけれども、相当な金額が使われるところなんです、前回の造られた船と、今回新しく造られるものに関して、いろいろなものが高騰している中でどれぐらい値段が違うものなのか、分かるものなんでしょうか。

○高橋高校教育課長 前回の進洋丸につきましては、11億4,000万円ということでございます。今回につきましては、新たに国際基準等の仕様にするということで、物価等の高騰もございまして、値上がり等も含めた金額ということに

なっております。

○日高委員 これはもう仕方ないということでもあります。

前回、ヘリコプターに関しても新しく造らないといけないけれども、いろんな基準が変わっているし、いろんな機材だったり、新たな部分もしっかりとつけていけないということ、前回のヘリコプターで4倍の値段はしているというふうな話もありましたので。

これは、学生が乗るものですので、しっかりした安全基準を考えて造っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋高校教育課長 おっしゃるとおり、安全基準を第一にして、また、県民の船として、本当に様々な多目的航海等も含め、大事に使わせていただければと思います。

○佐藤副委員長 関連で、前回は11億で、今回24億ぐらいするわけです。この間が16年あるわけですが、こういう船の設計とか注文とかやりとりに、高校教育課の中でできるほどの知識を持つ専門の方がいらっしゃるのでしょうか。先ほどのヘリの面も含めて、前回の倍以上するような、かなりの金額のものについて、業者とのやり取りはどういうふうに進めていますか。心配があるとすれば、向こう側の言いなりになって、県の大事なお金を簡単に幾らですよという形にはならんとは思いますが、そのあたりはどういうふうにして進められているのでしょうか。

○高橋高校教育課長 全国の海洋系、水産系の船につきましては、文部科学省のほうで毎年指導を行っておりまして、それぞれの県がいつの時期にどの程度の船を造るか毎年諮問がございまして、関係者を集めて、順番や金額等をまずその場で精査をするような部分がございます。

そういう中で、本県につきましては、さらに、実際に委員会等をつくっておきまして、外部の第三者のシステム協会というところの専門家の方に入ってください、専門的な知見をいただいて、建造委員会を継続して行いながら、造ってまいったところでございます。

○佐藤副委員長 ほかのところでも高額な機器類を買われるわけですが、今後はこういう形で精査をして、適正な金額だというような説明もあっていいのかなと思うんですよね。

私たちが素人ですから、プロを相手に交渉して金額も決まるとすれば、そういう心配はあると思うんですよね。

県のほかのところでもそういうことは起きますでしょうから、委員会ではこういう説明をつけていただくと分かりやすいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○徳重委員 この船のことについてお尋ねします。新しい船ができて非常にありがたいことですが、現船を当然処分されると思うんですが、これはまだ十分使えるんじゃないかなと思います。

皆さん方においては、なかなか専門家がいらっしやらないと思うわけで、そうなった場合、どういう形で廃船した船を売買するのか、分かっておれば教えてください。

○加塩財務福利課長 まず、売却の流れから申しますけれども、日本政府が公認をしました日本海事検定協会というところに船の価値の判断をしていただきます。宮崎に来ていただいて、船の中まで見ていただいて、価値判断をしていただきます。

価値判断をしていただいた結果、税抜きですけども2,700万円ということで、価値判断をしていただきました。これを基に、私どものほう

で予定価格をつくりまして、12月に1回、一般競争入札をかけたんですが、予定価格に満たなかったものですから、年が明けて1月に、再度、一般競争入札をかけた。このときに6,930万円で落札をいたしました。1月27日付で既に売買契約を結んでおりまして、所有権の移転が済んでいるところでございます。

○徳重委員 分かりました。

○田口委員 私も実習船のお話を聞かせてください。実際、実習の内容はどういうことをされて、年間にどれくらい稼働するのか、生徒は何人くらい乗るのか、教えてください。

○高橋高校教育課長 今コロナ等の部分もあるんですが、実際に学校等で計画されておりますのは、体験航海というようなものが年に3回程度。まず、実際に生徒が乗ります8日間程度の短期の乗船実習を2回。それから長期の実践実習が、ほぼ71日とか66日間という2か月以上に及ぶもので、2回やっております。それ以外に、多目的航海というようなもので、年間に20日程度乗っているところでございます。

生徒につきましては、このような短期乗船、長期乗船の中で、ほとんどの生徒がこの乗船実習に参加しております。

○徳重委員 海洋高等高校は、もう1つ船…宮崎丸を持っているんじゃないかなかったですかね。

○加塩財務福利課長 委員がおっしゃる宮崎丸は、教育委員会の船ではございません。

○高橋高校教育課長 学校としましては、それ以外にカッター船等の小型の船も持っております。教育の中で使っておる部分がございます。

○河野委員長 よろしいですか。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終

了した後にお願いいたします。

○押川スポーツ振興課長 常任委員会資料の9ページを御覧ください。

宮崎県総合運動公園プールの用途廃止について御説明いたします。

1、プールの概要ですが、記載にありますとおり、昭和49年から昭和54年にかけて建設されており、約50年にわたり県民に利用されている施設であります。

2の現状ですが、現在、(1)のとおり、令和9年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、宮崎市の錦本町に屋内型の新プールの整備が進められているところがあります。

一方で、(2)のとおり、現プールは完成から約50年が経過し、老朽化が進んでおり、屋外プールには屋根がないなど、将来にわたり継続して使用するためには大規模な修繕、修理が必要などあります。

また、(3)のとおり、現プールの維持管理には年間2,000万円程度を要しており、新プール整備後に2つのプールを維持するには、相当のコスト負担が想定されることです。

それを踏まえまして、3の今後の方針であります。が、(1)のとおり新プールの供用開始に併せまして、令和7年3月末をめどに現プールは用途廃止を行い、以降は、(2)のとおり、各大会等を含めまして、現在の県プールの機能は全て新プールに移行したいと考えております。

教育委員会としましては、(3)のとおり、これまで現プールが担ってきました機能や役割が円滑に新プールに引き継がれるようしっかりと取り組み、競技団体や県民の皆様に対し、廃止時期等の周知や説明を丁寧に行うとともに、新プールにつきましても、県民の皆様が安全かつ

快適に、そして繰り返し利用していただけるよう事業者と連携し、適切な管理運営に努めてまいります。

なお、4につきましては、現時点の今後のスケジュールであります。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について、質疑はありますか。

○日高委員 国民スポーツ大会が令和9年に行われるということなんですけれども、現状で練習であったりとか、プールだけで十分なレーンというか、足りているものなんでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 県の総合運動公園には、50メートルの屋外プールと25メートルの屋内プールがございます。25メートルの屋内プールにつきましては、1年間を通じて使用ができますので、そこを利用しながら冬季の練習も行っている状況です。

○日高委員 例えば、ほかの競技でいうと、野球であったり、サッカーなど、本当に球場を使うのに予約がいっぱいでなかなか使えないという状況があったりとかします。もしも、一般の方が使える状況と、国民スポーツ大会に向けた練習とかぶって、なかなか使用が不可能というのであれば、もちろん多少予算がかかってくるのかもしれませんが、令和9年まで現状のプールを使用するのも可能なんじゃないかなと。そういう心配は必要ないということなんでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 新プールにつきましては、50メートルのプールと25メートルのプールの2つを屋内に設置いたします。

大会等を行うときには、基本的に50メートルのプールで行います。一般開放につきましては、25メートルプールを基本的には開放してい

くという形になっていくかと思えます。

また、50メートルプールにつきましては、壁が移動しまして、2つの25メートルプールに分けることができます。そういった機能も生かしながら、効果的に練習会と一般の方々への開放ができるように事業者ともしっかりと連携をしながら、競技力向上が図れるように進めてまいりたいと考えております。

○日高委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○田口委員 プールのところですが、私の子供がずっとここで競技をしていましたので、なくなるのは寂しいんですけども、飛び込みプールの利用期間が全く載っていないのですが、県内にはどれくらいの利用というか、飛び込みのスポーツ人口はいるのか、教えてください。

○岩切競技力向上推進室長 現在、飛び込みをやっておられる方というのは、県内には全くおられません。

○田口委員 次の国民スポーツ大会に向けても飛び込みはプールを造らないんですか。

○岩切競技力向上推進室長 はい。今のところ、予定はございません。

○田口委員 今は持っていなければ、近くの隣県などを借りようとかいうふうになっているようでもありますけれども、これはそういう方針でやるということでもいいんですか。

○岩切競技力向上推進室長 飛び込み競技につきましては、熊本県のプールを使うこととして、国スポ事務局で調整を進められていると伺っております。

○田口委員 いろんなスポーツの競技力向上で——この間も相撲場ができましたが、飛び込みは全くその対象外ということでもいいんですか。

○岩切競技力向上推進室長 この件につきまし

ては、競技団体、水泳の連盟のほうとも、あらかじめ協議を継続して行っておりますが、今のところ、水泳連盟からは、この飛び込み競技については、競技人口、経験者がいないということで、今のところ、参加の予定というのはないというふうに伺っております。

○田口委員 分かりました。

○河野委員長 いいですか。その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時4分再開

○河野委員長 委員会を再開します。

6日、月曜日の委員会は午前10時に再開、警察本部の当初予算に関する審査から行う予定です。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時5分散会

令和5年3月6日(月曜日)

午前9時58分再開

出席委員(7人)

委員 長	河野 哲也
副委員 長	佐藤 雅洋
委員	徳重 忠夫
委員	井本 英雄
委員	日高 陽一
委員	田口 雄二
委員	凶師 博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	山本 将之
警務部長	黒川 清彦
警務部参事官兼 首席監察官	久留米 英樹
生活安全部長	三原 健
刑事部長	時任 和博
交通部長	日高 俊治
警備部長	河野 晃央
警務部参事官兼 会計課長	山崎 猛
警務部参事官兼 警務課長	迎 修二
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	井上 保志
総務課長	甲斐 義勝
少年課長	黒木 守
生活環境課長	田中 宏光
交通規制課長	澤田 信也
運転免許課長	池田 健二

企業局

企業局長	井手 義哉
副局長(総括)	斎藤 孝二
副局長(技術)	森 英彦
総務課長	齊藤 郁宏
経営企画室長	小野 一彦
工務管理課長	宮田 晃尚
施設保全課長	松生 晃
発電設備課長	日高 誠
総合制御課長	丹山 竜一郎

事務局職員出席者

議事課主査	内田 祥太
議事課主任主事	上園 祐也

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました当初予算関連議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○山本警察本部長 おはようございます。本日、御審議等何とぞよろしくお願ひいたします。

本日、議案といたしまして、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計予算」のうち、公安委員会に係るものについてお諮りをさせていただきます。

歳出予算額、恩給退職手当を除きまして277億7,000万円余をお願いするものでありまして、主な事業といたしまして移動交番車活動推進事業等について、御説明を申し上げます。

また、議案第23号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、道路交通法の改正等に伴うものをお願いするものでございます。

また、議案第35号「風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例」は、博物館法の改正に伴い、条ずれ等が発生したことによりまして、この2つの条例の改正をお願いをするものでございます。

また、順番を前後いたしますが、令和3年度決算に係る指摘要望事項につきまして、公安委員会、警察に係るものといたしましては、自転車盗難に対する対策について、御説明を申し上げます。

また、その他報告事項といたしまして、令和5年春の移動に伴いまして、宮崎県警察の組織の一部を改正しておりますので、それについて御説明を申し上げさせていただきます。

本日も御審議のほど何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

○河野委員長 次に、議案の審査を行います。歳出予算の説明については、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、併せて令和3年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。それでは、議案に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

ここで傍聴希望がありましたので、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受

付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴してください。

それでは休憩前に引き続き、警務部長。

○黒川警務部長 令和5年2月定例県議会提出の議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットにあります、文教警察企業常任委員会資料の3ページ、令和5年度歳出予算について御説明いたします。

議会資料につきましては、令和5年度歳出予算説明資料の505ページ以降となります。

公安委員会関係としての令和5年度歳出予算額は、恩給及び退職年金額を除きまして、277億7,118万3,000円をお願いするものであります。この予算額は前年度と比べますと、6億8,243万1,000円の増額となっております。

主な増額要因につきましては、資料2番目に記載しておりますが、昨年末に実施された人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、主に若手職員の人件費が増えたことによる増額です。また、物件費につきましては、燃料費の高騰に伴う費用の増加や、警察施設の改修に要する費用等が主な要因となっております。

それでは、令和5年度の公安委員会関係の歳出予算の内容を、課目ごとに新規事業を中心として説明いたします。なお、令和5年度の新規・改善事業につきましては、タブレット6ページに一覧を掲載しております。

4ページの3、当初予算の内訳を御覧ください。歳出予算説明資料につきましては、507ページからになります。

一般会計警察費の(項)警察管理費(目)公安委員会会費の予算額1,414万1,000円について

であります。これは、公安委員会3名の報酬や、県下13警察署に置かれております警察署協議会の運営に要する経費であります。

次に、(目)警察本部費の予算額219億997万5,000円についてであります。警察本部費は職員費と運営費からなり、職員の人件費や警察業務を行う上で必要となるOA機器に要する費用や事務費等の経費であります。

次に、(目)装備費の予算額4億1,687万4,000円についてであります。装備費は警察機動力及び警察装備の計画的整備と充実強化に要する経費であります。主な事業概要につきましては、警察車両の維持管理に必要な修繕料や燃料費等の経費や警察ヘリコプターを運用する上で必要な経費となります。

次に、(目)警察施設費の予算額12億5,081万5,000円についてであります。これは警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費であります。主な事業概要につきましては、警察本部をはじめ運転免許センターや警察署等の施設補修に伴う設計委託、改修工事などの維持管理に要する警察施設営繕費や、警察施設の機能を維持していくために必要な電気設備、空調、清掃等の委託費や施設の修繕維持に要する消耗品等の経費であります。

次に、(目)運転免許費の予算額5億8,372万8,000円についてであります。運転免許費は、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費であります。主な事業につきましては、運転免許証更新時、安全運転管理者講習委託やICカード免許証を作成する装置のリース料、運転免許証の台紙の購入等に要する経費を計上しております。運転免許証、ICカード化運営事業等があります。

なお、昨年と比較すると2億1,087万7,000円※の減額となっております。

これは、高齢運転者が運転免許の更新を行う際に必要となる高齢者講習等については、県警が自動車教習所に委託し実施していましたが、昨年の道路交通法の改正により、教習所自らが高齢者講習等を実施することができるようになったため、委託料の減額をしたものであります。

ここで、運転免許費における新規事業を説明いたします。運転免許費における新規事業は「高齢者講習等直営事業」となります。この事業につきましては、タブレットの8ページも御覧いただきたいと思っております。

事業の目的は、先ほど御説明いたしましたように、高齢者講習等のほとんどを自動車教習所が独自に実施しておりますが、繁忙期には講習受入れが困難となり、講習等の待ちの時間が生じております。

そこで、宮崎県公安委員会でも高齢者講習を実施できる体制を整備し、講習待ちの緩和を図ることを目的とするものであります。事業概要につきましては、指導員の配置や講習で使用する軽自動車等の整備を行うものです。予算額については、665万9,000円を計上しております。

資料は引き続き5ページになります。次に、(項)警察活動費(目)警察活動費の予算額35億9,565万円についてであります。警察活動費は、生活安全、刑事及び交通等警察活動を全般に要する経費である一般活動費と、交通安全施設の維持管理及び電気通信料等に要する経費である交通安全施設維持費、交通安全施設を整備し、安全で安心な交通環境の改善や交通の円滑化を

※37ページに訂正発言あり

図るための交通安全施設整備事業費があります。

一般活動費の主な事業内容につきましては、自動車保管場所証明事務に要する経費や交通安全指導員及び民間交通安全協力隊維持委託、指紋情報高度化利用システム整備事業など、警察活動に必要な予算を計上しております。

また、交通安全施設維持費は、交通安全施設に要する電気料や施設維持に必要な修繕料等になります。

次に、交通安全施設整備事業費は、交通事故が多発している道路や、特に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設を整備することにより、交通環境の改善、交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑を図るものであります。

ここで、警察活動費の新規事業について、5ページの資料の順に沿って説明いたします。

まず、交番・駐在所のセキュリティ対策強化事業についてであります。本事業の目的は、交番・駐在所内に設置している防犯カメラをネットワークで接続することで、本部や警察署でタイムリーに映像を確認することができ、交番勤務員の安全対策の強化と、警察官不在時における来訪者への適正な対応を行うことを目的としております。

事業概要といたしましては、防犯カメラがネットワーク化されていない交番駐在所にネットワークカメラを設置するものです。予算額につきましては、678万5,000円を計上しております。

次に、サイバー攻撃対策強化事業についてであります。

本事業の目的は、ダークサイトにおける情報収集を目的としたパソコンを増設するものであります。また、サイバー攻撃対処訓練用資機材

を活用し、希望する企業には機器を貸し出し、標的型メール訓練を実施するなどして、県内企業全体のセキュリティ対策の強化を図ることも目的としております。予算額については、149万5,000円を計上しております。

次に、移動交番車活動推進事業についてであります。本事業につきましては、タブレット資料の7ページも併せて御覧いただきたいと思っております。

事業の目的についてであります。移動交番車1台を増強し、再編整備を行った交番駐在所の地域に対して、積極的な情報発信や困りごと相談窓口等の行政サービスを行い、きめ細やかな地域密着型の活動を実施いたします。予算額につきましては、620万円を計上しております。

次に、交通事故捜査強化対策事業（科学捜査力強化整備事業）についてであります。令和4年度からフルモデルチェンジした車両に設置が義務づけられた、車速やブレーキの踏み具合を記録するイベントデータレコーダ装置の解析を行い、交通事故の原因特定を行うとともに、ドライブレコーダーの解析機器を整備し、交通事故捜査の強化を図るものです。予算額としましては、421万6,000円を計上しております。

最後に、G7農業大臣会合に伴う警戒警備事業についてであります。本事業は、今年4月に開催されるG7農業大臣会合に伴う必要な経費として、必要資機材や燃料費等、要人警護等に必要な予算を計上しております。

○三原生活安全部長 令和3年度決算における指摘要望事項に係る対応状況について、併せて報告をいたします。

県警本部としましては、犯罪抑止対策について、自転車盗難ゼロを目指して、施錠の徹底を

広く県民に呼びかけるとともに、被害の多い中高生向けの対策を強化することについて説明をいたします。

令和4年における県内の自転車盗難の認知件数は983件で、中高生の被害割合が46.3%の約5割でございました。この自転車等への対策につきましては、昨年9月の決算特別委員会における御指摘等を踏まえ、令和4年10月に実施いたしました全国地域安全運動を皮切りに、自転車盗難防止対策を運動の重点に取り入れて、県警全体の課題といたしまして各種対策を推進してまいりました。

特に中高生向けの対策といたしまして、教育委員会と連携し、毎月宮崎駅、南宮崎駅の駐輪場を中心として、自転車の鍵かけの状況を点検いたしまして、無施錠の自転車には教育委員会のほうから対象生徒が通学する学校に連絡の上、学校から生徒に対して防犯指導を行いました。このほかに、自転車盗難防止モデル校制度等を活用いたしまして、自転車施錠の有無の確認、生徒に対する防犯指導のほか、盗難被害に遭った生徒さんが通学する学校への指導や、生徒参加型の街頭キャンペーンなどを開催いたしました。

また、管理者の承諾を得た上で、駐輪場におきまして、警察が準備をしましたダイヤル式の鍵を無施錠自転車に取り付けて、盗難被害防止を図るための思いやりロックを推進いたしました。自転車の盗難の被害の発生が多い宮崎駅駐輪場などにおきましては、自転車盗難防止チラシを貼付して防犯啓発をしたほか、放置自転車が多くあったため、管理者に撤去をしていただきまして、自転車盗難を発生させない環境づくりも推進をいたしました。

これらの自転車盗難防止対策の取組を強化した結果、令和4年10月の県下の自転車盗難件数が109件であったものが、12月には75件、令和5年1月には82件と、おおむね80件前後まで減少したところでございます。今後も教育委員会をはじめ、学校関係者や駐輪場管理者などと連携を図るとともに、防犯教育や広報啓発等に創意工夫を凝らしまして、自転車盗難を防止するための取組をより一層強化してまいります。

○日高交通部長 続きまして、議案第23号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

今回の改正につきましては、道路交通法関係でございます。

初めに、お手元のタブレットにあります文教警察企業常任委員会資料の9ページを御覧ください。

1の改正の理由につきましては、道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、警察関係使用料及び手数料徴収条例の手数料額の改定が必要となったものです。

2の改正の内容につきましては、4点ありまして、①条例第3条53号の7特定自動運行許可申請手数料、②同53号の8特定自動運行計画変更許可申請手数料、③同57号運転できる自動車等の限定解除審査手数料、④が同68号の2特定任意講習手数料の4点についての、追加・改正を行います。

①の運転自動化のレベル4特定条件下における完全自動運転の許可申請をする際の特定自動運行許可申請手数料につきましては、7万9,200円、②の特定自動運行の計画を変更する際の特定自動運行計画変更許可申請手数料は、7万8,500円となっております。この手数料額は、

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正によって示された金額を根拠としております。運転自動化のレベル等につきましては、後ほど詳しく説明いたします。

③の運転できる自動車等の限定解除審査手数料は、サポートカーを対象に追加するもので、試験車を使用する場合2,850円、試験車を使用しない場合1,400円の審査手数料を追加するものです。衝突被害軽減ブレーキ等の安全技術を搭載した、いわゆる安全運転サポート車限定免許につきましては、令和4年5月13日に施行されております。

本県は、サポートカー限定条件を解除する際の審査手数料を徴する事務の追加をいまだ行っておりませんので、今回同事務手数料を追加するものであります。なお、本県におけるサポカー限定免許の申請は現在までございませんので、改正していないことによる影響はありませんでした。

続きまして、④の特定任意講習手数料につきましては、特定任意高齢者講習の実車指導あり6,450円と実車指導なし2,900円が追加されます。実車指導ありとは、大型免許・中型免許など普通自動車運転可能な免許を受ける方に対する講習で、実車指導なしとは、自動二輪や原付など普通自動車運転できない免許しか保有していない方や、運転技能検査該当者に対する講習であります。

3の本条例の施行期日につきましては、表の①②は本年4月1日、③④は公布の日であります。

次に、10ページ、改正道路交通法の施行についてを御覧ください。1の改正の内容は、レベル4の自動運転を特定自動運行と定義し、運転

の定義から除くなど、特定自動運行の定義や許可等に関する規定が整備されました。

2の運転自動化のレベルは、右の図に記載されておりますとおり、レベル4の特定条件下における完全自動運転では、緊急時における安全な停止までシステムが対応することから、原則として運転者は乗車していません。

レベル4における特定条件下とは、主に一定の区間を意味し、具体的な利用方法としては、巡回バスや一定の区間を往復するトラックによる物流サービスなどが想定されており、これまで他県において実証実験が行われてきました。

このようなサービスは、現状におきましては、円滑な交通に支障を及ぼす恐れがあることから、特定自動運行を行おうとする者は、これを行う場所を管轄する都道府県公安委員会に対して、特定自動運行計画等を記載した申請書を提出し、許可を受けなければならないこととされました。

次に、11ページ、特定任意高齢者講習を御覧ください。1の追加改正する理由につきましては、70歳以上の高齢運転者を対象にした高齢者講習は、県内居住者に限られていますので、県外居住者が受講可能な特定任意高齢者講習を整備する必要があるためです。

2の講習内容・講習時間につきましては、①講義、②運転適性検査器材による指導、③実車による指導の合計2時間以上の講習で、自動二輪や原付等の普通自動車運転できない免許しか保有していない方や、運転技能検査該当者は③の実車による指導を除いた合計1時間以上の講習で、県内居住者に対する高齢者講習と同様の内容となっております。

先ほど議案の第1号「令和5年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係において、高齢者

講習等直営事業についての説明がありました。県内居住者に加えて県外居住者に対しても、高齢者講習を行うことが可能になります。

○三原生活安全部長 議案第35号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

お手元の文教警察企業常任委員会のタブレット資料12ページを御覧ください。

項目1の改正の理由につきましては、本年4月1日に施行されます博物館法の改正におきまして、第29条に規定されている博物館に相当する施設が、条ずれ等により第31条第1項に規定されることに伴い、同法第29条を引用している警察所管の条例であります「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」と「宮崎県暴力団排除条例」の2つの条例を改正するものでございます。

項目2の改正の内容につきましては、いずれの条例におきましても、条文中で博物館に相当する施設を定めております「博物館法第29条」を「博物館法第31条第1項」に改めるもので、条例自体の中身には変更はありません。

まず、(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第10条では、病院、老人福祉施設、博物館等の敷地の周囲200メートルの区域内では、店舗型性風俗特殊営業を営んではならないこととなっております。

そのうち、博物館法を引用する第1号中の博物館に関し、改正前は「第2条第1項及び第29条に規定するもの」でございましたが、改正に伴いまして、第2条第1項に規定する博物館と、第31条第1項に規定される博物館に相当する施設を分けて、「第2条第1項」を「第2条第1項

に規定するもの」とし、「第29条」を「第31条第1項」に改めるとともに、第31条第1項に規定するものの中から指定された博物館に相当する施設となることから、「同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設」と改めるものです。

次に、13ページを御覧ください。

(2)宮崎県暴力団排除条例第12条第1項では、小学校等の学校や児童福祉施設、博物館等の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならないこととなっており、そのうち博物館法を引用する第5号中の博物館に相当する施設に関し、「第29条」を「第31条第1項」に改めるものです。それぞれ条例の施行予定日は、本年4月1日であります。

○黒川警務部長 先ほど運転免許費の説明で、昨年度との比較額を2億1,087万7,000円の減額と説明しましたが、正しくは2億2,187万7,000円でありましたので、訂正いたします。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○凶師委員 予算説明資料513ページの一番上の24番、組織犯罪撲滅に向けた高機能システム改修事業とあるのですが、今、全国的に闇バイトからの高齢者世帯や単身世帯を狙った窃盗事件が多発しておりますけれども、本庁のほうで情報は集約されていると思うんですが、本庁とのやり取りに使われるシステムではないのかもしれない世帯があった場合など、予算に限らず、情報統制や情報連携などに関して、教えていただきたい。

○時任刑事部長 全国的に闇バイトによる広域強盗が今問題になっているところでありますが、

この組織犯罪撲滅に向けた高機能システムの改修事業について説明しますと、これは広域複雑化する組織犯罪に迅速、的確に対応するため、暴力団、薬物、銃器犯罪等の情報を一元化しているシステムについて、作業の効率化と情報の充実を図るための改修を行い、さらなる組織犯罪の壊滅、弱体化を推進する事業であります。

昨今、暴力団情勢については、拳銃等の使用による殺人事件とか、あるいはみかじめ料の支払いに応じない事業者に対する襲撃など、凶悪化の傾向にありまして、県内におきましても、平成28年8月に宮崎市の田代町において、暴力団組員ら13名の共謀による殺人事件が発生するなど、暴力団の存在が県民の生活の脅威となっている状況にあります。

これらのことから、県警では警察庁の情報とリンクして、組織犯罪に必要な情報を組織犯罪対策情報管理システムで一元化を図り、事業の効率化を図っているところであります。

先ほど、お尋ねでありました広域窃盗の情報につきましても、全国と共有をしておりますので、このシステムの中で、情報管理と各都道府県との情報交換を行っているところであります。

○三原生活安全部長 先ほど、凶師委員の御質問の中で、予算外でもいいのでという話でございましたので、参考までにちょっと御説明いたしますと、この闇サイトにつきましては、本庁のほうが運営をしていますIHC(インターネットホットラインセンター)という委託事業がありまして、そこが全国の闇サイト等の有害情報を受けて、それを本庁に投げて、本庁から該当する各都道府県に投げる仕組みをとっております、これは前からやっているんですけれども、いわゆる闇サイトにつきましても、2月15日か

ら情報提供するよという運用が開始されたばかりでございます。

また、今後そのような情報が、本庁経由で流れてくるとお思いますので、その対応をしっかりとしたいと考えております。

○凶師委員 そのIHCの運用以前も含めてなんですが、本県に闇バイトでターゲットとなるような世帯の事例はあるものなんでしょうか。

○三原生活安全部長 先ほど申し上げたように、2月15日に運用開始となって、闇サイトに関する情報というのは、恐らくまだこの県も落ちてきていないだろうと思います。今後、落ちてくるとお思いますので、今後しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○凶師委員 今、被害に遭われている方は、結果として闇バイトとか、組織的な犯罪が関連していたということが明らかになってきているところが多いと思います。本県の世帯が狙われるようなことがあれば、速やかに予防線が張ればと思いますので、このシステムの有効活用を図っていただきたいと思います。

続けていいですか。同じ513ページのG7農業大臣会合の警戒警備事業についてなんですけれども、G7農相会合は以前も本県で行われておるかと思ひますし、安倍元首相の襲撃事件以降、国際的な要人を集めての警備にはかなりの体制強化が図られたと思うんですけれども、今回の事業に新たに組み込まれた内容とか、特に安倍元首相の襲撃以来、何がどう変わったとか、そういうものがあればぜひ教えてください。

○河野警備部長 4月に予定されていますG7宮崎農業大臣会合については、県警察本部としましては、関連行事の円滑な進行の確保、テロなど違法行為の未然防止、国内外要人の身辺の

安全確保といったことを基本方針としまして、諸般の情勢を総合的に判断し、前例とか形式に捉われることなく、具体的な状況と情勢に応じた弾力的な警備を推進していく方針であります。

議員のお話にありました安倍元総理の事件を受けまして、警護については、約30年ぶりに警護の基本的な事項を定めた警護要則が全面改正になりまして、警察庁の関与が強化されております。具体的な中身としましては、これまで警護を実施するにあたって、大規模なサミットのような大きな警護の場合は、警護計画を警察庁まで報告をして審査を受けておりましたが、それ以外は県に委ねられていたというところであったんですけれども、今回の改正に伴い、事前に警察庁に計画書を送って、審査を受けて、その上で警護を実施していくということになっております。

また訓練についても、幾らいい計画書ができたとしても、実際に警護にあたる警護員のレベルが上がらないと充実した警護ができないため、警護員を育成するという事で、警察庁が体系的な協議計画をつくりましたので、それに沿った形で、県警察本部も訓練をやっていくということになっております。

○凶師委員 30年ぶりの警護・警備の改定が行われたということで、重厚になっている内容だと思われまして、このG7の警護にあたっては、本県の警察官だけの対応になるのか、それとも周辺自治体からも応援をいただくのか、その辺りの数というか、どのような体制になるのか教えてください。

○河野警備部長 その辺については、現在検討中でございます。一番大事になるのは、警備情勢ということになりますので、その辺を十分に

判断しながら対応することになるのかなというふうに思います。

○山本警察本部長 凶師委員の御質問に関して、若干補足申し上げますけれども、4月22～23日に、G7農業大臣会合が開催されます。万全を期してまいりたいというふうに思っております。

今、警備部長からもありましたとおり、現在、警備体制については検討中ではありますけれども、この大臣会合に伴う警備も当然しっかりとやる必要がありますが、他方で、その期間中に事件、事故、災害、これにも当然万全の対応をしていかなければならないということにおいては、宮崎県警察の警察官約2,000名、行政職員300名、合計2,300名の体制だけでは難しいところも出てくるのではないかと今考えております。警察法60条に基づきます援助の要求という仕組みがございまして、宮崎県公安委員会から他の都道府県公安委員会に対して警察官の援助を要求するという、法律に基づいた仕組みがございまして、所要の体制を他県にお願いすることによって、一般治安といいますか、会議開催中の何かあった際にも、ちゃんと対応できることも大切だと考えておりますので、いずれにせよ、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

○黒川警務部長 G7農業大臣会合の際の警備体制ではなく、平時の体制もあり、後ほど、宮崎県警察の組織についても説明いたしますが、間隙を生じさせない的確な警備を実践することを目的に、警護にあたる専従員の増員配置と警護人材を育成するための研修枠を、この春から設ける予定としております。

○凶師委員 今後のこういう国際規模の会議の誘致にも大きく影響してこようかと思っておりますの

で、万全の体制を期されることを期待しております。

○徳重委員 関連して、宮崎では農相会合、広島ではトップの皆さん方が集まるということで、それぞれ警護の条件も全然違って来るかなという気がしますが、この経費が宮崎の会合だけでも1億を超すということで、単独なんですかね、国の補助金がないのでしょうか。

○山崎会計課長 当然、国費予算も来るところで、今現在審議中であろうと思います。当然かかる経費については国費で措置されますし、足りない分については、今お願いしている県費で対応していくということになると思います。

○山本警察本部長 若干補足を申し上げますけれども、こうした大規模警備に基づきます経費については、基本的には国費で、先ほど申し上げましたように、例えば他県からの派遣を要請したときには、移動してまいって宿泊が伴うわけですけれども、1人について1泊2食7,800円の旅費等が出るわけでありまして、それは全て国費で措置されることとなります。

一方で、県内に入ってから、例えば移動にはガソリン、燃料が必要になっています。そうしたものは国費ではなくて、県費でということ整理がされておまして、部隊の活動は、基本的には国費なんですけれども、今申し上げたような例えばガソリン代であったり、あるいは車をリースしたりとか、当然追加が必要になってまいりますので、そうしたものは県費をお願いをするという整理になってございます。

○徳重委員 もう一つ、これは大事な会議でありますから、注目されるわけでありまして、宮崎においでになる方は——何人ぐらいの要人を警護するというような形になっているのか。

それともう一つは、もうすぐですから、日にちがないですね。その警護の準備というか、大変だろうなと思うんですが、安倍さんの事件もあったから、マニュアルができておると思うんですけれどね、その訓練というのはどういう形でされているのか、教えてください。

○河野警備部長 まず、要人については、G7、いわゆる日本を含め、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、あとEUの農業担当大臣が来県されることとなりますが、実際警護するかどうかというのは、諸般の情勢を総合的に判断して決められるというところがあります。

訓練につきましては、例えば要人の警護の要領ですとか、不審物件や爆発物らしきものがあるときの処理要領等について、訓練を重ねるところでございます。

○山本警察本部長 若干補足申し上げますと、マニュアルというお話がありましたけれども、警護計画書、警備計画書を策定いたします。警護と警備というのが両方あるんですけれども、警護というのは国の公安に係るものとして、警察庁長官あるいは警備局長が指定をするものに対して、例えば内閣総理大臣であったり、あるいは閣僚であったり、こうしたものは警護と指定をされて、例えば、いわゆるSPという直近警護員がつくのが警護措置でございまして、さらに高い警備措置を講じるものであります。

例えば首脳ではなくて、各国の大臣——これは警護指定するかしないかというのはまだ決定はしていませんけれども、警護措置をしなくても、当然我々はその要人の安全を守る責任はございますので、直近の警護員がつかなくても、ちゃんと警備をするというのは大切なことであ

ります。

これを一緒に考えられることもあるんですが、それは基本的にちょっと別の次元であります。警護というのはさらに度合いが高くなるということで、さらなる追加措置を講じます。

他方で今警備部長からありましたとおり、例えば爆発物への対策とか、そういう警備措置というのは、いずれにせよしっかりやることによって、各国要人——今申しあげましたG7の農業担当大臣と、それ以外に農業大臣会合の場合は国際機関も加わりますので、そうした代表の安全措置というのもしっかり講じていくというふうに考えております。

○田口委員 委員会資料の7ページの移動交番車活動推進事業についてお伺いいたします。

令和5年度から7年度にかけて移動交番車を毎年度1台増台ということは計3台増えるということですが、写真を見ますと、これが現在あるやつだと思うんですが、移動交番車は、現在は何台あるんでしょうか。

○三原生活安全部長 現時点で1台を運用しております。

○田口委員 ということは最終的には都合4台になるということですね。

○三原生活安全部長 そのとおりでございます。一応、構想では、県北、県南、県央、県西ということで運用できたら一番ベストだなと考えておるところでございます。

○田口委員 今、交番駐在所の再編整備に伴う地域住民の不安を解消するためということになっておりますが、去年は駐在所や交番を減らしてきましたので、特に高千穂町の河内地区ですか、あの辺りからはぜひ残してくれという強い要望もありましたけれども、あそこの問題点

というのは、現在は解消したというふうに思っ
てよろしいんですか。

○黒川警務部長 高千穂警察署の上野駐在所と河内駐在所については地域住民の御理解をいただきまして、既に上野駐在所に統合して正式な運用を始めているところでございます。

○田口委員 では、地域住民はその不安は解消されたと思っていいわけですかね。心配なのは、強盗殺人事件とか東京都の狛江市でもありましたけれども、今、ちょっと犯罪の仕方が非常に荒っぽくて、僕らでも家に入られたらどうしようかと思うぐらいに、地域住民から見たら非常に不安。地域の皆さんが一遍は納得したかもしれないけれども、そういうのこともあったので、今になって非常に不安になっているんじゃないかという思いもあって、ちょっと今質問したところなんです。じゃあ、地域の皆さんは、上野駐在所と1つになったけれども、安心はしているということよろしいんですか。

○黒川警務部長 そのとおりでございます。移動交番車の運用等を実施しておりまして、より啓発の見える活動について御理解いただいているとお聞きしております。

○田口委員 この間の再編整備のときは、延岡も再編整備されたんですけども、市民はあまり関心がない。

中山間地は考え方が全然違って、地域にとっては非常に頼りにしているといいますか、信頼を置いている組織であるのに、なくすのは何だという声があったんですが、今回移動交番車を増台するということは、地区ごとに何台か置くという話でしたけれども、そういう再編整備をしたところを中心に行くことになるのか、それとも万遍なく行くことになるのか。どのような

お考えですか。

○三原生活安全部長 今、1台しかございませんので、試行ということも含めまして、再編整備のあった箇所を中心にしています。昨年4月に運用開始をいたしまして、再編整備が行われた13地区に関しましては、去年1年で3巡したような形になります。

まずは、この移動交番という名称を知っていただいて、いろんな活用をして、今後は台数が増えていくほどに、再編整備地区だけではなく、地域住民の方から要望があったら、できればその要望に応じて動きたいというのがあって。例えば、その地区の小さな運動会とかイベントなどにも顔を出してくれたらいいなというようなお話も聞いておりまして。そのような小さな要望に対しても運用してまいりたいと考えておるところであります。

○田口委員 そういうイベントのところに行くというのは分かりました。

交番がなくなって、この移動車が来ますけれども、気がついたらもう昨日終わってしまいましたということになったらいけませんので、この広報活動、PRはどのようにされるお考えなんですか。

○三原生活安全部長 移動交番の計画を立てたら、まずその地区や自治体に対し情報を提供いたしまして、そのほか防災無線であるとか、防犯メール、市の広報紙を広く活用して、いつでもこの地区に移動交番が来るというのを周知したいと考えており、実際、今そういう形でやっております。

○山本警察本部長 田口委員御指摘のとおり、まさに広域にわたる強盗事件等が発生し、御不安に思われている中での交番駐在所の統廃合と

いうところで。

移動交番車の説明については、今生活安全部長からございましたけれども、統廃合による人員は、基本的には警察署のパトカーの乗務員に振り替えております。それによって、例えば今まで夜間帯に休憩などで走ることができなかったパトカーの人員が1人増えますので、交替でまたパトロールできるようになります。そういうことで、パトカーで警戒することによって、その統廃合された地域の警戒力というのを強化をするということであります。

一部の地域では、以前よりパトカーをよく見ることになったという御意見もいただいているところでありまして。移動交番車の対応もそうですし、平素はパトカーで見せる警戒をしていく、こうしたことを強化していると御理解いただければと思います。

○田口委員 分かりました。

それでは、続きまして、8ページの高齢者講習等直営事業。今、テレビなど見ておりまして、またこの間も高齢者がアクセルとブレーキを踏み間違えたとかで、お二人の方が亡くなりしておりまして、大変悲惨な事故、あるいは死傷者は出ないけれども溝に突っ込んだとか、そういう事件が非常に増えてきております。

その中で、免許証返納というのが出てきたりしております。前も話したかもしれませんが、実は私の近所の方が免許証を返納したことをすごく後悔されておりまして。まさか返納後に奥さんが認知症が出て施設に入ったりすることになるとは思わなかったと。今非常に不便を被っていると。一遍持っていた資格をお返しした後、免許証を取ろうと思った場合には、また教習所の中に行って一からやり直しということになる

んでしょうか。

○日高交通部長 おっしゃるとおりです。一から受けないといけないんですけれども、試験に合格すれば再取得は可能です。

○田口委員 かなり高いハードルですね。分かりました。

宮崎みたいな公共交通機関が非常に少ないところでは、不安を持ちながらもやっぱり車がないとどうしようもならないという方が、こういうふうに講習を受けにきているんだろうと思います。例えば、80歳以上とかで免許証を返納した人と、車を乗り続けている方とかいう比率は大体分かるんですか。何歳以上とかでいいんですけれど、データがあれば。

○池田運転免許課長 昨年1年間の免許返納者数でございますけれども、1年間に県内で4,080名の方が免許を返納されています。このうち65歳以上、高齢者と言われる方が4,002名ということで、ほとんどが65歳以上となっております。さらに詳しく申しますと、75歳以上になると3,121名の方が免許を返納されているという状況になっております。

○田口委員 免許を持っている方のうち、どれぐらいがお返ししたかというのは分かるんですか。

○池田運転免許課長 まず、免許人口の推移でございますけれども、県内今、約74万人の方が免許保有者ですけれども、そのうち65歳以上が約23万人ということで約31%、3分の1となっております。そのうち、さらに70歳以上の免許保有者になると16万人、75歳以上が8万人という状況になっております。

○山本警察本部長 補足申し上げますと、割合といたしますと、75歳以上は分母であります高

齢者の免許人口が*15万8,000人、それに対して75歳以上で返納した方は、今運転免許課長からもありましたけれど、約3,000人ということでありますので、割り算すると50分の1ぐらいですか。その程度の割合になろうかと思えます。

○田口委員 この高齢者講習等を受けに来た場合に、危ないかと判断をしたときには、さらに運転の講習会みたいなことをすることになるのかどういふふうになるのか教えてください。

○日高交通部長 この高齢者講習というのは合格とか不合格というのがありません。ですので、受講していただければその更新のための一つの要件を満たしたことになるんです。実は、75歳以上の方は認知機能検査というのも、義務で受けないといけないようになっていまして、この認知機能検査は試験なので、合格点に満たなかったら不合格となりますので、免許の更新には行かないんです。ただ、何回も受けることができます。

ですので、高齢者講習だけで、運転技能がちょっと危ないと思いますので駄目ですというのはできないです。ところが、それだと運転技能自体がどんどん落ちている方も更新ということになってしまいますので、昨年5月に改正道路交通法が施行されているんですけれども、その中で、運転技能検査というのが始まりまして、過去に一定の交通違反をされた方は、更新のときに運転してもらって、運転技能の検査に合格しないと更新できないという仕組みが新たに加わったんで、チェック機能といいますか……ができました。

○田口委員 私どもも昨年、調査で免許センターに行きまして、認知機能を受けました。幸い、

※44ページに訂正発言あり

私は何とかまだ若いほうだったからよかったですけれど。そうすると、高齢者講習というのは、やる目的は何なんですか。

○日高交通部長 講習の目的ということで、受講される方に身体的機能の低下を自覚してもらい、交通事故防止を図ろうとするものとなっております。実際、その高齢者講習で知識的なものもう一度勉強し直していただくとか、実車指導もあるんです。その中で、指導員からブレーキの踏みが遅すぎるとか、その人の具体的な癖みたいなものをちゃんと指導して、ちょっと元に戻っていただくとか、思い出していただくとか、そういう効果があると思っています。

○田口委員 認知検査では、あなたは点数足りないからということで、何回かチャレンジできるということは先ほど聞きましたけれども、明らかに身体的に厳しくなっていますねという方も止めることはできないんですね。

○日高交通部長 一定の病気のある方は、適性検査を受けていただいて、医師が運転はちょっと無理ですねという診断を出すと、免許の取消しということはありません。ですので、心臓病とかてんかんとか、一定の病気が決まっていますけれども、そういうのがあると、更新は難しくなります。

○田口委員 じゃあ、運転講習でちょっと問題があるなという場合には止められはしないけれども、一遍お医者さんに行ってくださいと。お医者さんの判断で、もう無理ですよということになるということですか。

○日高交通部長 そのとおりです。一般的に教習所で講習を受けていますので、そういう方がいたら、教習所から免許センターに連絡をして

もらって、先ほどのシステムに乗っけるという形があります。

○山本警察本部長 ちょっと修正をさせていただきます。

先ほど、私75歳以上ということで高齢者免許人口を申し上げましたけれども、先ほどの15万8,000というのは70歳以上でありまして、75歳以上は8万2,289名ということになっております(令和4年)。したがって、返納者が3,121人でありますので、8万2,289分の3,121ということで約4%くらいの方が返納ということになります。

○田口委員 分かりました。

○日高委員 G7農業大臣会合に関してなんですけれど。

先日のWBCに関しては、交通渋滞も大きくトラブルもなかったということで、現場のほうからも、南警察署を中心に多くの方に、さらに本部長も来ていただいて本当に感謝しますという声もありました。

ただ、このG7農業大臣会合に関しては、国内外の要人の方もいらっちゃって、またちょっと違う警護だったりになってくるのかなと思うんですけれど。先ほど、警備部長のほうからこれから訓練ということで伺ったんですが、もう1か月前というところなんで、これから訓練というのは果たして間に合うのかなというふうな疑問があるんですが。

○河野警備部長 私の言葉遣いが悪かったのかもしれませんが、これまでも、警護の訓練ですとか、爆発物の処理についても、例えばイオンモールに不審物件が置かれたことを想定して、機動隊、爆発物処理部隊を投入して、イオンの従業員の方も一緒になって対応するといったよ

うな訓練をいろんな形でやってきております。決してこれからというわけではなく、これまでも積み重ねた上で、さらにまた本番まで訓練を積み重ねたいという意味合いでございます。

○日高委員 僕はシーガイアの近くに住んでいるので、前回のサミットするとき、例えば名古屋だったり、多くの県外の警察の方々のうちにも訪問していただいて。たくさんの方々に来ていただいているんだなと思ったんですけど、そういう方々としっかりと連携するというのも大事だと思いますので、なるべく早めの対応をしていただけたらなと思っております。

あと、先ほど安倍首相の事件の話もありましたけれど、ああいう犯罪者というのはいろんなところ——例えばSNSだったりで発信しているケースも多いと思うんですが、そういうチェック機能もあるものなんでしょうか。

○河野警備部長 御指摘のとおり、そこも十分注意をしていかなければいけないという点でありまして、警察としてもSNS、インターネット上に、不穏な情報等がないかチェックしながら対応していきたいというふうに進めております。

○日高委員 ああいった事故や事件がもう起きないように、しっかり対応をお願いしたいと思います。

○佐藤副委員長 先ほどの田口委員の質問に対するお答えで、本部長が13地区の再編で、その分の人間はパトカー乗務のほうにというお答えでしたけれども、前々からお聞きしておったのは、交番1人体制に対する襲撃に備える意味もあるということであったと記憶しているので、併せてパトカーにも乗務をするとか、そういうことですか。

1人の交番に襲撃する人に対して、2人体制でないと危ないからというような説明を私たちは受けていたと思うんですけども。

○山本警察本部長 交番については、複数勤務が原則でありまして、交番を統合することによって、体制をより強化していく。交番の統合によって、2人のところ3人等にして、その体制を強化することにより安全も確保していくというところもあろうかと思えます。

パトカーと申し上げましたが、そこで例えば1人が余剰になった分については、パトカー乗務にすることによって、警戒力を強化するということを考えているところであります。

○佐藤副委員長 複数のところの分は、さらに増えるということで考えるんですか。それとも、1人のところは1人にさせないためにという考え方でいいんですか。

○山本警察本部長 駐在所では、原則1人で勤務をしておりますが、よりセキュリティを高めるという観点で、2人駐在というのもございます。それはケース・バイ・ケース——駐在所ごとによって変わるものというふうに考えております。

○佐藤副委員長 河内駐在所が1人でありましたし、上野駐在所も1人でありました。今は、河内駐在所に住居を置き、上野駐在所で2人体制でやっているということですよ。そういう形でやっているかと思いましたので、確認をさせていただきました。

○河野委員長 では、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○黒川警務部長 県警察の組織について御説明

をいたします。お手元のタブレット資料の14ページを御覧ください。黒字の部分は現在の所属等でありまして、赤字または赤線が入っている部分は4月1日までに、具体的には3月10日でございますが、組織改編される所属等でありませぬ。4月1日時点での組織について説明いたします。

宮崎県公安委員会の管理の下、警察本部に警務部、生活安全部、刑事部、交通部、警備部の5部があり、現在の所属数は27課4隊1所ありますが、4月1日までは28課3隊1所となります。このほか警察学校を付置しております。

また、県下に設置している宮崎北警察署をはじめ、13警察署には変更はございません。

職員の定員につきましても令和4年度と変更はなく、令和5年4月1日時点では警察官2,034人、一般職員321人、合計2,355人となります。

続いて、令和5年春の組織改編の主な内容について御説明いたします。資料15ページを御覧ください。

県警察では運営方針であります県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察を構築するため、限られた人員等を効果的に運用し、社会情勢の変化に的確に対処する上で必要な体制の見直しを行う予定であります。

1点目は、人身安全対策課の新設です。ストーカー、DV、児童虐待などの人身安全関連事案に迅速かつ的確に対処することを目的として、生活安全企画課の人身安全対策室に少年課の所掌事務のうち、児童虐待への対応を統合した上で独立の所属に格上げし、生活安全部に人身安全対策課を新設するとともに、生活安全企画課と少年課の所掌事務を統合し、生活安全少年課に改組して、人身安全関連事案への対処体制及

び複合的な犯罪抑止対策体制を強化してまいります。

2点目は、警護体制の強化です。昨年発生した安倍元総理大臣銃撃事件を受けて約30年ぶりに警護要則が改定されたことに伴い、新たな警護要則の下、間隙を生じさせない的確な警護を実践するため、警護に当たる専従体制の増強や警視庁への研修生枠の新設を行い、警護対象者の身の安全を第一とした警護の万全と警護に係る専門人材の体系的、計画的な育成を図ってまいります。

3点目は、機動捜査隊と自動車警ら隊の新設です。街頭犯罪等の大幅な減少等により平成16年に設置した特別機動警察隊については一定の目的を果たしたことから、同隊を発展的に解消した上で、重要犯罪発生時における警察署支援体制の強化と人質立ちこもり事案等への的確な対処を目的として、刑事企画課に機動捜査隊を新設するとともに地域警察における機動力及び夜間警戒力の確保を目的として地域課に自動車警ら隊を新設して、重要犯罪への対処能力や現場執行力の向上と警察署支援体制の強化を図ってまいります。

4点目は、女性専用留置施設の新設です。日向警察署に女性専用留置施設を新設するとともに、女性警部を留置管理課長として配置することにより同施設への女性被留置者の一元的な管理と看守勤務員を全て女性警察官とする管理体制を整え、女性被留置者に対してより適切な処遇措置を図ってまいります。

5点目は、総合管理課の新設と警察行政職員初となる参事官職の新設です。現在、警察本部各部で行っている給与、旅費、福利厚生等の管理業務を警務部に集約して、総合管理課を新設

するとともに、警察行政職員初となる参事官を新設し、同課課長を兼務させることにより、管理業務の一元的運用による合理化・効率化と警察行政職員のキャリアパスの更なる形成を図ってまいります。

最後に、術科指導体制の強化です。現場執行能力の向上、受傷事故防止に向け、術科指導力の更なる向上を図るため、現時点、術科指導者の最上位職が課長補佐であるところ、同課長補佐の職名を師範に改称するとともに、その上位職となる上席師範を新設して、術科指導者の職制の明確化による術科指導体制の強化を図ってまいります。

これら組織改編の施行日につきましては、3月10日付であります。女性専用留置施設の新設については、同施設の開設日である3月17日付となります。

今後とも組織の総力を挙げて、県民の期待と信頼に応える警察活動を推進してまいりますので、引き続き御支援と御理解をよろしくお願い申し上げます。

○河野委員長 執行部の説明は終了いたしました。その他報告事項について、質疑はありますか。

○井本委員 自動車警ら隊というのはどこになるの。

○黒川警務部長 資料14ページでございますが、自動車警ら隊は、地域課の中の執行隊ということになります。

○井本委員 組織改編の内容の中のどれに当たるのと言っている。

○黒川警務部長 15ページの3番の軌道捜査隊と自動車警ら隊の新設、この部分に該当いたします。

○井本委員 これになるわけですね。

それと、1番下の6番目の術科指導体制の強化というのはどこになるんですか。

○黒川警務部長 これは所属の変更はございませんで、人材育成課に術科担当の係がございます。その係の体制を強化するというところでございます。

○徳重委員 日向警察署に女性専用の留置施設ということでございますが、大体年間女性の方がどれぐらいいらっしゃるのかと。

○黒川警務部長 年間ですが、県警全体で約60人ほどの女性被留置者がおります。去年は、日向警察署の男性被留置者を留置していたんですが、去年の日向警察署の男性被留置者の数も60人程度でございまして、同程度の被留置者を収容できるということでございます。

○徳重委員 そしたら、県内の六十数名、その前後だろうかと思いますが、県内の全ての女性の方、取り調べも日向警察署ですという形になるんですか。

○迎警務課長 取り調べにつきましては日向警察署で実施する場合がありますが、事件の性質によりまして、各警察署に一度護送して取り調べをするというケースもあり、ケース・バイ・ケースになると思われまして。

○徳重委員 例えば、遠いところ——えびの市や串間市で取り調べをしていて、どうしても継続して取り調べが必要だという場合、1回1回日向市に連れてきて拘留して、また連れて帰るのか。それとも、今度はもう日向市ですか。どういう形になるんですか。

○迎警務課長 日向警察署には取り調べ室が余剰にありますので、例えば都城市とか串間市とかの女性被留置者が日向警察署に行った場合は、

それは実質的に串間市とか都城市に戻して取り調べするというのは非効率的でございますので、捜査員が日向警察署に行きまして、日向警察署の留置取り調べ室を使って取り調べをするということになると思われま

○**徳重委員** かなりの方々が日向市に出張されて取り調べされることになると思うんですが、日向警察署の現在の施設そのものは旧来の施設——今できているもの以上に増えてないと思うんです。そうなりますと、今まで日向で取り調べ、拘留された人たちは、ほかのところに移動することになるのか、あるいは増設されて部屋をたくさん造られるのか。

○**迎警務課長** 現在、日向署に留置されている者につきましては、この日向警察署に女性留置施設をという新体制に伴い解除しまして、原則、延岡警察署に移るということになっております。ちなみに留置管理課長以下、監視係全て女性警察官で対応するということになっております。施設内の改築は今のところ予定しておりません。

○**河野委員長** その他で何かございませんか。

○**日高交通部長** 前回の3日の委員会で報告した内容について一部訂正がありますので、御報告します。モデル横断歩道のところなんですけれども、現在27か所あって、またさらに27か所と申し上げたんですけれども間違っておりまして、25か所でありました。まだ決定はしていませんので、検討して、前向きに指定していきたいなと思っております。

それから、県警としてモデル横断歩道のカラー化につきましては、有効なものであると考えておりますので、今後とも財政当局や各市町村と道路管理者の方々と鋭意調整をしてまいりたいと思っております。

○**井本委員** ちょうど選挙が間近なもんだから、その他として聞きたいんですけども、戸別訪問はこのごろ検挙しないという流れがあるという話も聞いたことあるんですが、近年における検挙数はどんなものでしょうか。

○**時任刑事部長** 最近における選挙違反の検挙件数ということでよろしいでしょうか。近年は令和元年が4件、令和2年が1件、令和3年が3件、去年はゼロ件となっております。

○**井本委員** 政治活動の自由とか表現の自由とか当然憲法上いろいろ自由が保障されているわけですから、選挙のときだけ規制するというのは、全く例外規定なわけですか。

例外規定でありますから、本来はあまり拡張して解釈すべきではない。できるだけ縮小して解釈しなければならないという原則があると思うんです。このごろは昔からするとだんだん少なくなってきているんだなという感じがするものだから、警察本部長、その辺の考え方というのはどうですか。

○**山本警察本部長** 今、刑事部長が答弁申し上げたのは、戸別訪問だけではなくて選挙違反に係るものの件数ということでもあります。

警察といたしましては、選挙違反の取締りというのは選挙が公正に行われることを確保する目的で行っているという立場であり、政治活動等と選挙運動というのは、当然その選挙期間中のものが選挙運動でございますので、その対応、様態、あるいは悪質性等違反があるものについては、法と証拠に基づいてしっかりと対応するというように考えてございます。

○**田口委員** 本会議場で私自身も何度か質問したことがございますが、大麻をはじめとする薬物事件が非常に増えていると、2～3日前の宮

日新聞にも出ておりました。大麻はタバコの延長線ぐらいの感覚で見ているのが多いのか、アメリカでは合法の州もあるというふうに聞いておりますので、あまり罪悪感を感じずに、気楽な気持ちでやったりするのかなと思ったりはしています。今、若者が中心なのか、それとも年齢全般的になっているのか、現状がどのようになっているのかと、今まで対策を何度も聞いてきましたけれども、それがあまりうまくいっていないのかなというのがありますので、今後の対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○時任刑事部長 青少年に係る大麻事案の現状と対策ということでお答えさせていただきますけれども、今の委員御指摘のとおり、特に大麻の乱用というのは、若い世代に広まっているところであります。

県内では、昨年大麻事案について47人を検挙しておりますが、このうち20歳未満が1人、20歳から29歳が25人、合計26人で全体の55%が若い世代というところであります。

また、大麻で検挙された少年については、全国では、平成26年以降増え続けておりまして、暫定値ですけれども、令和4年度は過去最多となる913人が検挙されています。県内では、平成30年は検挙はゼロでしたけれども、令和元年が5人、令和2年が9人、令和3年が4人、昨年が1名ということで、少年の大麻の乱用が深刻化してきているのかなというふうに考えております。

警察の対策としましては、まずは供給の遮断と需要の根絶ということが重要かと考えております。薬物事犯全般に言えることですが、この大麻事案についても、特に密輸入、密売、

栽培等の取り締まりを徹底しているところであります。また、末端乱用者の徹底した検挙にも努めているところであります。

さらに青少年の薬物乱用防止対策としまして、県知事を本部長とする宮崎県薬物乱用防止対策推進本部と連携しまして、税関、海上保安庁との各種協議による諸活動の推進をはじめ、教育委員会や学校と連携した薬物乱用防止教室等の開催、大麻、覚醒剤の乱用防止を目的としたポスターの掲示などにより広報啓発を進めているところであります。

特に、薬物乱用は成長過程にある児童生徒の心身の発達に重大な影響を与えるものでありますので、生活安全の少年課及び各警察署において薬物乱用防止教室を開催して、その危険性、有害性について広報啓発を進めているところであります。

警察としましては、今後とも大麻事犯の取締りの徹底及び関係機関と連携した、特に若者の薬物乱用防止のための広報啓発を推進してまいります。

○田口委員 大麻は大体分かりましたけれども、そのほかの覚醒剤とかに関する薬物というのも増えているのでしょうか。

○時任刑事部長 覚醒剤につきましても、検挙人員を過去5年でみますと、平成30年が41人、令和元年が32人、令和2年が37人、令和3年が36人、昨年が51人ということで、昨年は50人台になっていますけれども、大体40件前後で年々推移しております。

○井本委員 やはり暴力団あたりから流れてくると考えていいわけですか。

○時任刑事部長 昨年、覚醒剤について51人検挙しましたうち、13人、25.5%が暴力団関係者

でありましたので、少なからず暴力団活動の資金源になっているということでもあります。

○凶師委員 暴力団の撲滅とか追放に関して、暴力団排除活動推進事業というのは、予算上、暴力団追放センターへの委託費になっているんだと思われませんが。

特に、宮崎市内、ニシタチ界隈の飲食店の組合のほうから、暴力団、準構成員よりも、半グレと言われる暴力団組織には属さないけれども反社会的な活動をしているやからがかなり増えてきているというところで、暴力団追放センターの役割を強化してくれんかと、広報活動も充実させてくれというような声が聞こえてくるんです。

これは、240万円余ぐらいの活動費でどのような活動内容、予算執行になっているのか、概略分かれば。

○時任刑事部長 宮崎県暴力団排除条例というのを県でつくっていただいておりますけれども、暴力団排除活動推進事業は、これに基づいて、市町村や県等から、契約の際に、契約相手が暴力団であるか否かの照会を警察本部でしてまいります。そのとき、照会業務を担当する会計年度職員2名分の人件費に要する経費ということ御理解をいただきたいと思えます。

また、宮崎県暴力追放センターについては、暴力団排除責任者委託講習事業等で約1,000万円程度の予算を県からいただいて、委託事業をやっております。

○凶師委員 1,000万円の予算のうち、ざっくり何人の人件費で幾ら、広報とか活動費で幾らとかが分かれば教えてほしいんですが。

調べている間に追加で、宮崎市のほうでは、いわゆるポン引き条例——歩いている歩行者に

対しての勧誘をしてはいけませんというような条例整備をしていただいております。ただそれがすごくルーズになってしまっていて。条例を制定されている宮崎市のことにはなるんですが、暴力団関係者というわけではなく、先ほど言った半グレと言われるようなやからの活動があまりにも目に余ると。

県で言えば、さっき言った宮崎県暴力追放センターの役割強化を図ってくれという声が聞こえてきているんですが、いかがでしょうか。

○時任刑事部長 いわゆる半グレと言いますと、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属するものが集团的または常習的に暴力的不法行為を行っていることで、暴力団に準ずる団体——一般的には半グレと言われているところです。

県内には、幸いなことに、この準暴力団、半グレという団体は、県警では今のところ把握はしておりません。

しかしながら、昨年12月、警察庁から準暴力団の実態解明とか、取り締まりの強化が指示されておりますので、現在、県警においては、そういった素行不良者の把握とか、そういったところに努めているところであります。

また、宮崎県暴力追放センターもはじめ、宮崎市役所とも連携しながら、そういった情報収集を今後もしっかり進めてまいりたいと考えております。

○山崎会計課長 暴力団排除活動推進事業の内訳ということでございますけれども、これは宮崎県暴力団排除条例がございまして、これで照会業務を担当する会計年度職員の方の報酬、期末手当、それから通勤手当等のみでございます。

○河野委員長 それでは、以上をもって、警察

本部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時40分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 企業局でございます。

それでは提出議案について座って説明をさせていただきます。

お手元に配布しております文教警察企業常任会資料当初分の表紙をおめくりください。

上のほうに目次がございます。今回予算議案として3の提出議案にありますとおり、議案第17号「令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」、議案第18号同じく工業用水道事業予算、議案第19号同じく地域振興事業予算の3件を提出しております。

予算議案の概要について、御説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、当資料のみにより行わせていただきます。

それでは下の3ページを御覧ください。

1の令和5年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）のポイントでございます。

令和5年度当初予算については、3つの大きな柱を定めて予算編成をしたところであります。

1つ目は、（1）の将来に向けた安定経営のための基盤整備であります。

これは老朽化した施設・設備の計画的な更新・改修を行うことにより、将来にわたる安定的経営の基盤を整備するものであります。

2つ目は、（2）経営環境の変化への的確な対

応でありまして、電力システム改革やゼロカーボン社会づくり、頻発しております自然災害など取り巻く環境の変化に的確に対応しようとするものでございます。

3つ目は、（3）の地域貢献に資する取組の推進としまして、局の設置理念に基づきまして、地域貢献の取組を推進するものであります。

4ページ目をお開きください。

2の令和5年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）の概要であります。

（1）電気事業につきましては、業務の予定量にあります年間供給電力量は、4億7,923万4,000キロワットアワーで、収益的収支の収支残は、黒い太枠で囲んだところでありますが、マイナスの21億5,456万1,000円としております。

令和5年度も収支残がマイナスとなっておりますが、これは綾第二発電所大規模開業事業に伴う減電による料金収入の減や、同事業に係る事業費の増を見込んでいることなどによるものでございます。先日の委員会で御説明させていただいたとおり、令和9年度までは赤字が続く見込みとなっております。

その下、（2）工業用水道事業につきましては、年間総給水量は3,593万3,880立方メートルで、収益的収支の収支残はマイナス3,926万2,000円としております。こちらも収支残がマイナスとなっておりますが、これは工業用水道施設の電動ポンプ等の動力費の増などによるものであります。

5ページを御覧ください。

（3）地域振興事業につきましては、年間施設利用者数は3万1,500人で、収益的収支の収支残は52万9,000円としております。

詳細につきましては、総務課長から説明をさ

せますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○河野委員長 次に議案の審査を行います。歳出予算については重点事業・新規事業を中心に、簡潔明瞭に説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○齊藤総務課長 6ページをお開きください。

議案第17号「令和5年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。

年間供給電力量は過去15年間の平均を基に、4億7,923万4,000キロワットアワーとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。

これは、当該年度の収益と費用の見込みを示すものであります。

表の太枠の令和5年度当初予算の縦の列を御覧ください。

事業収益は50億4,611万円としております。このうち、営業収益は47億1,786万5,000円で主なものは、九州電力株式会社との基本契約に基づく電力料であります。

附帯事業収益は8,323万5,000円で、主なものは、小水力発電と太陽光発電の電力料であります。

財務収益は1億7,971万円で、受取配当金や受取利息などであります。

営業外収益は6,530万円で、長期前受金戻入などあります。

事業費は72億67万1,000円としております。このうち、営業費用は66億7,501万6,000円で、前年度より20億6,585万6,000円の増となっておりますが、これは、綾第二発電所大規模改良事業に係る固定資産除却費の増などによるものであ

ります。

附帯事業費用は7,334万9,000円で、小水力発電や太陽光発電に係る費用であります。

財務費用は879万9,000円で、企業債などの支払利息であります。

営業外費用は3億4,957万4,000円で、消費税及び地方消費税納付額などあります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は、マイナス21億5,456万1,000円となります。

決算時において欠損金が生じた場合には、これまで積み立ててきた剰余金で補填することとしております。

右側に行きまして、(3)の資本的収入及び支出であります。

これは、事業を実施する上で必要となる施設や設備を取得することなどに係る収入と支出の見込みを示すものであります。

表の太枠の令和5年度当初予算の縦の列を御覧ください。

資本的収入は7,389万6,000円としております。主なものは、工業用水道事業会計及び地域振興事業会計からの貸付金返還金であります。

資本的支出は45億3,467万8,000円としております。このうち、建設改良費は42億7,331万9,000円で、前年度より14億6,907万8,000円の増となっておりますが、これは、綾第二発電所大規模改良事業に係る建設改良費の増などによるものであります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残はマイナス44億6,078万2,000円となりますが、不足額につきましては、米印に記載しておりますとおり、積立金等により補填することとしております。

7ページを御覧ください。

(4)の継続費であります。

継続費とは、履行期間が複数年にまたがる事業の予算について、その経費の総額及び年割額を定めるものでありますが、令和5年度から新たに2つの継続費の設定をお願いしております。

1つ目は、綾第一発電所南機水車発電機一部改良及び精密点検工事であります。後ほど主な新規・重点事業で御説明します。

2つ目は、総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事であります。

これは、総合監視制御システムを安定的に稼働させるため、無停電電源装置の更新及び精密点検を行うものであります。

半導体等の不足により、全国的に電気電子機器の納期が遅延していることから、令和5年度に発注し、令和6年度に既存設備の除却と新たな設備の設置を行うとともに、精密点検を行うこととしております。

このうち、既存設備の除却及び精密点検に係る費用を、アの営業費用及びイの附帯事業費用に計上し、設備の更新に係る費用をウの建設改良費に計上しております。

継続費の金額につきましては、アの営業費用として令和6年度に137万3,000円、イの附帯事業費用として令和6年度に5万1,000円、ウの建設改良費として令和6年度に468万1,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

議案第18号「令和5年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。給水事業所数は15社としておりまして、年間総給水量は3,593万3,880立方メートルとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。表

の太枠の令和5年度当初予算の縦の列を御覧ください。

事業収益は3億7,951万3,000円としております。このうち営業収益は3億3,734万4,000円で、主なものは給水収益であります。

営業外収益は4,216万9,000円で、受取利息などであります。

事業費は4億1,877万5,000円としております。このうち営業費用は4億250万4,000円で、減価償却費や委託費などあります。

営業外費用は1,027万1,000円で、主なものは消費税及び地方消費税納付額であります。

この結果、事業収益から事業費を引いた収支残はマイナス3,926万2,000円となります。

なお、決算時において欠損金が生じた場合には、これまで積み立ててきた剰余金で補填することとしております。

右側に行きまして、(3)の資本的収入及び支出であります。表の太枠の令和5年度当初予算の縦の列を御覧ください。

資本的収入は143万3,000円としております。

資本的支出は1億3,483万円としております。このうち、建設改良費は6,332万9,000円で、令和4年度に比べ4,745万1,000円の増となっておりますが、これは、工業用水道施設送・配水管路(旧管)更新設計及び浄水場浸水対策設計業務の増などによるものであります。

企業債償還金の150万1,000円は企業債の元金償還であり、借入金償還金の6,000万円は、電気事業会計への元金償還であります。

この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は、マイナス1億3,339万7,000円となりますが、米印に記載のとおり、積立金等で補填することとしております。

9ページを御覧ください。

(4)の継続費であります。

先ほど、電気事業会計の継続費で説明いたしました、総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事の工業用水道事業会計負担分であります。

アの営業費用として、令和6年度に9万5,000円を、イの建設改良費として、令和6年度に101万3,000円を計上しております。

10ページをお開きください。

議案第19号「令和5年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。年間施設利用者数は、第4期指定管理期間の設定目標であります3万1,500人としております。

(2)の収益的収入及び支出であります。表の太枠の令和5年度当初予算の縦の列を御覧ください。

事業収益は2,499万1,000円としております。このうち営業収益は、2,324万8,000円で、主なものは、指定管理者からの納付金である施設利用料であります。

営業外収益は174万3,000円で、主なものは受取利息であります。

事業費は2,446万2,000円としております。このうち営業費用は2,209万9,000円で、主なものは減価償却費であります。

営業外費用は156万3,000円で、主なものは消費税及び地方消費税納付額であります。この結果、事業収益から事業費を引いた収支残は52万9,000円となります。

右側に行きまして、(3)の資本的収入及び支出であります。表の太枠の令和5年度当初予算の縦の列を御覧ください。

資本的収入はございません。

資本的支出は、1,519万7,000円としております。このうち建設改良費は222万9,000円で、主なものはスポーツレクリエーション施設改修工事の実施設計費用であります。

借入金償還金の996万8,000円は、電気事業会計への元金償還であります。この結果、資本的収入から資本的支出を引いた収支残は、マイナス1,519万7,000円となりますが、米印に記載しておりますとおり、過年度分損益勘定留保資金などにより補填することとしております。

○河野委員長 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

正午となりますので、説明につきましては、本日午後1時5分からの再開といたします。

暫時休憩します。

午前11時55分休憩

午後1時3分再開

○河野委員長 午前に引き続き、議案の説明をお願いいたします。

○齊藤総務課長 主な新規・重点事業について御説明します。11ページをお開きください。

まず、綾第二発電所大規模改良事業であります。

この事業は、運用開始から60年以上が経過した綾第二発電所の機器等の更新等を行うものでありまして、令和元年度から事業を実施しているところであります。令和5年度の予算額は35億3,000万円余となっており、発電所更新工事及びその設計等を予定しております。

12ページをお開きください。

新規事業、綾第一発電所南機水車発電機一部改良及び精密点検工事であります。

この事業は、運用開始から60年以上経過した綾第一発電所南機について、機器の廃止に伴って必要となる水車発電機の改造更新や保安規程に基づき水車発電機の分解点検等を行うものであります。

7ページに戻っていただきまして、この中の綾第一発電所南機水車発電機一部改良及び精密点検工事の列を御覧ください。

当事業では、令和5、6年度に改造または更新を行う機器の設計や部品の調達などを行い、令和7年度に既存機器の除却及び改造または更新を行うとともに、水車発電機の精密点検を行うこととしております。

継続費としましては、アの営業費用に既存機器の除却及び水車発電機の精密点検に係る費用を計上し、ウの建設改良費に機器の改造または更新に係る費用を計上しております。金額につきましては、アの営業費用としまして、令和7年度に2億8,865万1,000円、ウの建設改良費として、令和5、6年度にそれぞれ7,040万円、7年度に12億6,720万円を計上しております。

13ページにお戻りいただきたいと思っております。

新規事業、工業用水道施設送・配水管路（旧管）更新設計及び浄水場浸水対策設計業務であります。

この事業は、老朽化している送・配水管路の更新工事や、令和4年台風第14号により浄水場内に浸水被害を受けたことから、今後同様の被害を受けないよう対策工事を行うもので、令和5年度はその設計を行うこととしております。予算額は5,000万円となっております。

14ページをお開きください。

新規事業、水力事業モデル調査検討業務委託であります。

この事業は、九州電力株式会社との長期基本契約が令和7年度に終了することを踏まえて、令和8年度以降の安定した電力収入と地域貢献を両立させるための調査・検討を行うものであります。予算額は1,900万円余としております。

15ページを御覧ください。

新規事業、既存ダム小水力発電ポテンシャル調査事業であります。

この事業は、これまでの一般河川や農業用水といった小水力開発地点以外に、新たに県土整備部が管理する砂防ダム及び環境森林部が管理する治山ダム等の県管理施設を加え、発電ポテンシャルの調査及び有望地点の抽出を行うものであります。予算額は1,400万円余としております。

16ページをお開きください。

5のその他の主要事業として、(1)の田代八重発電所自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事など、10個の事業についてその概要を記載しております。

最後に参考といたしまして、17ページに、知事部局等への経費支出予定額を記載しております。

多目的ダム管理費用等、知事部局及び市町村への支出予定額の合計は18億6,167万4,000円となっております。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありますか。

○井本委員 工事請負契約というのは入札でやっているのですか。

○齊藤総務課長 入札で基本的にやっております。

す。

○井本委員 何者ぐらい入札するのでしょうか。

○宮田工務管理課長 入札する業者の数につきましては、案件ごとによって変わってまいります。具体的にはですね、ちょっとお待ちください。

○井本委員 大体でいいです。専門というか、発電用の機械を造るメーカーなんて、そんなにたくさんないだろうし、1回使ったら、それを継続して使っていくかというようにもなるんじゃないかなと思うから、単に入札とかでなく、向こうの言いなりにお金を出しているんじゃないのかなと、ちょっと心配だから、聞いているんです。

○宮田工務管理課長 発電所の精密点検のことかと思うんですけども、こちらについては、基本的にメーカー以外は手を出せないということで、入札にはするんですけども、1者しか応札が来ないという状況になっております。

○井本委員 そうですか。分かりました。

○徳重委員 綾発電所をはじめとして、下水もそうですが、工事費が相当大きな金額になっているわけですね。

剰余金のことですが、今後、何年かは赤字というような流れの中で、今までずっとためてこられたかと思うんですけど、剰余金が尽きることはないんだろうとは思ってはおりますが、電気事業が正常化される時点——電気料金が入ってくるまでの時点で、剰余金がどれぐらいになっているものか、底をついているものか。

○齊藤総務課長 令和9年度で、内部留保資金がゼロまではいかないんですけど、9億4,000万円ほどが残っているというような状況、そこからは回復していくというような予定になっております。

○徳重委員 非常に心配だなというのを感じるわけですね。今令和5年なので、あと4年後には9億円程度になってしまうということになりますと剰余金は少ないようですが、ほかに新たな改良工事等が起きた場合、また借入れというようなことになるのかなと思ってはおりますが、そういう心配はされていないものかどうか。

○小野経営企画室長 大きな工事につきましては、可能な範囲で今考え得る工事を考慮して、先ほどの残額をはじき出してはおりますので、今のところ大丈夫と見ております。

○徳重委員 大丈夫だということで、安心はしているところですが、工業用水は増やそうということを努力されておられるんですけども、まだ増える可能性があるものかどうか。新規工場が建ってくればありがたいんだけど、聞くところによると、ほとんど面積的には限界だという話も聞かなくてもないんですけど、どのように考えていらっしゃいますか。

○小野経営企画室長 新規企業の件につきましては、商工部門のほうとも連携しながら情報収集していきたいと思っております。また、併せて、既存の企業15社と契約しておるんですが、契約水量の増も含めて、今後あらゆる面から検討していきたいと思っております。

○徳重委員 余裕というか可能性はどれくらいあるものですか。

○小野経営企画室長 能力的には、日量12万5,000トンございまして、今、契約水量的には日量9万8,180トンになっております。ですから、余裕はまだあるというところがございます。

○田口委員 綾第二発電所と第一発電所、この改良事業につきましてお聞きします。

宮崎県の企業会計は、昭和13年にスタートし

たと思うんですが、そうすると84年たったものもあって、ほとんどのものがかなりの老朽化が進んでいるんじゃないかと思えます。14発電所だったと思えますけれども、そのうち、既に改良が済んだもの、今度改良しますけれども、今後改良をしなければならないのは、幾つ発電所が残っているのか、分かりますか。

○宮田工務管理課長 まず、既に改良の済んだ発電所でございますけれども、木城の石河内第一発電所、これは渡川発電所の下流にある発電所でございますけれども、それから、県北にございます上祝子発電所、西都市の*三財発電所、現在やっている渡川発電所と、これから始まる綾第二発電所ということになっております。

その他の発電所については、渡川発電所とか綾第二発電所のように、基礎からやり直すような工事というのは、しばらくはないのかなと。最初の頃にできた発電所と比べて、材質も比較的よくなっておりますので、状態を見ると、当面のところ、基礎までやり変える必要はないのかなと見ております。

今後は、機器の状態を見ながら、適切に入れ替えを行っていくことになろうかと考えております。

○田口委員 運用を開始して60年が経過し、主要な機器が老朽化ということで、今回更新するわけですが、60年からもっとよくなっているのかどうか分かりませんが、それぐらいの期間として思っていてよろしいですか。

○宮田工務管理課長 説明書きに60年以上が経過しということで書いております。単純に60年で更新と機械的に事業をやっているわけではございませんで、80年使えるものは80年使うといった感じで、先ほども申し上げましたけれども、

状態を見ながら更新を進めていくということでございます。

○田口委員 最近SDGsとかを見ていると、水力発電は非常に見直されてきていまして、必要度というか、そういうものがさらに高まってきているのではないかと感じております。これは企業局長に聞くべきなのか、今後の水力発電を見据えて、新たなダムの開発というのは将来的には考えているのか、お聞きいたします。

○井手企業局長 委員のおっしゃるとおり、いわゆるGX、グリーントランスフォーメーションの流れの中で、ゼロカーボン社会づくりにおいて、再生可能エネルギーの中で最も効率のいいのが水力発電ということになります。

本県にとりまして、水力発電において有望な地域は、ほぼ開発尽くされている状態だろう、今後、新たな大きなダムを造って、大きな発電所を造っていくというには、なかなか難しい立地状況にあるのではないかと見ております。

今、工務管理課長が申し上げましたように、本県では、現在ある発電所のメンテナンスをきちんと行っていき、新たな技術を投入して、少しでも発電効率を上げて電力を稼いでいくという状況ではないかなと。

九州各県を見ても、九州全体が水力発電開発が非常に進んだ状況にありますので、新しい発電所を一から造っていくのは、なかなか難しい状況かもしれません。揚水発電所みたいなものは、今後可能性が出てくるだろうと思っております。企業局としても、研究を進めてまいりたいと思っております。

○田口委員 私がダムに関してはと言ったものですから、ダムの答えになりましたけれども、

※58ページに訂正発言あり

山の中じゃなくても、海でも風力発電するやつもありますし、串間にも九州最大の風力発電ができておりますし、あらゆる面で新たな開発をして、新たな収益を上げていくようなことも、それとSDGsとかそういう面で、化石燃料は少しでも使わないほうが地球の温暖化等に必要だと思いますので、あらゆる面で、いろいろなことを検討していただけたらと思います。

今、九州では、地熱発電も結構やっていますけれども、霧島とかそういうところでは可能性はあまりないんですか。研究したことはないんでしょうか。

○宮田工務管理課長 地熱の可能性はあろうかと思うんですけども、九州は確かに火山がたくさんございまして、現在、九州電力が事業としてやっているのは、霧島とか鹿児島、指宿のほうです。

企業局としては、地熱の事業化については、ボーリングをやったりとか、先行投資に費用がかかるとか、確実性がないとか、そういったこともございまして、今のところ考えておりません。

○田口委員 最近テレビを見ていると、日本は世界でも3位ぐらいの地熱の能力があるのに、うまく活用されていない例としてよく出ますから、はなから駄目ではなくて、安い経費でできるようなこともいろいろ検討しながら、考えていただけたらと思います。

○河野委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上で企業局の審査は全て終了いたしました。

○宮田工務管理課長 先ほどの答弁の中で、三財発電所は大規模改良したと答弁しましたけれ

ども、三財発電所は部分的改良ということでございました。

○河野委員長 訂正ですね。

ここで、今月末で退職される幹部職員を御紹介いたします。斎藤総括副局長、森技術副局長、齊藤総務課長でございます。代表して、斎藤総括副局長に御挨拶をいただきたいと思っております。

○斎藤総括副局長 このようなお時間をいただきありがとうございます。この1年、委員の皆様には、御審議を通して、御意見、御指摘など賜ってまいりました。我々十分御期待に沿えなかった面もありました。

しかし、皆様の御指導の下、県政の発展及び県民の福祉の増進を図るべく、公営企業の経営の発展に全力を私ども注いでまいりました。

今後、水力発電や工業用水道などの維持管理、また更新などを計画的に進めてまいりたいと思っております。

企業局として、将来に向けて、安全・安心なクリーンエネルギーである水力発電を柱に、これからも本県の豊富な水資源を最大限生かしていくために、職員一同、日々努力してまいります。

私ども3名は定年退職を迎えますが、これからの企業局を背負っていく新しいメンバーが、新たな気持ちで未来を見据え、新たな取組を育んでくれるものと思っております。

これからも引き続き、皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

○河野委員長 これまで長きにわたり、宮崎県の発展のために御尽力いただききまして、誠にありがとうございました。

今後は、ぜひ健康に十分御留意されて、県政

を温かく見守っていただきたいと思います。本
当にお疲れさまでした。

それでは、以上をもって企業局を終了いたし
ます。暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時30分再開

○**河野委員長** 委員会を再開いたします。

明日の委員会は午前10時に再開し、教育委員
会の当初予算関連議案の審査を行いたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野委員長** それではそのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野委員長** 以上をもって本日の委員会を終
了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時30分散会

令和5年3月7日(火曜日)

図書館長 小川 雅彦
総合博物館長 岩切 喜郎

午前10時01分再開

出席委員(7人)

委員長	河野 哲也
副委員長	佐藤 雅洋
委員	徳重 忠夫
委員	井本 英雄
委員	日高 陽一
委員	田口 雄二
委員	凶師 博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	黒木 淳一郎
副教育長	田村 伸夫
教育次長 (教育政策担当)	児玉 康裕
教育次長 (教育振興担当)	東 宏太郎
教育政策課長	中尾 慶一郎
財務福利課長	加塩 美昭
育英資金室長	唐仁原 博
高校教育課長	高橋 哲郎
義務教育課長	佐々木 孝弘
特別支援教育課長	横山 貢一
教職員課長	中別府 勇治
生涯学習課長	長尾 岳彦
スポーツ振興課長	押川 幸廣
競技力向上推進室長	岩切 正義
文化財課長	長友 由美子
人権同和教育課長	北林 克彦

事務局職員出席者

議事課主査	内田 祥太
議事課主任主事	上園 祐也

○河野委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴をされる方をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴してください。

それでは、当委員会に付託されました当初予算関連議案について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 おはようございます。教育委員会でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております文教警察企業常任委員会資料の表紙をお開きいただきまして、2ページ目の目次を御覧ください。

今回御審議いただきます議案は、予算議案といたしまして、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計予算」、議案第15号「令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」、議案第16号「令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算」、特別議案といたしまして、議案第34号「宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例」の4件でございます。

次に、その他報告事項といたしまして、令和5年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案について、次期宮崎県教育振興基本計画（素案）について、宮崎県生涯読書活動推進計画の一部改定についての3件を御報告させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

教育委員会に係る「令和5年度宮崎県一般会計予算」「令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」並びに「令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算」につきまして、各課別に一覧しております。

令和5年度の当初予算額であります。表の下から5段目の太線枠の合計の欄を御覧ください。

一般会計の合計は、1,056億8,401万9,000円です。

また、下から2段目の太線枠の合計の欄を御覧ください。

特別会計の合計は、46億8,634万9,000円でありまして、総計は、一番下の欄に記載しておりますように、1,103億7,036万8,000円です。

2つ右の欄に令和4年度当初予算額からの増減額を示しておりますが、22億6,088万1,000円の減、率にいたしまして、前年度比98.0%となっております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

債務負担行為についてであります。

そちらに記載のあるとおり、県立学校仮設校舎設置事業や練習環境整備事業におきまして、年度をまたぐ契約が必要となりますことから債務負担行為の設定をお願いするものであります。

続きまして、5ページ目から6ページ目を御覧ください。

令和5年度の宮崎県教育委員会の新規・改善

事業等の一覧をお示したものであります。

私からの説明は以上であります。令和5年度当初予算における新規・改善重点事業等の詳細につきまして、担当課長等から説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○河野委員長 次に、議案の審査を行います。これより2班に分けて、それぞれの議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、併せて令和3年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、まず初めに第1班、教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課及び特別支援教育課の議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○中尾教育政策課長 教育政策課の令和5年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の令和5年度当初予算歳出予算説明資料の教育政策課のインデックスのところ、445ページをお開きください。

教育政策課の当初予算は、一般会計31億8,586万9,000円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

447ページをお開きください。

まず、下から4段目の（事項）職員費の16億5,812万4,000円です。

これは、教育委員会事務局職員の人件費であります。

次に、下から2段目の(事項)一般運営費の1億597万7,000円であります。

これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

448ページをお開きください。

上から4段目の(事項)教育広報費の2,560万7,000円であります。

これは、教育テレビ番組の制作に要する経費であります。

次に、下から5段目の(事項)教育研修センター費の8,037万9,000円であります。

これは、教育研修センターの管理運営や研修などに要する経費であります。

次に、一番下の(事項)職員費の10億1,118万4,000円、また449ページの上から4段目の(事項)職員費の2億8,826万6,000円であります。

これらは、事務局職員のうち社会教育及び保健体育関係職員の人件費であります。

○加塩財務福利課長 財務福利課関係について御説明いたします。

財務福利課のインデックスのところ、451ページをお開きください。

令和5年度の当初予算といたしまして、総額100億7,439万7,000円をお願いいたしております。

その内訳は、1段下にあります一般会計が53億8,804万8,000円、その6段下にあります特別会計が46億8,634万9,000円であります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

453ページをお開きください。

一般会計についてであります。

ページの中ほど、(事項)維持管理費が23億766万2,000円であります。

これは、県立学校の施設改修や修繕等に要する経費であります。

次の454ページをお開きください。

一番上の6、県立学校老朽化対策事業に11億1,169万9,000円を計上いたしております。

これは、県立学校施設の老朽化対策として、建物の劣化を抑制するために外壁や屋根防水等の改修工事を行うものでございます。

ページ中ほど、(事項)教職員住宅費が6,805万4,000円あります。

これは、教職員住宅の維持修繕に要する経費及び建設資金の償還等に要する経費であります。

次の(事項)教職員福利厚生費が7,360万4,000円あります。

これは、教職員の定期健康診断やストレスチェック、各種研修、相談事業などの実施に要する経費であります。

次に、455ページをお願いします。

ページ中ほど、(事項)一般運営費(高等学校)が18億9,042万4,000円あります。

これは、高等学校などにおける光熱水費や警備等の各種業務委託及び教材教具の整備などの経費であります。

次の(事項)海洋高校実習船費が2億829万3,000円あります。

これは、宮崎海洋高校の航海実習等に係る実習船「進洋丸」の運用に要する経費であります。

次の456ページをお願いします。

上から3段目、(事項)一般運営費(特別支援学校)が3億8,626万1,000円あります。

これは、特別支援学校における光熱水費や警備等の各種業務委託及び教材教具の整備などの経費であります。

次の(事項)学校給食運営管理費が1億9,469

万3,000円であります。

これは、特別支援学校等の給食調理業務委託に要する経費や給食調理施設の整備に要する経費であります。

次の457ページをお願いします。

(事項) 文教施設災害復旧費が9,270万円であります。

これは、県立学校施設等の災害復旧に備えるための経費であります。

続きまして、特別会計についてであります。

458ページをお願いします。

県立学校実習事業特別会計であります。

(事項) 高等学校実習費が2億3,659万6,000円であります。

これは、農業系の高校7校における農業実習等に要する経費でありまして、生産実習に必要な備品や材料の購入等を行うものであります。

なお、財源の内訳は、生産物売払い収入などの財産収入や繰越金などであります。

次のページ、459ページをお願いします。

育英資金特別会計であります。

(事項) 育英事業費が44億4,975万3,000円あります。

これは、高校生や大学生等に対する育英資金の貸与やその後の返還業務を行うための経費であり、説明欄の1、育英資金貸与事業に4億6,541万9,000円を計上しております。

また、同じく説明欄の5、育英資金貸付準備金に38億9,208万円を計上しております。

これは、国交付の奨学資金の返還に備えて持ち越している準備金であります。準備金は、育英資金の貸付けについて、社会情勢の変化等により貸与希望者が想定を上回った場合などに備えるための経費でもあります。

なお、財源の内訳は、繰越金や返還金などの諸収入であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項につきまして御説明いたします。

資料はA4縦の貸与状況と書いた資料でございます。15ページをお願いいたします。

14番の育英資金特別会計について、収入未済額のさらなる縮減に向け、税務部門や他県の取組等を参考にしながら、償還への取組をより一層推進することの指摘要望事項に係る対応であります。

育英資金事業につきましては、これまで借り過ぎの防止として貸与金額選択の導入、返還に係る利便性向上のための口座振替収納の推進、コンビニエンスストア収納代行サービスの導入、それから口座振替不能など初期的な返還遅れに対する専任職員の配置及びSMSによる督促など、新たな未収金の発生防止に努めてきたところでございます。

また、滞納者に対しては返還催告を確実に先行いまして、応じない者に対しましては法的措置を実施するなど、一貫した債権管理を行っておるところでございます。

その結果、増加傾向にありました収入未収金が令和元年度には減少に転じ、それ以降、毎年度3,000万円程度縮減をしております。

今後は、御指摘にありました税務部門、それから他県の取組等を参考に、特に滞納した初期段階での電話等による督促・催告を行い、また滞納者によっては法的措置や弁護士事務所への徴収業務委託を行うなど、債権固定化の防止に努めてまいります。

また、令和5年度当初予算案に計上した育英資金システム構築事業により、システムに債権

管理機能を追加することとしておまして、債務者の状態を的確に把握することで早期の滞納整理を進めるなど、さらなる未収金の縮減に向けて償還への取組を一層推進してまいります。

○高橋高校教育課長 高校教育課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、高校教育課のインデックスのところ、461ページをお願いいたします。

高校教育課の当初予算は、一般会計で35億7,844万1,000円を計上しております。

主な内容について御説明いたします。

464ページをお開きください。

一番上の左側の(事項)学力向上推進費の2億9,733万4,000円であります。

まず、説明欄6の改善事業、翔け！未来の科学者育成事業は、宮崎県の小中高、大学が連携し、児童生徒に最先端の科学技術に触れる機会や科学実験・観察、課題研究等の発表の機会を設けることで、科学技術創造への興味・関心を高め、国内外及び郷土の科学技術分野のリーダーの育成を目指すものであります。

次に、同じく説明欄7の改善事業、みやざきキャリア教育充実事業であります。これは、県内児童生徒の自立した社会人・職業人の育成を目的とし、小中高校で行われるキャリア教育の体系的な実施、充実を図るとともに、地域や企業との連携をさらに進めていくものであります。

次に、同じページの中ほどより少し下の(事項)就職支援活動促進費の3,557万3,000円であります。

このうち、説明欄1の改善事業、宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業につきましては、常任

委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料を御覧ください。7ページでございます。

改善事業、宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業であります。

予算額は、資料右上にございますが、3,557万3,000円であります。

本事業の目的は、地元で活躍できる人材の育成と地元企業への就職促進及び定着支援を図ることです。

事業の概要ですが、県内就職の促進につきましては、これまでも関係部局や労働局などの関係機関、さらには地元企業の皆様とも連携して取り組み、県内就職率につきましても、7年連続で向上しております。

一方で、今後は、ウイズコロナが浸透し、県外企業からの求人も活発化することが予想され、これまで以上に県内企業の魅力や取組について、生徒自らが体験、実感できる機会を設けることや卒業生の早期離職を減らし、定着を支援するための取組が必要となります。

そこで、①では、地元企業とつながる取組といたしまして、就職支援エリアコーディネーターを7名配置し、新たにコーディネーター同士の情報共有の機会を増やすことや卒業生の就職した企業を実際に訪問しての定着支援など、さらなる企業と学校の連絡調整、生徒支援を行います。

次に、②地元企業を知る取組といたしまして、コロナ禍で減少していた、企業を知る機会について、改めまして全ての県立学校を対象としてインターンシップ、職業講話を進めてまいります。

また、③地元企業で成長する取組といたしま

して、専門学科の2年生を対象に、より専門的な学習を深めるデュアル教育の取組を実施いたします。

具体的には、各専門学科の代表生徒がコーディネーターの推薦する企業において、学校での座学を生かした、連続した2週間程度の実習を行い、実習後は、企業の方とともに、各学校において、他の生徒に向けた成果発表会を行うことで、企業の周知と専門性の高い人材の育成を図ってまいります。

成果指標といたしまして、学校基本調査における県内就職割合を令和7年度には65.2%とすることとしております。

続きまして、決算特別委員会の指摘事項に係る対応状況について御説明いたします。

決算特別委員会の対応状況の冊子の16ページをお願いいたします。

⑮県内高校生のインターンシップや企業見学について、普通科高校の生徒の参加機会を増やすとともに、コロナ禍などの状況下における開催方法を工夫するなど、参加者を増やすための必要な対策を講じることについてであります。

インターンシップや企業見学につきましては、高校と企業をつなぐ取組として、県の関係部局や労働局と連携して行うことで高校生の県内就職率は向上しており、その役割は大変重要であります。

コロナ禍におきまして、インターンシップは企業の高校訪問による講義や体験活動への変更、企業見学会はオンラインや動画配信での開催に変更するなど、企業と学校が工夫を凝らし、令和4年度は県立高校の37校中、職業学科の高校を中心に24校で実施しております。

また、普通科高校におきましては、授業時数

の確保が困難であることなどの理由から、保護者や同窓会による職業講話を実施し、勤労観や職業観、進路選択への積極性を醸成する取組を行っているところであります。

今後とも、これまで以上に関係機関や地元企業との連携強化を図りまして、先ほど説明いたしました、宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業の取組なども生かしまして、県内の全ての高校生のインターンシップ、企業見学等の促進に向け取り組んでまいります。

○佐々木義務教育課長 義務教育課関係の当初予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料、義務教育課のインデックスのところ、467ページを御覧ください。

義務教育課の当初予算額は、一般会計1億3,290万3,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

469ページを御覧ください。

まず、中ほどの(事項)学力向上推進費は2,612万6,000円であります。

このうち、説明欄1の改善事業、未来へつなげ、学びのバトン！みやぎきの授業改善推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)指導者養成費が9,386万1,000円であります。

こちらは、教職員の資質向上を図るため、各種研修などを実施するための経費でございます。

470ページをお開きください。

一番上の段の(事項)郷土教育推進事業費が249万7,000円であります。

こちらは、説明欄1の改善事業、小学校社会科副読本デジタルブック整備事業であります。

この事業は、県内の小学校4年生が本県の産業や自然等を学習するために使用しております小学校社会科副読本につきまして、全ての市町村のICT環境に対応した小学校社会科副読本のデジタルブックを整備するものであります。

それでは、常任委員会資料の8ページを御覧ください。

改善事業、未来へつなげ、学びのバトン！みやぎの授業改善推進事業について御説明いたします。

予算額は2,291万1,000円で、全額一般財源であります。

事業の目的は、教職員の授業力向上と学校の課題に応じた支援を充実し、児童生徒の学力向上を図ることです。

事業の概要の事業の仕組みにつきましては、業者委託による県独自の学習状況調査を実施し、大学等と連携して調査結果の分析を行います。その分析結果等を活用して、研修会で教職員に対して授業改善の方向性を周知したり、研究開発校において実践的な研究を行ったりすることにより、県全体の授業改善を推進してまいります。

(2) 事業内容の①みやぎ小中学校学習状況調査の実施と分析、②授業改善プログラムの実施につきましては、右側にあります四角囲みの図で御説明をいたします。

図の中では県調査と表記されておりますが、県独自の学習状況調査につきましては、これまでは小学校5年生、中学校2年生を対象に実施してまいりました。

本事業では、つまづきが多く見られ始める小学校4年生、中学校1年生を対象を変更して実施いたします。

そして、大学等と連携しながら、詳細に分析した結果を基に、各学校で小学校5年生、中学校2年生を担当する教職員に授業支援を行うなどして、教職員の授業改善を図ってまいります。

その成果を小学校6年生、中学校3年生を対象に行われております全国学力・学習状況調査で検証するとともに、その分析結果を基に、さらに授業改善を図ってまいります。

次に、事業内容の③子どもの学び研究開発校の指定についてですが、改善事業に係る取組と同時に、働き方改革の取組をさらに推進していくために、子どもの学び研究開発校を3年間で16校程度指定してまいります。各学校の実態やニーズを十分把握し、研究の支援を行い、その研究成果を県内に普及してまいります。

(3) 成果指標につきましては、国語・算数(数学)における授業の内容はよく分かると答えた児童生徒の割合としております。

事業の期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間です。

○横山特別支援教育課長 特別支援教育課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育課のインデックスのところ、471ページをお開きください。

一般会計で4億8,013万9,000円をお願いしております。

それでは、主なものを御説明いたします。

473ページをお開きください。

最初の(事項)特別支援教育振興費の1億5,659万円です。

このうち、その下の説明欄の4、特別支援学校医療的ケア実施事業に9,788万4,000円を計上しております。

これは、特別支援学校において常時医療的ケ

アを必要とする児童生徒に看護師を配置するものであります。

次に、説明欄の7、県立高等学校生活支援充実事業に4,162万9,000円を計上しております。

これは、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒に教室移動等の介助を行う生活支援員の配置等を行うものであります。

次に、説明欄の10、新規事業、学びを支える「通級による指導」充実事業に905万4,000円を計上しております。

これは、障がいのある児童生徒が通常の学級で学ぶことができるよう、障がいによる困難さの軽減や克服のための指導を行う通級による指導の充実を図るために指導方法の研究や教職員の特別支援教育に関する資質向上、校内支援体制の構築を行うものであります。

一番下の(事項)就学奨励費(特別支援学校)の1億7,663万3,000円であります。

これは、特別支援学校に通う幼児児童生徒の保護者等の経済的な負担軽減を図るために、就学に必要な経費を補助するものであります。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○函師委員 歳出予算説明資料の456ページの特別支援学校費の一般運営費なんですが、前年度と比較して1億3,000万円ほど増額となっておりますが、その内容を教えてください。

○加塩財務福利課長 高等学校費も一緒なんですけれども、昨年11月補正で、高等学校と特別支援学校と合わせて、2億2,000万円ぐらい電気代の補正をしていただきました。

この11月補正が10月から3月分の半年分でございます。今回の当初予算には、12か月分を

乗せておりますので、その分が一番増えた理由になっております。

○函師委員 はい、分かりました。

○田口委員 本会議場でもお聞きしたんですが、宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業について伺います。

7年連続で上昇しているというのはいいんですけども、全国的に見れば、まだ下から2番目で、今回は就職支援エリアコーディネーターを7名増やすということですかね。

○高橋高校教育課長 人数は、昨年度に1名増員の7名で、次年度は継続させていただき予定でございます。

○田口委員 このコーディネーターの方々は、実際どういう方たちなんですかね。

○高橋高校教育課長 会計年度職員として、一応単年度でお願いしているんですが、その条件といたしまして、企業等で人事、あるいは採用などの経験等が非常に豊富な方、さらに特に地域貢献の意識が高いということを条件にしておりまして、毎年面接等で選任しております。

○田口委員 ということは、先生のOBとか、企業のOBさん等が中心になっているんですか。

○高橋高校教育課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○田口委員 分かりました。

議場でも言いましたけれど、ワーストの熊本県は、TSMC(台湾積体回路製造)特需で一気に上がる可能性がありますから、かなり気張らんと、また何年か前のワーストという結果になってしまいますので、よろしく願いいたします。

財務福利課長にお聞きします。

育英資金特別会計の件で、増加傾向にあった

収入未収金が令和元年度には減少に転じ、以降、毎年度3,000万円程度縮減しているというのは、非常にいい状況にはあると思いますが、なかなか払えないということで、法的措置を実施した件数というのはどれぐらいあるのでしょうか。

○唐仁原育英資金室長 法的措置につきましては支払い督促という形で実施しております、令和4年度は11件、24名の方に督促状を発送しているところでございます。

○田口委員 これは、保証人もついているんですかね。

○唐仁原育英資金室長 借受人、連帯保証人含めて、関連する方には督促状を出しております。

○田口委員 24名の方が保証人まで督促状を出して、うち結局支払えなかった人はどれぐらいいらっしゃるんですか。

○唐仁原育英資金室長 申立て額は539万円ほどなんですけれど、そのうち回収したのは127万円となっております。支払い督促をすることによって、返還に対しての意識が高まり、自主的に返還をされる方も増えてくることが多いような状況でございますので、それなりの効果はあるものと思っております。

○田口委員 大学生では、1人あたり平均どれぐらいお借りしているものですか。

○唐仁原育英資金室長 県の育英資金は9割強が高校生を対象とした貸付けになっておりまして、大学生への貸付けは、ほぼ日本学生支援機構が貸し出しております。

○田口委員 これは高校生だけですか。

○唐仁原育英資金室長 11件、26名につきましては、高校生に対する貸付けのものでございます。大学生は、全体で占める割合が7%ぐらいしかありません。

○田口委員 分かりました。ちょっと確認ですが、高校生で借りているのは確か300人ぐらいだと聞きましたけれど、間違いはないですか。

○唐仁原育英資金室長 新規貸付けの方が300人ぐらいで、3年間継続してお貸しすることになります。

○田口委員 ランクがあるのかどうか分かりませんが、高校生の場合は、奨学金として3年間で80万円ぐらいになるんですかね。

○唐仁原育英資金室長 貸付けにつきましては、一般貸付け、僻地貸付けとありまして、上限額が異なりますが、委員がおっしゃるように、80万円ぐらいの貸付けになります。

○田口委員 はい、いいです。

○井本委員 育英資金は育英資金なんだけれど、世界的な流れとしては、大学まで無料というような国がたくさん出てきてるじゃないですか。この育英資金も、もちろん貸付けもあるんですけど、差上げますよという流れになっているんじゃないかと思うんですけど、そういう認識でいいですかね。

○唐仁原育英資金室長 今、国では高等教育のいわゆる給付型の支給制度が充実しておりますが、県の育英資金につきましては、財源の74億円ほどが国から受けた交付金でございまして、事業を終了した場合、県が国に返還することが条件になっております。貸与型でないと、後々返さないといけないとなったとき、県の負担が増えるということになります。

○井本委員 返さんでいいという質問ではなく、大きな流れとして、差上げますよという時代になつてくるんじゃないかと。教育委員会としても、国に対し貸与型の奨学金じゃなくて給付型にしなさいという要請を私はすべきじゃないか

と思うんですが、どうですか。

○唐仁原育英資金室長 今のところ、総合政策部で、ひなた創生のための返還支援事業とか県内定住を条件にした支援制度などもできております。そちらと協力していくことは可能と思っております。

○井本委員 私は、大きな流れとして、貸与型の奨学金は時代遅れだと、給付型に切り替えていくべきだという気がするんだけど、教育長、どうですか。

○黒木教育長 委員おっしゃるとおりで、大きな流れとしましては、今、高等教育まで含めて、給付型になってきておると思います。実際、貸与型に対応する方々につきましても、少し前のときから比べますと、随分減ってきたなと思っております。

ただ、年度途中で御家族等にお仕事上の不都合が生じたり、保護者の方に何らかのダメージがあったり、急遽どうしても必要になる生徒さんたちもおりますので、まず貸与から始めて、次年度また様子を見させていただくなど、いきなり給付というわけにはいかない場合もありますので、そういった柔軟な対応は、今後とも必要だと思っております。今後とも総合的に協議をさせていただこうと思っております。

○井本委員 それから、宮崎県内に就職し、県内で活躍するという考え方は、私は昔からおかしいおかしいと言っとるんだけど、逆に、宮崎県は、県外からの就職ナンバーワンの県となっていけばいいんじゃないかと。

どうも発想がちまちまとるなと思うし、違う発想を持ってほしい。外に出て行って、大きくなって帰ってきてもらったほうが、ずっと宮崎県のためにもなるし、日本のためにもなる

という気がするんだけどね。

坂本龍馬は、江戸で修行して戻ってきたから大物になったし、土佐藩にずっとおったら、あんなにならんかったでしょう。

人口が減っているもんだから、人口を維持しようというのがあって、宮崎県内で活躍みたいなことを言っているんだらうけれど、私は、目の前の小さなことにとらわれ過ぎていると思う。

どっかの県が県内就職ナンバーワンと言い出したものだから、ほかの県も言い出したけれども、私はこの発想はおかしいと思っているんですよ。しようがありませんが。

○河野委員長 答弁を求めませんね。

○井本委員 はい。

○日高委員 僕も県外に行っていた経験がありますので、県外に行くことは確かにすばらしい経験になったと思うんですけれども、宮崎にすばらしい企業があると頭に入れて県外に行くのと、それを全く知らずに県外に行くのとでも変わってくると思います。

7ページで、これもやっぱり重要だと思うんですけれども、エリアコーディネーターの7名は、どのような配置になっているのでしょうか。

○高橋高校教育課長 現在、基本的には各地区の工業高等学校を拠点にしながら、県内7つのエリアをコーディネートしていただいております。具体的に言いますと、延岡工業高等学校、日向工業高等学校、佐土原高等学校、宮崎工業高等学校、都城工業高等学校、小林秀峰高等学校、そして西都・児湯地区は工業高等学校はございませんので、妻高等学校となっています。

○日高委員 エリアということは、ほかの高校でもアドバイスをいただけるということによるんでしょうか。

○高橋高校教育課長 はい、おっしゃるとおりでございます。基本的に5校程度担当校がございます。いつもエリア内の担当校を巡回しつつ、地域の企業との情報交換、あるいは子供のマッチング等を細かくしていただいております。

○日高委員 大体の数字でいいんですけれども、この取組でどのぐらいの企業を子供たちが知ることができるんですよ、というのは分かりますでしょうか。

○高橋高校教育課長 延べ数になりますけれども、コロナ以前は、エリアコーディネーターが年間3,000件程度、企業を回り、様々な形で連携させていただいているところでございます。

○日高委員 3,000件、素晴らしいと思います。今、子供たちが一番家で見ているのというのは携帯だと思うんですね。そこで、SNSを使って、企業さんに説明の動画をつくっていただいたりすると、子供たちも見やすいし、幅が大きく広がるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう取組は考えていらっしゃらないでしょうか。

○高橋高校教育課長 コロナ禍では、企業がかなりネット環境を活用しながら企業紹介をさせていただいて、生徒のほうもまずはリモートで見るのが一般化しております。

また、県部局もネットワークの広報の番組をつくっております。高校生にその番組を見るようにという指導もしているところでございます。

○日高委員 高校生からすると、企業の偉い方は怖いとかいったイメージしかないと思うんですが、ツイッター上で、ある企業の部長が踊ったりしながら会社の紹介をするのがあったんで

すけれども、そういう発信をされたりすると身近に感じると思うんですね。

もちろん、企業努力だと思うんですけれども、そういう発信も、可能であればお願いします。

○高橋高校教育課長 先ほどのエリアコーディネーターの業務の中で、またエリアネットワーク会議等で、企業の皆様とそういうことを連携し、進めさせていただければと思います。

○田口委員 教職員住宅費6,805万円の件についてお聞きします。

教職員住宅は、県内に何世帯分あるんですか。

○加塩財務福利課長 入居可能戸数が267戸です。

○田口委員 私の家の近く——住所でいうと大武町か、栗野名町に、教職員住宅があるんですね。そこは人が全然入っていないから、その駐車場を借りたいという相談があったんですが、廃墟にする予定なのか、補修して使おうと思っ
ていらっしゃるのでしょうか。眠っているものいっぱいあるのかなと思って、お聞きしたところ
です。

○加塩財務福利課長 教職員住宅の今後の方針ですけれども、平成16年を最後に、新築はしておりません。といいますのも、過去は民間住宅がございましたが、現在は民間住宅も賃貸マンション等も多く建っており、教職員には住居手当が支給されますので、古くなった教職員住宅は処分する方向で動いているところであります。

○田口委員 ということは、いずれはゼロの方向に向かっていくということでもいいんですか。

○加塩財務福利課長 高千穂町や串間市は、民間の住宅がまだなかったりしますので、そういうところは大切にしながら、そのほかのところ

は廃止する方向で考えております。

○田口委員 それならば、さっき私が聞いた空いている教職員住宅は、いつまで入っていない状態でほったらかしておくんですか。今、予算がないから、ほったらかしているという状況ですか。

安全管理上の面を見ても、有効利用をさせてほしいと周りが言ってきている状況もあるんですが。

○加塩財務福利課長 教職員住宅の廃止につきましては、入居停止後、解体にも予算が要りますので、解体までの間は管理校で管理をしていただくこととなります。

田口委員がおっしゃった大武住宅については、用途廃止をする方向で決定をしております。

○田口委員 分かりました。

○徳重委員 義務教育課にお尋ねします。

教職員の授業力向上、あるいは生徒の学力向上も当然のこととして、少しでも生徒が学力を上げていただくために毎年努力をされていることはよく分かっております。

100%でないにしても、少なくとも80%ぐらいの子供たちが授業が分かってほしいなと思うんです。努力されている結果として、4年度に小学校では81.6%、中学校では74.7%が内容がよく分かるということですが、中学校の74.7%は低いのかなという気がするわけで、成績が上がらない原因を突き止められたことがあるのでしょうか。親御さんから、先生の言うことがよく分からんと言っているがという声が上がってくることはないでしょうか。

○佐々木義務教育課長 子供たちも一生懸命頑張っているんですけども、この成果指標につきましては、もう少し上げたいという気持ちが

ございます。

みやざき小中学校学習状況調査の結果等については、個票がありまして、子供たち一人一人にもその結果が行って、保護者にもその通知が行きます。

それを見ると、課題も一つ一つ出てきますので、教師は、保護者と子供と三者で面談をして、ここが難しいんだという話をしていきます。教師も、保護者からの声を聞いて、ここが分かっていないんですね、そこは授業を変えていかなければいけないということを感じながら進めているとは聞いております。

県全体の課題として、特に中学校では、思考力、判断力、表現力を問うような記述式の問題が非常に厳しい状況がありますので、今回も授業改善に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えているところです。

○徳重委員 中学校になると、将来の進路を決めるような状況の中で、親御さんはどこの高校にやったらいいかと非常に心配されると思うんですよ。ぜひ生徒が将来を見据えた方向や進路を決められるような努力をしていただきたいと思います。

ところで、小中学校となりますと、中山間地では少人数学級、中には複式のところも幾つかあるかと思いますが、生徒の理解度が深まるか、指導が徹底するのか、マンモス校の児童、生徒との学力の差についてはどうお考えでしょうか。

○佐々木義務教育課長 今、子供たちの数が減ってきて、学校も小規模化し、定数が減っております中、中山間地域の学校の教職員は一生懸命指導していただいております。また、子供たちが少ないので、切磋琢磨という面では、確かに

違いがあるかもしれませんが、逆に、きめ細かな指導、よさを生かしながらの指導もなされております。

椎葉村あたりではユニット学習と言っているそうですけれども、現在タブレットが整備されましたので、ネットワークを使いまして、複数の学校がつないで合同授業を行う取組もされておりますので、一概に少ないところが低いとかというような傾向は、今のところございません。

○田口委員 我々の時代は一クラスが最低50人、私のクラスは55人といった小中学校時代を過ごしたけれども、みんな共に学んで、共に頑張ってきたわけでありませう。

今はタブレットがあつて、全てが平等、公平にできる状況になっておりますので、少しでも生徒が納得できるような指導をお願いしたいと思つております。

○井本委員 これは、民間業者が分析したわけですよ。知的な部分だけの分析でしょうか。人間には、知、情、意というものがあり、世の中に出ていって頑張るとる人は、いわゆる根性がある人だと思ふだけけれども、そういう分析はしているのでしょうか。

○佐々木義務教育課長 この県独自の調査につきましては、いわゆる学習状況調査が中心なんですけれども、全国調査につきましては、質問紙調査もあり、子供たちの意欲や日頃の生活状況も一緒に問題の中に入つております。今回は、宮大など大学の専門の先生方に一緒に入つてもらつて、委員がおっしゃるような面からも分析ができればと思つております。

○井本委員 ということは、その人間性まで踏み込んだような分析もしているということですか。

○佐々木義務教育課長 はい。そういう意欲の面の質問紙も入つております。

○井本委員 分かりました。

○日高委員 先生もすばらしい授業をされていふと思ふんですけれども、先ほど言いました子供たちの授業の受け方というのが大事かなと思ふんです。

昨年、参観日に行つてきたんですが、タブレットで授業をしている中で、参観日なのにゲームをしている子がいます。それが1人、2人じゃないんです。先生がどんなすばらしい授業をしても、子供たちがそういう状況であれば、全然頭に入つてこないと思ふんですよね。

この授業を受けたらこんなふうになるんだよと子供たちの意識を高める、逆に先を見据えて、子供たちのやる気をつくる、というところもすごく大事なのかなと感じたところでした。

また、県の教育委員会に言うことじゃないかもしれないんですけど、本当に熱い先生がその熱さによつて、パワハラであつたりリスクになってしまうので、先生が引いているんですと現場の話を何度か聞いて、まずい状況だなとすごく感じているんです。

法律から変えないといけないのかもしれませんが、そういう熱い先生——しっかりと子供たちのことを思つてどんどん指導してくれる先生を大切にしていきたいなと感じているところでもあります。質問じゃないですけども。

○佐々木義務教育課長 子供たちの意欲とか、そういう学習を受ける態度とか、大事な部分であらうと思つております。

組織的に学習規律に関し取り組む内容として、県でも4+4というチェックポイントを設け、授業の大前提として取り入れながら、授業改善

を図っているところであります。

さっきおっしゃった熱意は、第一に必要なものだと思いますけれども、ここ数年で子供の状況も随分変わってきております。今、一人一人の子供に応じた指導というものが求められておりますので、子供の実態を捉えながら、うまく指導することが大事かと考えているところであります。

○図師委員 この授業改善推進事業を期待するところです。

小学校4年ぐらいから、学習障がいの子とか、多動児の子が顕著になってきて、クラスに3人でもおると、学級が成り立たないとか、全然先生が授業を進行ができないというのも聞いて、複数の先生を配置したり、その子に合った指導をされているとも聞くんです。

このお母さんとも話したことがあるんですけど、家では一生懸命しつけをされているんだけど、障がいの特性がゆえに習慣化できないと、これ以上どうしたらいいか分かりませんと泣きながら言われてですね。

いわゆる境界といいますか、障がい児としては微妙な位置にあるけれども、普通の子からすると、明らかに言動が違う子が、全国的な統計では1クラスに10%ぐらいいると出ていますので、インクルーシブな教育として4年生ぐらいからそういうものを道徳教育の中にも織り交ぜながら、生徒同士で理解ができるような環境をつくるのが先生の負担も減らすことになるのかなという気がしています。

子供たちがそういう特性の子がいることを理解していない。それが嫌だとエスカレートすると、今度はいじめとか、仲間外れに発展していく可能性も十分あるかと思えます。

だから、小学4年とか、中学1年の県の調査の中でも、そういうものも取り入れて対応されたらいいのではないかと思ったところですが、いかがでしょう。

○佐々木義務教育課長 3、4年生になると、だんだん個性が強くなっていきますので、障がいの特性が現れるのは確かではないかと思っております。

先ほどお話しした、特徴のある子供たちもおりますので、道徳も含めて各教科の日々の授業の中で、みんなで共に学んでいく姿勢というのは大事だというふうに思っております。

道徳推進のための事業も別にありまして、まさにそういうことを組織で取り組みましょうと管理職等に対する研修を設けているところであります。

県独自の調査の中でも、そういう状況が図られるような調査ができないか、また検討して進めてまいりたいと思います。

○図師委員 先ほど日高委員も言われましたが、情熱的な先生ほど、そういう環境が長期間続くと、鬱状態になられたりとかあります。

複数人の教員が1クラスに配置されるような環境を拡充されていくことでバランスを取られたり、こういう推進事業の中で、いろいろな分析されたりすると思えますけれども、今後の対策に期待をしております。

○横山特別支援教育課長 先ほど委員の質問の中に、発達障がいの子供たちの状況が出てまいりましたが、昨年、国が行った調査では、小中学校で8.8%の子供たちが、学習上、または行動面の何らかの課題があるという調査結果が出ております。

県といたしましても重く受け止めておりまし

て、発達障がいのある子供たちに対する支援について、本課でも事業を起こして、来年度取り組もうとしているところです。

特に、学習障がいですとか、自閉症スペクトラムとか、行動面に落ち着きのなさがあるADHDとか、こういった子供たちにつきましては、通常の学級で学ぶこととなっております。

ただ、通常の学級の中で、支援がないとうまくいかないという状況もありますので、まずは先生方にどういった支援が必要なのか、有効なのかを研修等で伝えていきたいと考えております。

また、支援の中で活用できるガイドブックのようなものも準備してお配りしたいと考えているところです。

また、通常の学級の中の支援だけではうまくいかないという子供たちが利用する通級による指導教室というものも充実してまいりたいと考えているところです。

○井本委員 発達障がいについて、杉山さんは、発達凸凹だという言い方をしていますよね。発達は人それぞれで成長が違うわけで、私も小さい頃は、恐らく発達障がいじゃないかというぐらいぼうっとしていた感じがするし、みんな発達障がい、完全な人間というのはどこにもありません。

だから、できるだけ個別教育がいいだろうと思うんです。ただ、社会性を持たせるために、ある程度の人数は必要で、その見極めは私も分からんけれど、20人ぐらいの学級で、先生がいて、できたら副担任もいて、よく見るぐらいが本当はいいんじゃないのかなと。

先生方の授業力向上が最初に来ないといけません。それから、今度の基本計画の中でも、

先生方が過労気味というか忙し過ぎるといふか、その辺を手当てすることはやっておりますけれど、先生方がノイローゼになるようじゃいけないです。

ある会社では、顧客ファーストと言わないで、従業員ファーストというんですよ。私は、学校制度の中では、一番、大切にしないといけないのは、先生じゃないかと常々思っているんです。そうすると、先生がやる気になる。先生がやる気になれば、結果としていい子供が育つ。

○横山特別支援教育課長 委員がおっしゃるように、発達障がいにつきましては、凸凹のある障がいと言われております。落ち込んでいる部分もあるんですが、非常に優れている部分もあるということで、その優れた部分をいかに生かしていくかという教育を考えることが必要と言われております。

そこが、先生方にはなかなか気づきにくい部分もありますので、先ほども申し上げましたが、困ったときにすぐ利用できるような短い研修を準備するとか、もしくは今も行っているんですが、専門性の高い教員が各学校を回って、先生方のそういった悩みに応える仕組みも、今後充実させてまいりたいと考えております。

○河野委員長 それでは、以上で、教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課及び特別支援教育課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時24分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

続きまして、第2班、教職員課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課及び人権同和教育課

の議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中別府教職員課長 教職員課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、475ページをお開きください。

令和5年度当初予算額は、一般会計882億606万円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。

477ページをお開きください。

最初の(事項)教職員人事費は、12億2,476万8,000円を計上しております。

説明欄1の(3)改善事業、みやざきで先生になろう！推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

説明欄2の学校会計年度任用職員の配置に要する経費として10億9,228万4,000円を計上しており、これは、会計年度任用職員の報酬や費用弁償等の経費であります。

478ページをお開きください。

一番上の(事項)退職手当費は、退職手当の支給に要する経費といたしまして、50億8,343万8,000円を計上しております。

次に、学校種ごとの職員費及び旅費についてであります。職員費は、教職員の給料や職員手当等、及び共済費であります。

まず、中ほどの(項)小学校費は、(事項)職員費に330億3,463万9,000円を、(事項)旅費に1億4,658万8,000円を計上しております。

次に、一番下の(項)中学校費は、(事項)職員費に217億8,204万8,000円を、次の479ページの最初の(事項)旅費に1億4,923万8,000円を計上しております。

次に、中ほどの(項)高等学校費は、(事項)職員費に181億464万9,000円を、(事項)旅費に1億8,402万1,000円を計上しております。

最後に、一番下の(項)特別支援学校費は、(事項)職員費に84億3,813万2,000円を、1枚めくっていただき、480ページにあります(事項)旅費に5,112万7,000円を計上しております。

続きまして、改善事業について説明いたします。

資料が変わりまして、常任委員会資料の9ページを御覧ください。

改善事業、「みやざきで先生になろう！」推進事業であります。

予算額は、338万9,000円をお願いしております。

事業の目的は、宮崎県で教師として働く魅力を発信することで、教員採用選考試験における倍率の維持向上を図るものです。

事業の概要につきましては、資料の左側、①計画的な資質能力の育成では、育成期前から段階的に資質能力を育成する3ステップ方式としております。

特に、新たな取組となるひなた教師ドリームカフェでは、県内の教職を目指す中学生・高校生に対して県内及び全国で活躍する教育関係者を招聘し、教師の魅力に関する講話等を行います。参加者の教職への興味・関心を高めるとともに、教職に必要な資質能力の育成を早期から図りたいと考えております。

次に、資料の右側上段、②教員募集説明会・ガイダンスの実施では、高校生向けのガイダンスに加え、これまで実施していなかった工学部や農学部、商学部、水産学部等の学生も対象に加えるなど、教員用養成系大学以外の学部への

働きかけにも力を入れていきたいと考えております。

資料の右側、下の段になります。③効果的な情報発信では、多様な情報ツールを用いてターゲットを焦点化した上で、宮崎県で先生になることの醍醐味を効果的に発信し、質の高い教育を実現する人材の確保を図りたいと考えております。

具体的には、「奇跡の教室」と題し、新聞を媒体として、現職教員の名物授業や魅力ある指導を紹介したり、広告代理店にSNS、広報全般を委託することで、教師の魅力の情報発信を効果的に展開していきたいと考えております。

事業の期間は、令和5年度から令和7年度であります。

○長尾生涯学習課長 生涯学習課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課インデックスのところ、481ページをお開きください。

一般会計予算で、7億514万1,000円を計上いたしております。

主なものについて御説明いたします。

483ページをお開きください。

ページ中ほど、(事項)成人青少年教育費に6,787万6,000円を計上いたしております。

このうち、説明欄の5、改善事業として読書の楽しさを広げる「読書県みやざき」総合推進事業に314万3,000円を計上いたしております。

これは、県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」の具現化を目指し、読書サポーターの研修やシンポジウムの開催等によりまして、総合的に読書活動を推進していくものであります。

続きまして、484ページをお開きください。

上から4段目の(事項)図書館費に1億2,721万4,000円を計上いたしております。

このうち、説明欄の3、県立図書館老朽化対策事業に*3,385万円を計上いたしております。

これは、県立図書館の受変電設備改修工事を行うものであります。

次に、下から2段目(事項)図書館サービス推進費に1億4,251万2,000円を計上いたしております。

主なものといたしましては、説明欄の2、図書館サービス費に9,546万7,000円を計上いたしております。

これは、主に館内サービス等に要するシステムのリース料やカウンタースタッフの人件費などであります。

また、同じ欄の8、新規事業として置県140年宮崎県史等デジタル化事業に145万4,000円を計上いたしております。

当事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、485ページを御覧ください。

上から4段目の(事項)美術館費に2億6,142万6,000円を計上いたしております。

このうち、説明欄の4、県立美術館老朽化対策事業に4,845万8,000円を計上いたしております。

これは、県立美術館の自動火災報知設備改修工事等を行うものであります。

続きまして、新規・改善事業を御説明いたします。

常任委員会資料の10ページを御覧ください。

生涯学習課、県立図書館の新規事業、置県140年宮崎県史等デジタル化事業であります。

※82ページに訂正発言あり

まず、事業の予算額であります、145万4,000円で、全額宮崎再生基金を活用いたします。

次に、事業の目的であります、宮崎県史等をデジタル化及び公開することにより、県民が歴史や文化に触れる機会を増やすとともに、郷土愛の醸成や主体的な文化活動の活性化を図るものであります。

次に、事業の概要であります。

(2)の事業内容から御説明いたします。

まず、①の宮崎県史デジタル化事業では、宮崎県史のデジタル化に取り組み、②の牧水遺墨デジタル化事業では、若山牧水の遺墨30点をデジタル化いたします。①②のどちらも図書館ホームページで公開をいたします。

③のWebコンテンツ作成事業につきましては、文化財等を実際に訪ねまして、専門家の解説を聞いた後に、デジタル化した地域資料や図書館の文献等を基に、ウィキペディアの記事を参加者同士が協力し合い作成する、いわゆるウィキペディアタウンと呼ばれるイベントを実施するものであります。

事業スキームにつきまして、(1)にお戻りください。

(2)の事業内容、①②のデジタル化事業のうち、執筆者の著作権許諾事務の手續等は図書館にて行いまして、デジタル化の作業については民間企業に委託して行います。

(3)の成果指標といたしましては、デジタル化した資料を図書館ホームページに公開することから、図書館ホームページのアクセス数を指標としまして、令和3年度の件数から約1万7,000件増の18万件を目標としております。

事業期間は、令和5年度から令和6年度までの2年間であります。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、487ページをお開きください。

スポーツ振興課の当初予算は、一般会計31億4,414万2,000円を計上しております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

489ページをお開きください。

上から5段目の(事項)学校体育指導費の1億1,382万9,000円であります。

このうち、説明欄4の新規事業、公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

続きまして、中ほどの(事項)社会体育指導費の1,228万7,000円であります。

このうち、説明欄6の新規事業、共生社会の実現に向けた地域スポーツ推進事業は、様々な立場・状況の人が共にスポーツを楽しむことができる環境を整備するため、地域のスポーツ指導者を対象とした研修会や障がいのあるなしにかかわらず楽しめるスポーツ教室等を実施するものであります。

490ページをお開きください。

一番上の(事項)スポーツ施設管理費の3億6,716万9,000円であります。

主なものは、説明欄1の施設管理運営費(指定管理者)であります、これは、県総合運動公園有料公園施設、現在の県体育館と延岡で整備中の新宮崎県体育館及び県ライフル射撃競技場の管理運営を指定管理者へ委託するために必要な経費でございます。

続きまして、その下の(事項)健康教育指導

費の1,671万2,000円であります。

このうち、説明欄5の新規事業、食から始める健康「元気なみやぎっ子」食育推進事業は、コロナ禍における健康づくりのために、企業や大学等と協働した学校における食育に関する取組への支援や家庭や地域なども対象とした食生活改善啓発イベントの開催を行うものであります。

続きまして、491ページをお開きください。

一番下の(事項)競技力向上推進事業の2億9,967万7,000円であります。

これは、説明欄1の選手強化、それから続きまして492ページをお開きください。

一番上、2、指導者養成、3の施設・設備整備など、宮崎国民スポーツ大会での天皇杯獲得を目指した各事業などに要する経費であります。

このうち、中ほどのやや上にあります(10)改善事業、社会人アスリート等確保事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

続きまして、新規・改善事業につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の11ページを御覧ください。

新規事業、公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備事業であります。

予算額は3,325万3,000円で、財源は記載のとおりであります。

事業の目的であります。部活動の段階的な地域移行と地域におけるスポーツ・文化環境の一体的な整備を行うことで、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進し、教育の質の向上を図ることを目的として実施するものであります。

事業の概要、(1)事業の仕組みにつきましては、記載のとおりであります。

(2)事業内容につきましては、3つの内容で構成をしております。

①地域移行体制の構築に対する支援としまして、ア)にありますように、検討委員会やコーディネーター等の研修会を開催することにより、県の方針等の策定や市町村のコーディネーターとなる人材の育成を図るとともに、先進地視察を通して、市町村に対し、情報提供等の支援に取り組むものであります。

また、イ)にありますように、市町村が開催します協議会や研修会等に係る経費の補助を行います。

②地域における新たなスポーツ環境の構築としましては、市町村立中学校の施設の整備や改修に係る経費を補助するものであります。

③部活動の地域移行等に向けた実証事業としましては、ア)にありますように、県にコーディネーターを配置し、実証事業を実施する市町村に対し、助言等の支援を行います。

また、イ)にありますように、市町村に委託し、市町村のコーディネーターの配置や運営団体等の整備充実等、具体的な取組を推進します。

(3)成果指標としましては、休日の部活動の地域移行に取り組む市町村の数を県内全26市町村としております。

事業期間は、記載のとおりであります。

県教育委員会といたしましては、都市部と中山間地域など、地域によって実態が異なることから、各市町村と連携を図りながら、本県の実情に合った地域移行に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、12ページを御覧ください。

改善事業、社会人アスリート等確保事業であります。

予算額は540万円で、財源は記載のとおりであります。

事業の目的であります。県内外の有望アスリート等の雇用を促進し、2027年の第81回国民スポーツ大会におきまして天皇杯獲得を目指すとともに、大会後も安定した競技力の確保を図るものであります。

事業の概要であります。①事業の仕組みにつきましては、記載のとおりであります。

②事業内容であります。①成年選手確保体制の強化では、専門職員を配置し、有望アスリート等を確保するための大学等訪問や県内企業等への雇用に関する協力依頼を行うものであります。

②無料職業紹介所の運営では、県内の企業等に幅広く事業の周知を図るために産業経済団体等への事業説明を行います。

また、県内で就職を希望する有望アスリート等と競技継続をサポートする県内企業等との雇用マッチングを行うものであります。

③アスリート等応援企業等支援事業では、新規にアスリート等を雇用していただいた企業等に対し、雇用環境に係る必要な経費等の支援などを行うものであります。

③成果指標としましては、令和7年度までの社会人アスリートの確保数を示しております。

事業の期間は、記載のとおりであります。

○長友文化財課長 文化財課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、495ページをお開きください。

令和5年度の当初予算額といたしまして、一般会計に7億2,749万8,000円を計上しております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

497ページをお開きください。

上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費の7,121万4,000円であります。

主なものとしましては、説明欄9の新規事業、神楽でつなぐ次世代育成事業であります。後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

続きまして、498ページをお開きください。

一番上の(事項)埋蔵文化財保護対策費の1億157万2,000円であります。

主なものとしましては、説明欄3の埋蔵文化財発掘調査に8,732万1,000円を計上しております。

この事業は、国土交通省等から委託を受け、発掘調査や報告書の作成を行うものであります。

続きまして、その下の(事項)埋蔵文化財センター費の1億567万6,000円であります。

主なものとしましては、説明欄4の近代宮崎の出発点、西南戦争関連遺跡調査・活用事業に300万3,000円を計上しております。

これは、西南戦争関連遺跡の保存と活用を図るため、国の史跡指定に向けた確認調査や遺跡の現況確認、測量などを行うものであります。

また、地元住民や学校向けの現地説明会、講座などの普及活動を行ってまいります。

次に、説明欄6の埋蔵文化財センター老朽化対策事業に6,578万6,000円を計上しております。

これは、埋蔵文化財センター分館の外壁改修と屋根防水工事を行うものであります。

次に、一番下の(事項)博物館費の2億3,677

万2,000円であります。

次の499ページを御覧ください。

主なものとしましては、説明欄4の総合博物館老朽化対策事業に7,659万9,000円を計上しております。

これは、総合博物館の屋根防水工事を行うものであります。

次に、その下の(事項)博物館教育普及費の2,320万円であります。

主なものとしましては、説明欄1の特別展費に2,228万2,000円を計上しており、総合博物館において、年3回の特別展を開催するものであります。

次に、下から2番目の(事項)考古博物館教育普及費の1,664万4,000円であります。

主なものとしましては、説明欄1の特別展費に1,058万4,000円を計上しており、西都原考古博物館において、年2回の特別展を開催するものであります。

続きまして、新規事業について御説明いたします。

常任委員会資料の13ページを御覧ください。

新規事業、神楽でつなぐ次世代育成事業であります。

予算額は757万4,000円で、財源は全額一般財源であります。

まず、事業の目的ですが、神楽のユネスコ無形文化遺産登録による世界的評価の獲得を目指し、県民の民俗芸能への興味を喚起することで、次世代神楽保存会員の増加と育成を図り、ひいては中山間地域の活性化に寄与することです。

次に、事業の概要ですが、(1)の事業の仕組みは御覧のとおりです。

(2)の事業の内容につきましては、①から③の3つの事業を計画しております。

①の神楽交流支援事業ですが、全国及び県内神楽組織の活動を推進し、神楽のユネスコ登録活動を強化してまいります。

また、有識者の講演会や神楽を中心とした民俗芸能の公演を行います。

特に、ユネスコ登録に向けては、昨年10月に設立した全国組織の加入率向上が不可欠ですので、未加入の神楽には現地に赴いての説明や説得を今後も継続してまいります。

あわせて、②の神楽情報発信事業において、全国及び県内組織の活動内容や神楽公演の動画等を含め、本県の進める神楽のユネスコ登録に向けた情報をホームページや広報誌により県内外にPRしてまいります。

そして県内におきましては、③の神楽継承者育成支援事業により、若手の保存会員を対象としたリーダー研修会を開催し、講話や情報交換等により会員同士の連携強化を図ります。

また、小中学生等による子ども神楽大会の開催などにより、次世代の神楽の担い手となる保存会員の増加と育成につなげてまいります。

次に、本事業の成果指標としまして、2つ上げております。

1つは、神楽の全国組織の加入率を100%にすることを目指します。

指標のもう一つは、県内国指定神楽保存会員の40代以下の割合で、令和元年度に47%という結果がありますが、令和7年度に60%以上となるよう目指します。

事業期間は、令和5年度から7年度の3か年です。

○北林人権同和教育課長 人権同和教育課の当

初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育課のインデックスのところ、501ページをお開きください。

予算額は、一般会計1億3,577万8,000円をお願いしております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

503ページをお開きください。

ページ上段の最初の(事項)人権教育総合企画費に943万6,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄1の(1)人権啓発資料作成事業は、児童生徒が学校や家庭において、人権尊重の大切さについて学ぶための資料を作成するものであります。

次の(2)新規事業、みやぎきの「子どものいのちと人権」を守る推進事業は、学校におけるいのちを大切にする教育と人権教育の充実を図るものであります。

具体的には、子供たちにSOSの出し方を教えるとともに、教職員が子供のSOSを受け止め、適切な支援につなげるための資質向上を図ったり、現在起きております人権課題に対する実践的研究を推進したりするものであります。

このいのちの教育と人権教育を一体的に捉え、「子どものいのちと人権」を守る事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ページ一番下の(事項)生徒健全育成費に1億1,523万8,000円を計上しております。

504ページをお開きください。

主なものとしましては、説明欄の5、みやぎきの子どもを守る総合支援事業であります。

この事業は、いじめや不登校等に加え、スマートフォン等の所持率の増加に伴うネットトラブルなど、学校での様々な生徒指導上の課題に

対応するために、SNSによる相談事業を新たにスタートさせるなど、教育相談体制を充実させるとともに、いじめの未然防止や不登校児童生徒の対応の充実を図ります。

この(4)改善事業、いじめ・不登校等対策事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、ページ中ほど(事項)学校安全推進費に933万3,000円を計上しております。

その主なものとしましては、説明欄の4、学校と地域がつながる安全教育推進事業であります。学校安全教育推進のためのモデル地域を指定し、防災教育などに関する実践的な研究及び普及を地域、関係機関、専門家等と連携を図りながら実践いたします。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

改善事業、いじめ・不登校等対策事業について御説明いたします。

初めに、事業の予算額につきましては2,882万7,000円で、財源は、国庫支出金、一般財源を予定しております。

次に、事業の目的です。

本事業につきましては、本年度、みやぎきの子どもを守る総合支援事業に取り組んでおりますが、今後も生徒指導上の課題に、より一層対応するため、事業の一部について改善を図り、総合的な生徒指導体制をさらに充実させることで、子供たちの心身の健全な成長を促すとともに、かけがえのない命を守ることを目指します。

次に、事業の概要です。

(1)事業の仕組みにつきましては、県が主体となり、学校や市町村教育委員会と連携しながら、体制構築のために4つの内容に取り組めます。

その事業内容につきましては、(2)のとおりですが、本年度の事業から大きく内容を変更する2点について御説明いたします。

まず、1点目は、①の教育相談窓口の運用です。

現在、電話相談窓口として、当課が業務委託しております24時間子供SOSダイヤルと教育研修センターにふれあいコール、この2か所を対応時間を分けて設置しておりましたが、これを24時間子供SOSダイヤルに一元化し、24時間体制の電話相談窓口へと整備し直します。

この電話相談に加えて、新たにSNS(LINE)を活用した相談窓口を開設します。このことにより、相談方法として選択肢を広げ、いつでも相談できる体制を整備したいと考えております。

続いて、変更内容の2点目です。

これまでの事業になかった、③の不登校の未然防止及び多様な学びの場の整備に向けた取組を新たに加えたところです。

これまで学校が行っていましたが不登校の未然防止の取組は継続しながらも、不登校である子供たちを支援するために、新たに多様な学びの場の整備に向けた取組を進めます。

具体的には、フリースクールなどの民間施設との連携推進のための協議会の設置や不登校特例校の設置に向けた市町村との協議を進めてまいります。

成果指標につきましては、御覧の2点の割合の上昇を定めまして、事業の効果を分析してまいります。

事業期間は、令和5年度から7年度までとしております。

○長友文化財課長 常任委員会資料の15ページ

を御覧ください。

議案第34号「宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由でございますが、博物館法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容を御覧ください。

まず、(1)宮崎県総合博物館条例、(2)県立美術館条例のA、(3)県立西都原考古博物館条例がそれぞれ同様の改正であります。

内容につきましては、資料の16ページを御覧ください。

今回の法改正によりまして、4の参考にありますとおり、博物館設置の根拠となっておりました博物館法第18条の条文が削除されましたので、その規定を削り、下の(新)にあります改正博物館法の「第2条第1項」の規定を加え、同法に規定する博物館として定義するものであります。

15ページにお戻りください。

次に、(2)の県立美術館条例のイと(4)宮崎県博物館協議会条例については、今回の法改正によりまして、条文がずれましたことから、博物館法「第20条」を「第23条第1項」に改めるものであります。

3の施行期日でございますが、令和5年4月1日であります。

○長尾生涯学習課長 先ほど私の説明の中で数字を誤って申し上げましたので、訂正をさせていただきます。

歳出予算説明資料の484ページをお願いいたします。

上から4段目の(事項)図書館費の説明欄の3、県立図書館老朽化対策事業ですけれど

も、3,885万を計上してありますが、誤って「3,385万」と申し上げました。正しくは記載のとおり「3,885万」でございます。

○河野委員長 では、質疑は午後1時10分からよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、午後1時10分に再開いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

正午休憩

午後1時10分再開

○河野委員長 では、再開します。

議案について質疑はありませんか。

○函師委員 新規事業で、公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境ということと併せて伺いたいんですが、この地域移行に向けた受皿となる総合型地域スポーツクラブの予算もついておるところで、このコロナ禍において総合型の地域スポーツクラブの全体的なクラブ数、活動内容、会員数の状況等、分かれば教えてください。

○押川スポーツ振興課長 総合型地域スポーツクラブにつきましては、現在、県内で32クラブが活動しております。

それぞれのクラブの個別の会員数については、まだ状況を把握しておりませんが、コロナ禍にあって、教室等がなかなか運営できなかつたため、会員が離れていってしまっているということをお伺いしております。最近になって、少しずつ活動もコロナ前に近づきつつあると伺っているところであります。

○函師委員 私も地元の総合型地域スポーツクラブの理事長をしておったり、隣のクラブとの

連携事業を企画したりしながら、少しずつコロナ前の活動に近づけていきたいんですが、会員が離れる、会員が減ることによって、運営が困難になっております。

卵が先か鶏が先かになるんですが、運営費を捻出するには、会員を増やさなきゃいけない。会員を増やすにはクラブ活動なり、イベントなりを立ち上げなければいけないというジレンマの中にいます。

私はライオンズクラブにも入っているんですが、隣の高鍋の総合型地域スポーツクラブから運営費がないから補助金を出してくれんかという相談もライオンズクラブで受けていたり、この総合型スポーツクラブの活動が非常に困難な状況にあるし、今後、会員増強を図るにしても、その再スタートの事業費の捻出に苦労しているところがあります。

総合型地域スポーツクラブが部活動の地域移行の受皿になるとしたら、人件費とか、運営費の予算もついてこようかと思いますが、来年度とかすぐでなくても、地域移行が総合型スポーツクラブの再活性につながるようなビジョンを持たれておるのでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 総合型地域スポーツクラブは、多世代・多種目で活動するという理念に基づき、地域で活動を行っていただいておりますけれども、スポーツ指導者とか、地域のスポーツのニーズや状況を一番知っているのがこの総合型地域スポーツクラブであります。

ただ、お金を払ってスポーツをするということに抵抗がある住民の皆さんが多いということ、また健康とか体づくりとか、行政サービスが無料で受けられるという状況もあって、総合型地域スポーツクラブの会員がなかなか増えていな

い現状がございます。

ですから、市町村に対しまして、総合型地域スポーツクラブが地域のクラブであり、地域の健康づくり、まちづくりやまちの活性化にも役立つ組織であること、それぞれの市町村が行う各種事業を、ぜひ総合型地域スポーツクラブにお願いできないかということをお伝えしているところです。

また、中学校の休日の部活動の地域移行に関しまして、市町村への説明会や総合型地域スポーツクラブの協議会で説明をさせていただきながら周知を図り、何がお互いできるか共通理解を図りつつ今後進めたいと考えているところでもあります。

○**図師委員** 県のコーディネーターとか、市町村にもコーディネーターが配置されるので、そのコーディネーターの方々にそのようなビジョンを持っていただくよう御指導いただければと思います。

○**井本委員** 県立図書館老朽化対策事業の図書館運営に関する経費というのは、どういうところを直したりするのか。

○**小川県立図書館長** 変電設備関係の改修工事が予定されておりました、来年度は無停電電源装置の改修を行う予定となっております。例えば非常用のライト、誘導灯を点灯させるバッテリー設備とか、最低限の電気関係を維持するためのバッテリー、無停電電源装置を維持する工事となっております。

○**井本委員** このぐらいかかるんでしょうね。私もよく県立図書館に行くんですけど、もうちょっと使いやすくしてほしいなど。理想を言えば、都城市の図書館がいい。あんな図書館にならないかと、そんな構想はないでしょうか。

新聞などを読んでいる角のところだけでも、ガラス張りとかにして、話をしてもいいようにしたら、大分違うんじゃないかという気がするんですけど。

○**小川県立図書館長** 今の図書館は第4代目の箱物となっております。35年近く経過しております、建物の外見は非常に立派に見えるんですが、内部の施設等は35年経っておりますので、あちこち老朽化してきております。

また、都城市の図書館は新しいですので、建てたときの哲学といたしますか、思想がちょっと違うところはございます。

ただ、県立図書館と市町村図書館の役割分担があり、何年後かになるか分かりませんが、新たな箱物を整備するようなどときには、新たな役割分担、思想になって改修や建て直しを行うことになると思われま。

○**井本委員** なるほど。確かに役割分担ということはあでしょうね。

都城市の図書館は、まちの真ん中であって、結構にぎわっているし、じっと黙ってるんじゃないかと、食事するところもあるから、結構人気があって、行きたがるというか。

だから、県立図書館が資料を保管するとか、全体的にまとめる役目があって、役目が違うのかもしれないけれど、できたら町なかに、ああいふ図書館があったらいいがなという気がしたもんですから。分かりました。役目が違うということですか。

○**小川県立図書館長** 蔵書の分野ごとの所蔵数も違いまして、例えば、県立図書館は専門書を中心にしており、市の図書館と比べると文学作品の割合が少なくなっております。

ですから、県立図書館は、図書館の図書館

——図書館を支えるような役割を柱としまして、専門的な分野や郷土資料の収集も担っています。

ただ、委員のおっしゃるとおり、周りの住民の方にとりましては、「近くの図書館」としてのニーズはあるというふうに思っています。

また、ベストセラー作品が市の図書館にあるのに、県立図書館にないとか、雑誌の数が少ないとか、御要望もいただいておりますけれども、県立図書館と市町村図書館との役割分担をなるべく御理解いただくようお願いしているところでございます。

○井本委員 分かりました。

○田口委員 競技力の向上推進に要する経費に関連してお聞きしますが、先日、延岡星雲高等学校に行ってみりました。アーチェリーの施設を見せていただきまして、できてすぐに九州1位とか成果が出たというのを伺い、指導者としてもしっかりと先生をあてがわれているんだと思いました。

その後、相撲場ができて、加藤先生というがっしりした先生がいらっちゃって、高校から始めても強くなりました、団体では全国5位まで入ったという話でしたが、県外の高校出身でした。要するに、相撲強化のために宮崎県に来たんじゃないかと思うんですが、競技力向上のための先生というのは、既に何人かいらっしゃるんでしょうか。

○岩切競技力向上推進室長 延岡星雲高等学校の加藤教諭ですが、出身は愛知県です。相撲をするために、岐阜の高校に進学いたしまして、その後、東京の大学に行って、本県には特別教員採用枠という形で赴任してもらっております。

同じく延岡星雲高等学校のアーチェリーの近藤先生という方も愛知県出身で、長崎の大学を

出られまして、本制度を使いまして、本県に来てもらっております。

そのほか、ホッケー競技であります。特に、競技人口が少ない競技は、本県出身で大学に行つてという方が非常に少ないですので、そういう普及が進んでいない競技に関しましては、多くの先生方が他県から本県に来てもらっております。

○田口委員 スポーツ競技に関連して、そういう形で国体に向けて先生を採用したというのは分かりました。アーチェリーでは既に非常にいい結果が出たというふうに聞いていますが、相撲はまだ部員がいないと今日の宮崎日日新聞に出ていましたけれども、部員もちゃんと確保して、今度は相撲でも結果が残るようになればと思っております。

みやざきで先生になろう！推進事業の中で、いろんな事業の概要が載っており、それぞれの対象は県内の教職を目指す中学生、高校生、県内外の大学1、2年生、県内外の大学3、4年、大学院生、講師、社会人となっていますが、今でもお付き合いしている先生の中には、県外で先生をしていたけれども、宮崎に帰ってきましたという方がちょこちょこいらっしゃいます。

競技力の向上に関し県外からいろんな形で先生に来ていただいているという意味では、よその教育委員会に怒られるかもしれませんが、井本委員が言うように、土佐しか知らない龍馬じゃなくて、江戸を知っている龍馬のように、県外で教員をしている先生方を宮崎に戻すような、そういう活動もやっているんでしょうか。

○中別府教職員課長 県外にいらっしゃる現職の教員の方とか元教員の方とか、そういう方々

に対し本県の教員採用の情報が届くよう、ターゲットを絞って、広告代理店等のお力をお借りして、SNS、特にユーチューブ、フェイスブック、また様々なインターネット上でのソフトを十分に活用しまして、具体的には、そういう方々に広告を打ち、その方々が興味を持ったところで本県の教員採用のホームページに来てもらうというような形で、本県出身の県外の先生方等に情報がしっかり届くような取組を今までもしておりますし、今度改善事業でもさらにブラッシュアップしてやっていきたいと考えております。

○**田口委員** 例えば、県外の公立の学校で先生をしていた場合も、宮崎県で採用という場合には、教員採用試験と同じ条件で採用試験を受けるといことになるんですか。

○**中別府教職員課長** 例えば、他県で現職の方につきましては、特別選考という形で、基本的には2次試験で受けてもらうということになっております。

○**田口委員** 分かりました。特別選考というのがあるんですね。家庭を持って、まだお子さんが小さければ、まだ動きやすいでしょうが、家庭を持ったり、子供がある程度大きくなると、本人は帰りたいと思っても、家族が反対とかいうこともあるでしょうから、そういう情報を早めにしっかりと発信して、帰りたい人には、ぜひ宮崎に帰ってきてもらい、受け入れていただけたらと思います。

○**中別府教職員課長** ありがとうございます。

○**日高委員** 関連ですけれども、みやざきで先生になろう！推進事業の事業概要の一番上なんですけれども、ひなた教師ドリームカフェ、本当にいいネーミングだなと思うんですけれども、

年に2回とありますが、どういう形でやられるのでしょうか。

○**中別府教職員課長** 教員を目指すそうとするのはどの年代が一番多いのかということで、文科省の委託事業で浜銀という研究所がアンケートを実施しております。

その結果を見ますと、小学生のときは3割程度、中学生も3割程度というふうに、小中学生が非常に多いという結果が出ております。

そこで、今回中学生を主にターゲットに、この事業を展開しているということになります。具体的には、年に2回、半日程度、KITENビルに、宮崎県内の中学生が通いやすいような場所をお借りします。講師等につきましては、テレビ、書籍、雑誌等で有名で、なおかつ中学生にも教員の魅力を伝えられるような方をお願いしまして、講演会や討論会というような内容で企画をしているところになります。

○**日高委員** 大変重要なことだと思います。

募集をかけて、希望する生徒が来られるという形でしょうか。

○**中別府教職員課長** 中学生、高校生に対して広く募集をかけまして、ネットであつたり、直接来てもらったり、そういう形で対応したいと考えております。

○**日高委員** ぜひこれ続けていただきたいなと思います。もう一つ、3段目のひなた教師塾なんですけれども、教員の育成指標に基づく資質・能力に関する内容ということでございます。特に実践的指導力と、先生になる方には大変重要な部分だと思うんですけれども、こういった方々が指導されるのでしょうか。

○**中別府教職員課長** ひなた教師塾は、現在も行っており、年8回、研修センター等を使いま

して実施しております。具体的な中身としましては、講話であったり、講義形式、演習形式のものを体験してもらったり、実際に授業づくりをしてもらうなど、より実践に即したようなプログラムを年間通じてやっております。

講師は、大学の方であったり、県教育委員会の職員であったり、現場の先生方にもお願いをして、プログラムを構成しております。

○日高委員 今議会で、外山議員からもありましたけれども、尊敬されるような先生をつくらせていただきたいと、もちろんそういう先生はたくさんいらっしゃると思うんですけれども、ぜひそういう取組をやっていただきたいと思いません。

あと、教員だけじゃないと思うんですけれど、新しく先生になられた1年目の先生がなかなか続かないという情報も聞いたことがあるんです。こういうガイダンスの中で、いいところを伝えるのは大事ですけど、実はハードな面もちょっとあるんですよという話も加えていただくと、心構えができて教員になれるのかなと思いますので、そういう部分もしっかり伝えていただけたらなと思います。

○中別府教職員課長 御意見ありがとうございます。一番大切なところだと思っております。特に、1年目の先生方は、なかなか続かないという状況もありますので、この採用前の段階で様々な情報を適切に与えながら、心構えもしっかり持って教員になってもらいたいと、そういう手だてを今後もしっかり取っていきたいと思います。

○徳重委員 文化財課にお尋ねします。

この埋蔵文化財の緊急調査というのはどういうことを指しておられるんですか。

○長友文化財課長 緊急調査は、開発事業に伴って、遺跡発掘調査が必要かどうかなどの試掘、確認調査ということになります。

○徳重委員 試掘調査は、道路開発とか、工場用地の開発とかで行うことは分かるんですが、令和5年度は、令和4年度と比較すると倍以上の予算が予定されているようですが、どういう場所を予定されているのか教えてください。

○長友文化財課長 令和4年度は、五ヶ瀬高千穂道路の整備事業に係る五ヶ瀬町の樋口遺跡の1件であったものに対しまして、令和5年度は、五ヶ瀬川・大瀬川の適正分派事業で延岡市の田宮遺跡、国道218号線の五ヶ瀬高千穂道路の整備事業で五ヶ瀬町の樋口遺跡、そして美々津港の南、灯台の改修工事で日向市の権現崎遺跡の3件の発掘を予定しておりますので、予算がその分多くなっているということでございます。

○徳重委員 分かりました。

ところで、市町村の事業として、工業団地を造るとか、少し規模の大きな発掘調査をする場合は、県は何もタッチしないんですかね。

○長友文化財課長 *市町村の発掘調査に関しましては、国の補助がございます。それに随伴しまして、県のほうも補助金を出しているという状況になります。

○徳重委員 最後に、現在、東九州自動車道の清武一日南間がもうすぐ開通しますけれども、工事をやっているんじゃないかなと思いますが、県とは直接関係ないんですかね。

○長友文化財課長 東九州自動車道に関しましては、日南一志布志はまだ開通しておりません。そちらの発掘調査に関しましては、調整中といえますか、まだめどが立っていない状況にあります。

※97ページに訂正発言あり

ます。

○徳重委員 はい、分かりました。

○河野委員長 いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上で、教職員課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課及び人権同和教育課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時40分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

課ごとの説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

教育委員会の議案全般につきまして、質疑はございませんか。

○図師委員 我がまちにも神楽があり、平均年齢が80歳ぐらいで、存続の危機になっています。この神楽でつなぐ次世代育成事業に大いに期待しているところですが、それだけで担い手を増やすのは難しい。

というのも、地元でも神楽をしたい人を募集していない。以前から働きかけはしていただいていると思うんですが、都市部で募集をして、ピンポイントなマッチングをする。

そして、神楽だけでは生計は成り立ちませんので、就労、居住地——空き家のあっせんとか——トータル的な支援があって、初めて育成事業につながると思うので、部局連携でそういうような取組をしていかれたほうがより効果的だと思うんですが、いかがでしょう。

○長友文化財課長 委員がおっしゃるとおり、特に未指定とか、国指定でもなかなか担い手がない中、未指定の小さな集落だと、集落を維

持するのも難しいというところがあると聞いております。

神楽の担い手だけではなく、地域の方が神楽にいろいろ関わっておられますので、神楽だけということではなく、全体的な見通しを持った取組を進めていきたいと思っており、総合政策部で、企業の神楽サポーター制度といったものもありますので、連携を図りながら、その辺りの盛り上げ等も研究してまいりたいと考えております。

○図師委員 高鍋神楽も国からも調査が来て、注目をしていただいているのはありがたいことです。6つの神社が一緒に高鍋神楽を守るのを六社連合といい、舞い手を募集したり、子供を育成したりしています。今ある神楽を全部守ることは、私は不可能だと思うんですね。同じ流れをくむ神楽は、ある程度一つのところに集約させていく、集約化というのも一つ視野に入れられていいのかなと思います。

別の質問になりますが、フリースクールとか不登校の件でお伺いしたいんですが、この事業に関して、ようやく国も予算化を始めて、県も連動してきていただいたのはありがたいところだと思います。

資料によりますと、今後、フリースクールなどの民間施設と連携して協議会などを始められるということ、不登校特例校の設置も協議が始まるということで、大分前進してきたなという感があります。

ただ、このフリースクール、特例校であればなおのことなんですが、ある程度の財政力がある、人口規模がある市に関しては、単独で設立が可能のところもあろうかと思うんですが、町村にしますと、生徒児童も少ない中、対象児

童が少ない、財政規模も小さい、専門職を雇うにはちょっとハードルが高過ぎるということで、フリースクールなり、特例校に単独で手を挙げるところは少ないかと思うんです。

一部事務組合とか、市郡連携とか市町村の枠を超えた形で、フリースクールとか、特に特例校の設置に関しては、方向性を出されていくといいんだろうなと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○北林人権同和教育課長 フリースクールについては民間の施設ですので、それらの施設が結びついて、連携し合いながら対応ができないかという話も、この間意見交換会を開いて、県内から15のフリースクールが集まって協議をしたんです。

最初の自己紹介で、どこのフリースクールも、横のつながりができることが非常にありがたいと。どういう教育をしているのか、それから、施設をまたがってうちに来たいと言っている子がいるけれど、そっちを紹介したいとか、そういうような話も出ておりました。

フリースクールについては、フリースクールの方々に何かしら協議会をつくられて、そこに代表を置いていただけると、私どもとも連携がより密接になるのかなという気がして、フリースクールの方との雑談ですけども、そういう話もしたところでした。

もう一つ、特例校は学校ですので、もちろん財政規模もありますけれど、学校をつくるということであれば、つくことはできると思います。夜間中学校と同様に、市町村をまたいで通うということが当然あり得ます。

今協議を少しずつ進めているんですけど、不登校特例校を市で囲わずに、周りにもという

話も出ています。そこは、まだ研究をしていく必要があるんですけど、他県でつくられている不登校特例校などもそういうふうにしておりますし、離れたところの子供がそこに行きたいといえば、今ICTがありますので、ICT等を使ってということも可能になりますので、今後、そういうような形で不登校特例校をつくっていけないかなというふうに考えています。

○図師委員 頑張ってください。

○井本委員 国体が近く開かれるんでありがたいんですけど、そのために、スポーツの強化選手の育成とか今いろいろ準備されているようですが、スポーツランドというのは商工観光労働部中心でやっているわけですか、商工観光労働部との連携というのはやっているんですか。

○押川スポーツ振興課長 県民のスポーツ活動につきましてはスポーツ振興課で、キャンプ誘致、合宿誘致、そういったところはスポーツランド推進室が担い、連携しながら、県内の施設をうまく効率的に活用していくというところで、現在、進んでいるところです。

特に、合宿とか、大会を誘致するためには、宿泊、交通、総合的な対策が必要になってきますので、そういった意味からも商工観光労働部が中心になっていただいているという状況になります。

○井本委員 分かりました。スポーツランドというのは設備やらはいいいんだけど、国体というのはいいチャンスだから、この際、スポーツのほうにも力を入れていただいて、スポーツランドみやざき、さすがいい選手もおるわというような、そんなふうにしていただきたいと思いますね。

それから、もう一つですが、私も76歳になっ

て、世の中で大切なのは人と人とのぬくもりとか、温かみとか、優しさとかが一番大切じゃないのかなと、年を取って思うようになりまして、学生時代を振り返ったときに、先生から知識的に何かを教わったというよりも、先生からあのときに受けた温かみとか、優しさが、よく残っているような気がするんですよ。

だから、教育においては、もちろん知識を与えることも大切なんだけれど、やっぱり人と人との間の温かさというか、そういうものを教えるということは、私は、大切じゃないのかなという気がしているんですけど、教育長お伺いします。

○黒木教育長 私がお世話になった先輩の方々の中で、私が非常に印象に残っている言葉が感化という言葉でございます。感化、感じる、化ける、教育は感化だと、委員が今おっしゃったのは、温かみとか、人のぬくもりということだと思うんですけど、それ以外のこともたくさんあるかと思います。受け取り方も様々かと思いますが、教員は子供たちに感化する、だから自分も成長しなくちゃいけないんだというようなことをおっしゃられたのをふと思い出しまして、委員の言葉はそのとおりだなというふうに思いました。

また、教員同士の関係についても、温かみというのは通じるのかなと思っておりまして、教員は、ほかの職——例えば県庁の職員の皆様と比べても、職階制がそんなにないんですね。学校は、校長と教頭と教諭というような、そのくらいの構造でございますね。これまた私の記憶、経験でございますが、ここに一番ふさわしいといますか、私たちが大事にしていたのが、同僚性という言葉でございます。同僚としてのよ

さ、教諭と教諭で一緒なんですけれども、先輩の先生のまねをしながら追っかけていったことがございます。そこも通い合っていたものが、温かみとかあったなというのを今ふと委員の御発言の中で思い出したところでございます。

○井本委員 ありがとうございます。

○徳重委員 スポーツ振興課長に要望なんですけど、私も今期で議員を辞める中で一番考えているのは国民スポーツ大会ですよ。国民スポーツ大会は、山之口町が主会場になります。

そこで、交通アクセスを皆さん心配されているのが実態じゃないかなと思っております。山之口町のスマートインターは、ETCのようにずっと進めず、一遍止まらないといけないわけですね。

そこで、都城インターまで2分ぐらいです。都城インターはずっと行きますから、ここで降りてから山之口町まで、途中までが約2キロぐらいか、田んぼの中にすぐ道路があるんですよ。交差も大変な状況です。山之口町に入ったら広がっていますので、この2キロか3キロを拡張したら、相当緩和されると思っております。

大会等があつて、たくさんの人が車で出入りすることになるわけですから、早急に国民スポーツ大会までにはやってほしいというのが私の願いです。そういった考え方があるのか、あるいは県土整備部なりの立場の方と相談されて拡張を考えていただくといいかと、あえて今日申し上げさせていただきましたが、議案ではないです。

○河野委員長 いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中尾教育政策課長 お手元の常任委員会資料の17ページをお願いいたします。

令和5年度宮崎県教育委員会事務局組織改正案について御説明いたします。

改正の内容ですが、競技力向上推進室の廃止でございます。

令和9年に本県で開催されます国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、知事部局と教育委員会が連携して競技力向上に取り組むため、競技力向上の推進に係る事務を知事部局へ移管します。これに伴いまして、競技力向上推進室を廃止し、推進室に設置しております施設整備担当をスポーツ振興課に設置します。

組織改正については以上であります。

続きまして、資料の18ページを御覧ください。

次期「宮崎県教育振興基本計画」(素案)についてであります。

11月の常任委員会で骨子案について報告しておりましたが、3回にわたって開催いたしました有識者等による懇話会の意見も踏まえ、素案を作成したところであります。素案は別冊でお配りしておりますが、その概要につきまして、この資料で説明いたします。

まず、1、計画策定の考え方であります。

国内外においては、これまでの少子化・人口減少、グローバル化などの問題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢など、ますます複雑で予測困難な時代にあります。本県においては、高齢化や人口減少が一層加速し、地域活力の低下が懸念されております。

また、全国と同様に、不登校、ヤングケアラーなどの子供の問題が多様化・複雑化し、共働

き家庭やひとり親家庭の増加など、家庭を取り巻く環境が変化しているところであります。

これらの現状を踏まえ、現行計画のこれまでの推進状況を振り返り、現在策定中であります国の教育振興基本計画、県の総合計画等を参酌し、次期計画の策定を行うものであります。

次に、2、次期計画(素案)の概要であります。

第1章から第5章まで、5つの章立てで構成しております。

第1章、計画の策定に当たってであります。この計画は教育基本法において、地方公共団体が策定の努力義務を負うものであり、県の総合計画の部門別計画となります。

計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間です。

第2章、本県教育の現状につきましては、幼児期の教育、学校教育、生涯学習と家庭・地域の教育、文化芸術・スポーツ活動の4分野ごとに数値を示しながら、現状をまとめているところであります。

第3章、第4章につきましては、次のページで説明いたします。

計画推進のスローガンにつきましては、これまでの計画に引き続き、未来を切り拓く心豊かでたくましい宮崎の人づくりとしております。

前回、説明したとおり、7つの基本目標を掲げ、その下に19の施策をひもづけております。各施策は、第2章で示した現状を踏まえながら、各目標の達成に向けて、今後の方向性や取組内容を整理しております。

それでは、新しい視点で構築したものや取組内容の充実を図ったものなど、表立った施策について説明いたします。

20ページをお開きください。

左上の施策1、いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進であります。

何よりも大切な子供たちの命を守るため、子供たちが自分、そして他人の命をかけたがえのないものであることを学ぶ取組を総合的に推進する、命を大切にする教育の推進を冒頭に盛り込んだところであります。

次に、施策3、全ての児童生徒に応じた教育機会の確保であります。

いじめや不登校といった問題に加え、最近ではヤングケアラーなど新たな社会的課題が生じており、1つ目のいじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実にて、様々な手段を活用した教育相談体制の構築や適応指導教室、フリースクールなど、多様な学びの場の充実などを盛り込んだところであります。

次に、施策6、教育の情報化の推進であります。

デジタルやICTの特性・強みを生かし、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すため、ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成、教職員のICTの活用指導力の向上、そしてICTを活用するための環境整備に取り組み、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

次に、施策9、キャリア教育・職業教育の推進であります。

本県の高校生が未来への希望を持ち、社会に貢献できるよう、4つ目の高校生の就職支援の充実にて、キャリア教育の充実や県内就職に対する理解の促進、高校生の早期離職対策の充実を盛り込んだところであります。

21ページを御覧ください。

施策10、幅広い世代でのスポーツの推進であ

ります。

令和9年度に本県で開催します国スポ・障スポ大会に向けた競技力の向上を新たに盛り込んでおります。

ページ中央の施策15、学校における働き方改革の推進であります。

学校の機能を高めるための学校業務の改善にて、児童生徒の能力を伸ばすためにも、教職員が健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境の整備・充実を盛り込んでおります。

また、部活動の地域移行に向けた環境整備として、令和5年度以降の公立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行に向けた取組を盛り込んでおります。

次に、施策16、教職員の資質能力の向上であります。

多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するために、優れた人材の確保及び専門性や社会性の向上のための研修の充実にて、養成・採用・研修の一体的な推進を盛り込んだところであります。

最後に、施策18、学校・家庭・地域の連携・協働の推進であります。

家庭教育支援の充実につきまして、骨子案の段階では、施策12、生涯学習の推進の中に位置づけておりましたが、子供たちを育むためには、学校・家庭・地域が連携を深めることが今後ますます重要であることから、こちらの施策18に移し替え、家庭の教育力の向上を図る支援の充実のための施策を盛り込んだところであります。

18ページにお戻りください。

(5) 第5章、計画の推進に当たって、につきまして、目標達成に向けた各施策の実効性を担保し、進捗状況を把握するため、43の推進指

標と目標値等を設定し、この指標に基づき、毎年、各施策の取組の進捗状況等について点検・評価を行い、計画を着実に推進してまいります。

なお、現状値につきましては、最新の実績値を確定後に掲載し、それを踏まえて、今後、目標値を設定する予定であります。

3、今後のスケジュールであります。

3月中旬からパブリックコメントを実施し、その後、次年度の5月定例教育委員会に計画(案)を付議し、6月県議会において、議案として提案させていただきたいと考えております。

○長尾生涯学習課長 常任委員会資料、22ページを御覧ください。

宮崎県生涯読書活動推進計画の一部改定について御報告いたします。

改定内容は、現行の宮崎県生涯読書活動推進計画の主な施策の柱に、視覚障がい者等の読書環境の整備を追加するものであります。

具体的には、表の中ほどにありますように、左側の現行は4つの柱で構成されているものを、新たに4の視覚障がい者等の読書環境の整備を追加するものであります。

1の一部改定の理由であります、(1)で示しましたように、令和元年に視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律——読書バリアフリー法と呼ばれるものであります——が成立いたしました。

これは、障がいの有無に関わらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにすることを目的とした法律であります。

また、これに基づきまして、(2)に示しましたように、令和2年に視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が策定されまして、地方公共団体には、令和6年度まで

に読書バリアフリー計画の策定が求められております。

2の視覚障がい者等の読書環境の整備の主な取組といたしましては、公立図書館等におきまして、視覚障がい等がある方々が使用しやすい書籍の利用促進を図ったり、図書館司書等を対象に障がい者サービスの研修を実施したりするなど、読書環境の整備に努めることとしております。

なお、宮崎県生涯読書活動推進計画(改訂版)を別冊としてお配りしております。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○井本委員 こうやって教育全体をずっと眺めたときに、教育委員会、学校、県議会議員とかあるんだけど、実際具体的に、教育を中核になって動かしているのは、私はやっぱり先生だと思っんですよ。

この先生方が本当にやる気になる体制を私はつくらないといけないと思っんですよ。教育県として宮崎県を立て続けていくならね。

だから、この基本計画がどんなふうなのか、2章だけなのか、ほかのところに関連するのかもしれないけれども、教育者を育てるという、そしてあなたたち先生方が宮崎県の教育の中核ですよという、そういう認識を持ってもらえるような計画にぜひともしていただきたいなと思いますね。

○黒木教育長 今年度、私は国の中央教育審議会の教育振興基本計画部会の臨時委員を務めさせていただき、現場を知っている立場でございますので、実効性のあるもの、つまり現場に届く、先生方や学校に届く施策ではないと実効性

がありませんよということを機会あるごとに伝えさせていただきました。

そういった視点で、県の教育振興基本計画策定の際も、スタッフとは話をしていたところでございます。絵に描いた餅になっては何もなりませんので、一つ一つ、先生方の心や学校——組織の中に届くように、これからしっかり取り組んでまいります。

○田口委員 学校の基本計画もいいんですけども、先生方の働き方改革をしっかり進めていけないと。

代表質問でも聞きましたけれど、今、教員という仕事がブラックになってきていると言われている。先生方が余裕を持ってと言ったらおかしいですけど、子供たちとしっかり接しながら、いい授業を提供できるような環境をつくっていかないといけない。

まさに日本をしょって立つ子供たちの教育の現場が疲弊をして、教員をやめようと、あるいは逆に親が心配して、そんなところに行ったら大変よ、やめなさいというような職業になっちゃいけませんので、そういう意味での働き方改革をぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

○中別府教職員課長 75ページになりますけれども、この計画の施策の15、学校における働き方改革ということで、しっかりとここに上げさせていただきました。委員がおっしゃるように、今、学校現場がブラックというふうに言われているということですので、ここの課題にもありますように、先生方のワーク・ライフ・バランスをきちんと取れるような働き方改革を推進していく必要があると考えております。

本県の働き方改革につきましては、これまで

令和元年から4年間、第1期として取り組んできておりました。

そして、これから令和5年度から4年間の第2期の働き方改革に入っていくということで、今、計画を立てているところになります。

そこで、この計画の77ページに参考としまして、宮崎県の学校における働き方改革推進プラン第二期全体構想の考え方を示しております。

このポンチ絵の真ん中になりますけれども、教職員のウェルビーイングの向上——いわゆる先生方がやりがい、生きがい、また幸福感を持って教壇に立てる——そういうことができることを基本方針として、具体的な取り組みを上げております。

委員のおっしゃるように、しっかりと先生方のやりがい、生きがいが高まるような働き方改革を、第二期で目指していきたいと考えております。

○河野委員長 いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 では、請願の審査に移ります。

継続請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」について、執行部からの説明はありますか。

○中別府教職員課長 特にございません。

○河野委員長 それでは、委員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 では、その他で何かありませんか。

○日高委員 今回の議会の中で、函師議員から、高鍋高等学校の話がありました。僕も高校1年生の息子がおり、部活で野球をやっているんで

すけれども、高校生にとって朝食が不安定だったり、夕食も外食しているというのは、厳しい状況だろうと思うんですけども、実際はどういう状況なのでしょう。

○岩切競技力向上推進室長 学校関係者と確認が取れておりますので、お伝えいたします。

高鍋高等学校ラグビー部につきましては、部員が60名近く在籍しております。これは、この前卒業した3年生も含めての数であります。そのうち半分以上が児湯郡以外から通っている生徒で、朝早くJRなどで通学しているようです。

ただ、遠方で通学できない子は下宿しており、18名の生徒が3つの下宿先にお世話になっているということです。そのうちの1つの下宿先は、朝食ありということで生徒、保護者にも了解済みで契約をしております。

この朝食ありの下宿先につきましては、OBの保護者が準備をしたり、顧問の御家族の方が準備をしたりして、提供されているようです。それ以外の2つの下宿先につきましては、最初から朝食が準備できないということで、生徒も保護者も了解済みで契約をしているようです。

この状況が昨年末まで続きましたが、今年の1月から3つの下宿先、全ての生徒に朝食を提供するべきだという学校の考えの下に、3年生の保護者——現在はOBですけれども——が朝食を準備して、学校のミーティングルームや同窓会館等で提供をしております。

よって、今年の1月からは、下宿者18名全て朝食が提供されている状況でございます。

ただ、月曜日から金曜日のみで、土日につきましては準備ができないということで、各自で自炊をしていると伺っております。

昼食につきましては、月曜日から金曜日は、それぞれ3つの下宿先が契約しております食堂、レストラン等からお弁当が配達されております。土曜日は、それぞれの食堂、レストランで食べております。ただし、日曜日は提供がございませんので、自炊をしていると伺っております。

夕食につきましては、月曜日から土曜日は、それぞれの契約している食堂で食べております。日曜日は自炊をしていると確認が取れました。

ただし、夕食につきまして、1か所だけ、火曜日から日曜日は提供があつて、月曜日は提供がないと、曜日が1日ずれておりますけれども、週のうち6日間は提供されているという状況の確認が取れました。

○日高委員 部活をしている子供たちにとって食事が無いというのは厳しい状況でありまして、自民党の党議の中でも心配の声もありました。その中で、ああいう新聞報道も出ましたけれども、OBなどが特待生が来なくなるんじゃないかと心配されているんですが、どうでしょうか。

○岩切競技力向上推進室長 あの報道の後に、スポーツ振興課、競技力向上推進室に、直接問合せ等は特に来ておりません。

○井本委員 では、今は、朝食は全員食べているということで間違いはないんですか。

○岩切競技力向上推進室長 1月からは同じ場所で18名、下宿生全てが同じものを食べているということになります。

○井本委員 土日は自分で自炊したり、外食したりするというのは、契約でそうなっているんですか。それとも自由でそうなっているんですか。

○岩切競技力向上推進室長 3つある下宿のうち2つの下宿につきましては、契約当初から朝

食は準備できないということで、保護者と確認をした結果、朝食については自分たちで準備します、子供が自炊をしますということで契約したということになっております。

○日高委員 あの新聞報道の中では、部活生が食事を取れていないというイメージがあるんですね。高鍋高等学校のOBの方たちは、今、そんな状況なのかと心配されているところなんですけれども、実際は、ちゃんと食事は取れているということなので、そういうことはありませんよと伝える方法はないのかなと思って、報道では無理かもしれませんが、何か伝える機会とか、対策とかはないのでしょうか。

○岩切競技力向上推進室長 新聞の中では、朝食が提供されていないということで、あの記事だけを読み取ってしまいますと、大変心配された方も多数いるのかなと思っております。

高鍋高等学校ラグビーの顧問からは、ああいう報道がどうしても誤解を招くといいますか、実態とは違うので、あれが広まっていくことに対してはちょっと危惧しているというような話は伺っております。

今後、どういうふうに対応していけばいいのか、学校等と相談しながら進めていくことになるのかなというふうには考えております。

○日高委員 では、これからということですね。

○岩切競技力向上推進室長 はい。丁寧に進めていきたいと思っております。

○日高委員 はい、分かりました。

○図師委員 今の内容は、私の一般質問の内容で宮崎日日新聞が書かれた記事のことだと思うんですが、あの記事が出てから、私もすぐ高鍋高校ラグビー部の監督とやり取りをしまして、今、御説明いただいたとおり、今、食事がない

ということではなくて、ない時期があって、改善はされたけれども、私は、毎日の提供には至っていないということを一一般質問で取り上げたんですけれども、宮日さんのあの切り取り方では、今もないというふうを受け取られる内容でした。

それは、現場の監督が一生懸命、例えばOBとか自分の奥さんとか、食堂を3つぐらい掛け持ちして、朝食、昼食、夕食の段取りをされていて、ああいう内容の記事が載って非常に残念だということで、私は、即座に宮崎日日新聞のほうに、誰がこの記事を書いたんですかと、事実確認をしながら記事にしてほしかったんですという申し入れはしました。今、宮崎日日新聞側で、この記事に関しての訂正を出すかどうかを検討いただいている、また返事をしますというところまでは話をしております。

ただ、今説明いただいたとおり、生徒は自炊しているんですよ。野球部の子なんかは毎朝自分が自炊したのを写真に撮って監督に送るとか、監督はそれを見ながらバランスが悪ければこれをもっと食べなさいとかいうことを指導されているようなんですが、日高委員も言われるように、高校生が自炊をする、外食をするという環境が今までは暗黙の了解で続いているんですよ。

ではなく、そういう環境を改善すべきであろうということの問題提起で、今回一般質問をさせていただいたところです。より充実した環境になるように努力をいただければと思います。

○岩切競技力向上推進室長 強化指定校につきましては、現在、強化費の支援でありますとか、県有施設の使用料の減免、スポーツ推薦制の導入、また顧問に対して、今、栄養のことも含めまして、いろんな技術指導でありますとか、け

が防止でありますとか、食生活、食事の取り方、栄養の取り方等の講習を通して、競技力が高まるような支援をしております。

今、委員からもございましたが、栄養面に関しましても非常に大事な部分であるということは私たちも認識しておりますので、この強化指定校の在り方、支援の在り方、また指定の在り方を決定しております連絡調整会議等でも、どういう支援をするべきなのか、自助と公助の部分もございますので、また丁寧に議論をしていきながら、競技力の強化を図れるようにやってまいりたいと考えております。

○長友文化財課長 一般会計予算の徳重委員からの質問のお答えの中で、説明が足りていないといえますか、誤解を招くような表現がありましたので、訂正をさせていただきたいと思いません。

市町村が行う発掘調査についての県と国の補助の件なんですけれども、工業団地などの市町村が開発主体となっている事業に伴う発掘調査については、県と国の補助がございません。個人住宅とか、農業基盤整備などに伴う発掘調査につきまして、国と県の補助があるということで訂正したいと思います。

○押川スポーツ振興課長 先ほど徳重委員から、新しい陸上競技場への交通アクセスの件で御質問がありましたけれども、国民スポーツ大会、それから全国障害者スポーツ大会での来場者につきましては、ほとんどが計画輸送ということで、渋滞緩和のための看板とか臨時駐車場とか、そういうものが設置されます。

けれども、新しい陸上競技場は、本県のスポーツランドの中核施設になりますので、その後も利用者の利便性向上を考えた場合の交通アク

セスにつきましては、この施設の建設を行っております国スポ・障スポ準備課、それから都城市とも情報を共有しながら、こういったことができるかにつきまして、こちらからも丁寧に説明をさせていただければと思います。

○徳重委員 はい、よろしくお願いします。

○河野委員長 いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上で、教育委員会の審査は全て終了いたしました。ここで、今月末で退職される幹部職員を紹介いたします。

児玉教育政策次長、東教育振興次長、加塩財務福利課長、小川県立図書館長、岩切県総合博物館長、木村県立美術館副館長でございます。

代表して児玉教育政策次長に御挨拶をいただきたいと思えます。

○児玉教育次長（教育政策担当） 私たちは、昭和37年度生まれの6人です。最後の1年をこうして教育委員会事務局職員として、しかも委員の皆様のご理解と御示唆、御協力をいただきながら県政に携わらせていただきましたことは、本当に恵まれた1年であったと思えます。委員の皆様には、心より感謝申し上げます。思っております。

様々なことがあったこの1年でありましたけれども、私たち一丸となって黒淳こと黒木淳一郎教育長の下、県政の柱の一つである人づくりに学校現場に寄り添いながら取り組んでまいりましたつもりでございます。学校教育における教育資源につきましては委員の皆様からも御示唆いただきましたが、それは学校の先生たちであるということ、そしてその先生方が生きがいややりがいを持って、やらされる労働ではなく、先生方御自身の思いを込めた創造的な仕事をして

いただくこと、このことが教育界活性化のエネルギーになるんだと、そう強く感じ続ける1年でもありました。このような大切なことを学ばせていただきながら教育行政の場に携わらせていただきましたことに、心から感謝申し上げます。

委員の皆様におかれましては、これまで同様御指導賜りますよう、来年度以降もどうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。(拍手)

○**河野委員長** これまで長きにわたり宮崎県の発展のために御尽力いただきまして、誠にありがとうございました。今後は、ぜひ健康に十分留意されて県政を温かく見守っていただきたいと思えます。本当にお疲れさまでした。

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時34分再開

○**河野委員長** では、委員会を再開いたします。

まず、採決についてでございます。

委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、9日に採決を行うこととし、再開時刻を午後1時としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野委員長** それでは、そのように決定いたします。

○**河野委員長** では、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時35分散会

令和5年3月9日(木曜日)

午後0時58分再開

出席委員(7人)

委員	長	河野哲也
副委員	長	佐藤雅洋
委員		徳重忠夫
委員		井本英雄
委員		日高陽一
委員		田口雄二
委員		凶師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	上園祐也

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見をお伺いいたします。

ないようですので、これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第15号から第19号、第23号、第34号、第35号、第43号、第57号から第60号、第62号、第63号及び第78号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見をお伺いします。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長 挙手多数。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後1時01分休憩

午後1時03分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、引き続き閉会中の

継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

それでは、その他、何かございませんか。

○日高委員 先ほど委員長報告の中でという話もあったんですが、先ほど僕も質問させていただいたんですけれども、あの新聞記事で誤解があったというところで、もし可能であれば、図師委員から訂正というか、その話を上げていただくほうが、逆に県民の皆さんには分かりやすいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうかと思つての提案です。

○田口委員 どういう提案ですか。

○日高委員 今回、事実を確認させていただいて、実際その朝食が出てましたよという話で、新聞記事ではその朝食が出ていないというような誤解が出ているので、今から対策をされる、慎重にやっていくという話はあったんですけれども、議会で逆に図師議員から訂正をしていただくことによって、県民の方に理解が得られるのかなという提案です。

○田口委員 どの場で訂正しようというのか。

○日高委員 閉会のときです。本会議の中でどうでしょうか。そういう誤解が解けるんじゃないかなというところもあって、そうされたほうがいいんじゃないかなという提案でございました。

○河野委員長 暫時休憩します。

午後1時04分休憩

午後1時08分再開

○河野委員長 再開します。

それでは、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 1年間、文教警察企業常任委員会、調査、その他いろいろと審議させていただきました。足りないところもあったかもしれませんが、皆様の誠意ある調査等で、県政のこの委員会の主目的は大きく進んだのではないかと思います。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

副委員長からもどうぞ。

○佐藤副委員長 河野委員長が言われたとおりであります。河野委員長を支え切ったかどうか分かりませんが、この文教警察企業常任委員会の内容は、非常に大事な問題であるなど大変勉強になりました。いろいろな委員会も経験させてもらいましたけれども、この文教警察企業常任委員会での経験をしっかり生かして、県政、地元の役に立てるように、まだまだ挑戦していきたいと思っております。大変お世話になりました。

また、田口先生は今回まででして、お世話になりました。また、御活躍を祈念しております。

○河野委員長 以上で、委員会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時11分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 河 野 哲 也